

**ベトナム社会主義共和国  
人材育成支援無償（JDS）事業  
準備調査**

**ファイナルレポート**

平成 22 年 2 月  
(2010 年)

独立行政法人国際協力機構  
(JICA)

委託先  
財団法人日本国際協力センター（JICE）

国内
CR (1)
10-001

**ベトナム社会主義共和国  
人材育成支援無償（JDS）事業  
準備調査**

**ファイナルレポート**

平成 22 年 2 月  
(2010 年)

独立行政法人国際協力機構  
(JICA)

委託先  
財団法人日本国際協力センター（JICE）



# 要 約

## 1. 調査概要

### 調査背景

人材育成支援無償事業（以下「JDS」）は、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等の人材育成を行うこと」を目的として1999年度より開始された。その後、対象国を広げ、2009年度は11カ国を対象としている。

より効果発現・効率化のために、2009年度事業より、段階的に新しい制度によるJDS（以下「新方式」）が導入されることとなり、2009年度は、2010年度事業の新制度導入に向けて、既存のJDS対象国であるベトナム（以下「ベ国」）、カンボジア、バングラデシュの3カ国の他、新たにスリランカを加えた4カ国において同様の調査を実施することとなった。

### 調査目的

本調査の主な目的は次のとおりである。

- 各対象機関から応募承認された応募者に対する必要な選考を行い、最終的な留学候補者を決定する。その過程で、調査団と対象機関関係者との協議、受入大学の教員と現地関係者との協議を通じて得た情報に基づき、受入大学の参画を得て各サブプログラム基本計画の最終案を作成する。
- その結果等に基づき、適正な受入人数案、事業実施期間中に一貫して実施される受入大学による特別プログラムの内容・経費規模を検討し、次年度以降に実施される4期分の留学生受入に関する事業規模案（事業計画案）の算定を行う。

### 調査手法

本調査の中で、2009年7月から2009年11月までベ国において現地調査を実施した。

- 2009年8月： 調査方針の確認
  - (1) 日本の援助方針、ベ国の開発ニーズに合致するサブプログラム/コンポーネントの設定
  - (2) 各サブプログラム/コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学の配置案の確定
  - (3) 事業運営主体としての主管省庁の決定（教育訓練省（実施機関））
  - (4) 各サブプログラム/コンポーネントに対応する対象機関の選定
  - (5) 各サブプログラム/コンポーネントを主管する省庁（課題別主管省庁）の選定
  - (6) 実施体制の確認
- 2009年8月から11月： 第1バッチの留学候補者の募集・選考
- 2009年10月： 各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定
- 2009年11月： 事業規模の決定

調査結果

ベ国におけるコンポーネント一覧

サブプログラム	コンポーネント	主管省庁	課題別 主管省庁	対象機関	大学	研究科	受入 予定 人数
1. 経済成長促進・国際競争力強化	1-1. 成長促進のための制度整備	教育訓練省	計画投資省	計画投資省 商工省 財務省 国家銀行 教育訓練省	一橋大学 国際公共政策大学院	アジア公共政策プログラム	4
	国際基督教大学大学院					アーツ・サイエンス研究科	3
1-2. 運輸交通・都市開発	運輸交通省		運輸交通省 建設省 ハノイ市人民委員会 ホーチミン市人民委員会 教育訓練省	広島大学大学院	国際協力研究科	4	
2. 生活・社会面の向上と格差是正	2. 農業農村開発政策		農業農村開発省	農業農村開発省 国立農業政策立案所 教育訓練省	九州大学大学院	生物資源環境科学府	4
3. 環境保全	3. 環境		天然資源環境省	天然資源環境省 計画投資省 国立科学技術アカデミー 農業農村開発省 商工省 教育訓練省	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	5
4. ガバナンス強化	4-1. 法制度整備		司法省	司法省 最高裁判所 最高検察庁 商工省(※) 教育訓練省	名古屋大学大学院	法学研究科	3
	4-2. 行政改革		内務省	内務省 国家監査院 地方人民委員会 国会事務局 ホーチミン国家政治行政学院 教育訓練省	神戸大学大学院	国際協力研究科	2
					明治大学大学院	ガバナンス研究科	5

妥当性の検証

検証の結果、ベ国がJDSを通じた人材育成の必要性に基づき設定されたサブプログラム/コンポーネントは、ベ国開発課題や我が国の援助計画における援助重点分野に合致したものであると言える。

人材育成に関するプロジェクトにおいては長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、案件目標、特にプロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、当該開発課題の解決に必要な知識の習得に留まらざるを得ないが、留学生が習得した知識を帰国後効果的に活用することや、活用する機会や職務が所属機関によって与えられることによって、究極的には「母国の開発課題解決に貢献し活躍すること」に帰結することが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての指標は以下の通りである。

- ・ 帰国留学生の修士号取得
- ・ 帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

指標「帰国留学生の修士号取得」については、これまで実施されてきた JDS 事業募集時における事業趣旨に合致した人材や募集分野に関連する機関をターゲットにした応募勧奨、学問的基礎知識や学習能力、基本的な素養をも踏まえた選考、そして来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリングによって、高い成業率を達成してきた。なお、2009年10月時点での JDS 事業全体の成業率は 99% に達する。

また、指標「帰国留学生の当該政策作成・制度構築に関連する部署への配属」について、留学生の応募時の所属機関への復職という観点では、従来方式の JDS の見直しに伴い対象が公務員に限定され、対象機関と留学生との間で帰国後数年間の復職義務について派遣前に取り決めがなされている省庁もある。課題別主管省庁のひとつである計画投資省では、留学前に同省と本人との間で覚書を取り交わし、学位取得後 6 年間、同省での勤務が義務付けられている。

### 概略事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、3.60 億円となる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

#### (1) 日本側負担経費

3.60 億円（平成 22 年度事業 3 ヶ年国債）

#### (2) ベ国負担経費

なし

#### (3) 積算条件

① 積算時点 : 平成 21 年 10 月

② 為替交換レート : 1US\$ = 95.44 円  
: 1US\$ = 17,786 円

③ 事業実施期間 : 事業実施期間は、実施工程に示したとおり。

④ その他 : 積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする。

## 2. 提言

本調査を通じて得られた課題・提言は、下記の通りである。

### (1) 対象機関の設定について

第 1 バッチの募集期間中に、商工省をコンポーネント「法制度整備」の対象機関とすることが同省より提案され、運営委員会で検討の結果、同省を対象機関とすることが承認された。

JDS 新方式では、育成すべき対象者や対象機関を絞り込みにより、実施効果の向上を目指していることから、対象機関を固定することが望まれるが、2-1-1 項で述べた対象機関への調査を引き続き実施し、次年度以降の対象機関について整理し、各省庁の役割を運営委員会で再度確認することが望ましい。

#### (2) 省庁内公募について

対象省庁内の窓口を原則として国際協力局および組織人事局としているものの、省庁内部での連携不足や情報伝達方法の問題から、公募情報は十分に伝わっていない省庁が散見された。来年度は、コンポーネント毎に主要な対象省庁には一定の推薦枠を与えることによって、対象省庁が責任をもって候補者を推薦できるようにすることが望ましい。また、より多くの応募者を確保するためにも、多くの公務員が購読しているベトナム語新聞・機関紙等に公募情報を掲載することを教育訓練省が検討する必要があると考える。

#### (3) 募集期間について

今年度は調査スケジュールの都合上、約 1 ヶ月程度の募集期間しか設けることができなかったため、適度な競争を確保するのに必要な応募者数の確保が大きな課題となった。次年度以降、無償本体 JDS の設計に際しては、対象(推薦)機関における諸手続きや応募書類作成等に要する時間を考慮の上、対象(推薦)機関に対する事前説明実施や内部承認手続き期間を約 1 ヶ月程度確保し、応募者の募集期間を少なくとも 1 ヶ月半以上確保することが望ましい。

#### (4) 追加選考の実施について

行政改革コンポーネント（受入上限人数 5 名）は総合面接の結果、英語力不足を主な理由に、上位 4 名のみを合格とし、同時に受入上限人数を確保するため、教育訓練省が管理する「海外留学候補者リスト」から JDS 事業の趣旨に合致した留学候補者を選出し、追加選考を行うことが第 2 回運営委員会で提案され、実施した。①正規のプロセスによる応募・選考と追加選考との公平性、透明性の確保及び②本追加選考に伴う対象機関の追加における関係者間の合意取付のプロセスなどの課題も挙げられる。次年度は先方政府の募集時の責任を明確にし、対象機関は英語能力のある人材の一定数以上の応募者する方式にすることが望ましい。

# 目 次

## 要約

第1章	JDS の背景・経緯	1
1-1.	JDS の現状と課題	1
1-1-1.	JDS における現状と課題	1
1-1-2.	開発計画	2
1-1-3.	社会経済状況	4
1-2.	無償資金協力の背景・経緯及び概要	5
1-3.	我が国の援助動向	5
1-4.	他ドナーの援助動向	7
第2章	JDS の内容	8
2-1.	JDS の概要	8
2-1-1.	JDS の実施体制	8
2-2.	4 ヶ年の事業規模設計	14
2-2-1.	概要	14
2-3.	サブプログラム基本計画策定	15
2-3-1.	概要	15
2-4.	JDS 事業のスケジュール	19
2-5.	相手国側負担事項の概要	19
2-6.	JDS の概略事業費	20
2-7.	フォローアップ	21
第3章	JDS の妥当性の検証	23
3-1.	JDS の効果	23
3-2.	プロジェクト評価指標の補完・データの収集について	24
3-3.	課題・提言	25
3-3-1.	課題・提言	25
3-3-2.	技術協力・他ドナーとの連携	27
3-4.	JDS の妥当性	27
3-5.	結論	31

## [資料]

1. 調査団員・氏名（2009年7月官団員含む調査団）
2. 人材育成支援無償（JDS）事業 平成21年度調査フロー図
3. 関係者（面会者）リスト
4. 討議議事録（M/M）
5. サブプログラム／コンポーネント毎の4カ年の受入人数（案）
6. サブプログラム基本計画
7. 第1バッチ（2010年度来日）の候補者の募集・選考方法
8. 対象機関の課題、JDSに期待するテーマ、職員数
9. 評価測定クエスチョネア（来日時実施用）

# 第1章 JDS の背景・経緯

## 1-1. JDS の現状と課題

### 1-1-1. JDS における現状と課題

人材育成支援無償事業<sup>1</sup>（以下「JDS」）は、市場経済への移行に不可欠な法整備、経済・経営等の分野で人材育成への需要を抱えている開発途上国に対して、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等の人材育成を行うこと」を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2009 年度は 11 カ国<sup>2</sup>を対象としている。2009 年度までに JDS を通じて来日した留学生は累計で 2000 名を超える。

過去 10 年間の JDS 全体としては「留学で得た成果を自国において様々な形で活用し、自国の発展に貢献している」と相手国政府関係者より高い評価を得ているが、より効果発現・効率化のために以下のような見直しが必要となっていた。

- ・ 国別援助計画を踏まえた対象受入分野の絞り込み
- ・ 育成すべき対象者・対象機関の選定
- ・ 質の向上のための、同一大学による継続的受け入れ

このような背景から、2008 年度より段階的に新しい制度による JDS（以下「新方式」<sup>3</sup>）が導入されることとなり、昨年度はウズベキスタン、ラオス、モンゴルに加え、新規対象国であるタジキスタンの 4 カ国を対象に新方式導入のための協力準備調査（計画策定調査）が実施された。同調査は、現地調査を通じて先方政府のニーズを把握するとともに、当該国における国別援助計画、JICA プログラムを踏まえたプロジェクトを形成することを目的として実施された。2009 年度は、既存の JDS 対象国であるベトナム（以下「ベ国」）、カンボジア、バングラデシュの 3 カ国の他、新たにスリランカを加えた 4 カ国において同様の調査を実施することとなった。

なお、ベ国では 2000 年度より JDS が開始され、2009 年 10 月時点で 276 名（うち 203 名が帰国済み）の JDS 留学生を日本に受け入れている。

---

<sup>1</sup> 人材育成支援無償事業：現在 11 カ国を対象に我が国無償資金協力により実施されている人材育成（留学）スキーム。英名称は、Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarships(JDS) Program

<sup>2</sup> ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、モンゴル、ミャンマー、中国、フィリピン、キルギス、タジキスタンの 11 カ国

<sup>3</sup> 新方式：日本の援助方針（援助重点分野等）や対象国の有する開発課題・人材育成ニーズ等に基づき、対象国毎にサブプログラム/コンポーネントを策定し、その上でサブプログラム/コンポーネントへの取り組みに適した対象機関（中央省庁等）、本邦の受入大学を選定し、留学生の派遣を行う方式。4 カ年（4 期の留学生）を 1 つのパッケージとして、4 カ年にわたり同一のサブプログラム/コンポーネント・対象機関・受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させるもの。また、受入大学は 4 カ年にわたり同一の対象国・対象機関の留学生を受け入れることにより、対象国に適した教育プログラムを提供することが可能となる。

表 1 ベ国 過去の JDS 実績 (2009 年 10 月現在)

	来日 年度	分野		公務員・民間 セクター比率		応募時所属 機関への 復職状況 (帰国直後)
		受入 人数	内訳	公	民	
第 1 期	2001	19	法律、経済、経営、農業、IT	85%	15%	11/19
第 2 期	2002	30	法律、経済、経営、農業、IT	67%	13%	18/30
第 3 期	2003	30	法律、経済、経営、農業、IT	57%	43%	15/30
第 4 期	2004	30	法律、経済、経営、農業、IT、環境政策	70%	30%	21/30
第 5 期	2005	30	法律、経済、経営、農業、IT、環境政策	54%	46%	26/30
第 6 期	2006	33	法律、経済、経営、農業、IT、環境政策	56%	44%	24/33
第 7 期	2007	34	法律、経済、経営、農業、IT、環境政策、公共政策、 国際関係	64%	35%	31 名帰国済 (確認中)
第 8 期	2008	35	法律、経済、経営、農業、IT、環境政策、公共政策、 国際関係	66%	34%	留学中
第 9 期	2009	35	法律、経済、経営、農業、IT、環境政策、公共政策、 国際関係	64%	36%	留学中
合計		276				

JDS の目的である「若手行政官の育成」を達成するためには、JDS 留学生の選考において適切な人選がなされる必要がある。2006 年度（2007 年度来日。以下同じ）からは新たに公務員限定分野（2 分野：公共政策、国際関係）を設定し、若手行政官育成に主眼を置いて募集・選考を行っている。また、育成した若手行政官が母国の社会経済開発における課題の解決に貢献するための必要条件となる帰国後の定着率の向上についても現地の JDS 関係者の間で検討され、応募時の所属機関への復職の可能性がより高い公務員の合格者を確実に獲得できるよう 2007 年度には公務員限定分野が 3 分野に拡大（公共政策、国際関係、経済）し、更に 2008 年度には 8 分野中 5 分野（公共政策、国際関係、経済、農業、環境政策）（35 名中 21 名）にまで拡大した。

#### 1-1-2. 開発計画

ベ国では、従来から経済社会の発展の方向性を示す基本文書として「社会経済開発 5 ヵ年計画（以下「SEDP<sup>4</sup>」）」を作成し、これに基づいて政策の立案・実施が行われている。そして、2001 年には SEDP（2001-2005）に加え、「社会経済開発 10 ヵ年戦略（以下「SEDS<sup>5</sup>」）（2001-2010）」が初めて作成された。2002 年には、上述の戦略文書の策定と並行してアジアで初の貧困削減戦略文書（以下「PRSP<sup>6</sup>」）」を策定し、その後、同文書に「成長」の要素を明確に盛り込み、経済成長

<sup>4</sup> SEDP: Socio-Economic Development Plan

<sup>5</sup> SEDS: Socio-Economic Development Strategy

<sup>6</sup> PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper

と貧困削減の二つの達成を目的とした「包括的貧困削減成長戦略文書（以下「CPRGS<sup>7</sup>）」を策定した。

2006年6月の国会では新しいSEDP（2006-2010）が承認され、同計画を上位計画として、各地方省・市やセクター省庁は各々開発計画を策定している。

主な戦略、計画は以下のとおりである。

#### （1） 社会経済開発 10 ヶ年戦略（SEDS）（2001-2010）

SEDS（2001-2010）では、2020年までに工業国への転換を遂げるとのビジョンを掲げ、①国際経済社会への一層の統合及び工業化・都市化の進展による年平均7%の経済成長の達成、②公平性確保のための地域間格差是正と貧困削減を主要政策目標としている。

#### 社会経済開発 10 ヶ年戦略（SEDS）（2001-2010）

##### （1） 戦略的目標

###### 【経済指標】

GDP 倍増

農林水産業 4.0－5.0%、工業 10－15%の生産拡大、サービス業 7－8%成長（年平均）

GDP シェア：農林水産業 16－17%、工業 40－41%、サービス業 42－43%

###### 【人間開発指標】

人口増加率 1.1－1.2%、飢餓・貧困撲滅、都市・農村の失業問題解決、熟練労働者層育成（30%）、中等教育普及、幼児栄養失調低減（20%）、平均寿命向上（71歳）、科学技術振興、経済・社会インフラ整備、社会主義市場経済の制度確立

##### （2） 開発のアプローチ

- ・ 社会的衡平と環境保護と両立する迅速・効果的かつ持続可能な成長
- ・ 工業国の基礎造り
- ・ 社会主義的市場経済化に向けた諸改革の促進
- ・ 国際経済への統合の中での自立した経済の確立
- ・ 経済・社会的側面と国家安全保障の結びつき強化

#### （2） 社会経済開発 5 ヶ年計画（SEDP）（2006-2010）

SEDP（2006-2010）では、持続的な経済発展により2010年までの低所得国からの脱却を目標に、「経済」「社会」「環境」を柱として高成長、生活改善、工業化・近代化のための基盤形成と「知識ベース経済」の発展、政治・秩序・治安の安定、国際社会における地位向上を目指すとしている。

また、本戦略は CPRGS の要素を統合して作成され、世界銀行もこれを PRSP として認知している。

<sup>7</sup> CPRGS: Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy

## 社会経済開発5ヵ年計画 (SEDP) (2006-2010)

### (1) 主要目標

- ・経済成長の速度を速め、経済発展の効果と持続性を高める大きな変化を生み出し、以てベ国を低開発状態から早期に脱却せしめる。
- ・国民の生活を物質的・文化的・精神的に大きく改善する。
- ・工業化・近代化を推し進め、知識集約型経済を発展させ、2020年までに近代化された工業国家とするための基礎作りを行う。

### (2) 経済面における具体的目標

GDP年平均成長率：7.5～8%

2010年のGDP：2000年比2.1倍以上の940～980億米ドル

1人当たりGDP：1,050－1,100米ドル

農林水産業成長率：3～3.2%/年、工業・建設業成長率：9.5～10.2%/年、サービス業成長率：7.7～8.2%/年

国家予算のGDP比率：約21～22%

各産業のGDP比率：農林水産業約15～16%、工業・建設業約43～44%、サービス業約40～41%

総輸出額：年16%増、2010年の一人当たり輸出額：770～780米ドル（2005年の2倍）

### (3) 社会面における具体的目標

人口増加率1.14%、800万人の雇用創出、貧困率10%、栄養不良児10%、平均寿命72歳

### (4) 環境面における具体的目標

森林比率42～43%、都市部の人口の95%・農村部の人口の75%に水資源供給、企業の50%以上が環境基準を満たす

### 1-1-3. 社会経済状況

ベ国は、8,600万人の人口を有し、東南アジアではインドネシア、フィリピンに次ぐ人口規模の社会主義国である。1976年の南北統一以来、国家・社会の指導的勢力とされている共産党による一党支配が堅持されている。

1986年に開かれた第6回共産党大会でドイモイ（刷新）政策が採択されて以降、その後一貫して市場経済化を通じた経済改革及び対外開放政策が進められており、2006年4月の第10回共産党大会では、ドイモイ路線の継続と共に、工業化・近代化を進め、2010年までの達成目標として、低所得国から脱却することを掲げている。また、2004年から本格的に加盟交渉を進めてきたWTOへの加盟を2006年に果たしたことによって、対外貿易、投資をこれまで以上に活性化させ、成長を加速させるだけでなく、ベ国の体制・制度の多くを国際的なルールや基準に適応させるために、単なる法体系や行政手続きの整備にとどまらず、政治を含む幅広い領域での変容を迫られている。

現在の社会経済状況に関する懸念事項としては、汚職、行政改革、鳥インフルエンザ等感染症、自然災害、都市部と農村部における社会経済格差、人権問題等が挙げられる。

## 1-2. 無償資金協力の背景・経緯及び概要

上述の通り、8,600万人の人口を有するベ国は経済発展の潜在的可能性が高く、メコン地域の発展の牽引役として更なる地域経済統合と連携を促進する上でも同国の重要性は確実に高まっている。2010年までの低所得国からの脱却、2020年までの工業国への転換を目標とし、また市場経済体制の確立や国際経済統合の中での国際競争に生き残るためWTO加盟を果たしたことで、あらゆる場面でグローバルスタンダードの視点が求められる中、国の重要政策に係るマスタープラン（総合的な基本計画）や個別の政策を策定・実施できる能力を持った人材、中でも社会経済開発の基盤を支える若手行政官の育成が急務となっている。これら若手行政官の育成は、ベ国の直接的な発展に貢献するだけでなく、ASEAN諸国のバランスのとれた経済発展、東アジア域内協力の深化、域内の平和と安全の確保、基本的価値の共有とこれらに基づく日本との緊密な関係の維持・強化に寄与するものと考えられる。

このような背景のもと、ベ国政府では2000年度以降、無償資金協力による人材育成プロジェクトの実施につき我が国政府に対し要請を行っており、現在に至るまで継続的に協力を実施している。

## 1-3. 我が国の援助動向

ベ国に対する経済協力は、1978年末のベ国によるカンボジア侵攻により一時中断したものの、1991年10月のカンボジア和平合意を受けて、1992年に本格的に再開された。2007年度末時点での対ベ国協力額の累計は、技術協力776億円、無償資金協力1,238億円、有償資金協力（円借款）1兆2,911億円にのぼり、現在、日本はベ国にとって最大の援助国となっている。無償資金協力事業については、これまでBHN分野及び社会開発分野を中心に支援を行ってきており、近年では、「貧困農民支援」、「中部高原地域地下水開発計画」、「フェ中央病院改善計画」、「第二次北部山岳地域初等教育施設整備計画」、「国立衛生疫学研究所高度安全性実験室整備計画」（鳥インフルエンザ対策の対応）等を実施している。

表2 我が国の援助実績

単位：億円

援助形態	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	累計
円借款	793.30	820.00	908.20	950.78	978.53	12,911.44
無償資金協力	56.50	49.14	44.65	30.97	21.19	1,238.26
技術協力	55.77	57.11	56.61	52.75	51.98	775.99

出典：外務省HPより

(注1) 円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。

(注2) 技術協力においては、JICAが実施している技術協力事業の実績

以下は我が国がベ国に対して実施している類似の留学生事業に関する主な実績である。

### (1) ヤング・リーダーズ・プログラム (YLP)

2001年度に創設された大学院レベルの奨学金プログラムであり、ベ国からは初年度より受入が

行われている。

- ① 目的：アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーとして活躍が期待される若手行政官などを日本に招聘し、日本に対する理解を深めることを通じて世界各国の指導者などの人的・知的ネットワークを創り、日本を含む諸国家間の有効関係の構築、政策立案機能の向上に寄与すること
- ② 専攻分野：行政、ビジネス、法律、地方行政、医療行政
- ③ 学習言語：英語
- ④ 期間：1年間（修士課程）
- ⑤ 主な資格要件：（年齢）40歳以下  
（学歴）学部卒以上（もしくは同等以上）  
（職歴）3～5年以上の実務経験
- ⑥ 候補者の選考方法：対象国の推薦機関からの推薦制
- ⑦ 受入実績：2001年度より合計15名（詳細は表3の通り）

表3 YLPによるベ国からの受入実績

年度	2001～ 2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	合計
人数 (人)	5	0	2	1	2	1	4	15

（出典：在ベ国日本国大使館より情報収集）

## （2）文部科学省国費外国人留学生制度

1954年度に創設された制度であり、ベ国からは1980年度より受入を開始している。現在は「研究留学生」、「学部留学生」、「高等専門学校留学生」、「専修学校留学生」、「日本語・日本文化研修生」、「教員研修留学生」の受入を実施しており、「研究留学生」が大学院レベルとなる。

- ① 目的：日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資すること
- ② 専攻分野：大学の専攻分野と関連があり、日本で学習可能な分野
- ③ 学習言語：原則日本語
- ④ 期間：標準修業年限（正規の過程を終了するのに必要な期間）
- ⑤ 主な資格要件：（年齢）35歳以下  
（学歴）学部卒以上（もしくは同等以上）  
（職歴）不問
- ⑥ 候補者の選抜方法：在外公館による推薦制、大学による推薦制
- ⑦ 受入実績：1980年度より受入を開始し、その内2004年度以降の研究留学生の受入は合計166名（詳細は表4の通り）

表4 文部科学省国費外国人留学生制度によるベ国からの受入実績

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	合計
人数 (人)	25	25	26	26	24	40	166

（出典：在ベ国日本国大使館より情報収集）

#### 1-4. 他ドナーの援助動向

ベ国において類似事業を実施するドナーとしては、表 5 のとおりアメリカ、ベルギー、豪州等が挙げられる。全て無償による支援であるものの、各事業の目的や対象者等は様々であり、JDSと同様、政府職員を主たる対象とした人材育成を目的として実施しているものもある。

表 5 他ドナーの人材育成等の事業

プログラム/ プロジェクト	国名	概要
Fulbright Program in Vietnam (Vietnamese Student Program)	アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的：学術・文化交流を通じた相互理解促進。</li> <li>② 要件：ベ国国民であること。最低1年間の職務経験を有すること。</li> <li>③ 取得学位：修士</li> <li>④ 分野：アメリカ文学、アメリカ学、経営、コミュニケーション学、地域・都市計画、開発経済、経済、教育、環境学、美術・演劇、国際関係、ジャーナリズム、法律、図書館学、情報技術及び情報システム管理、公共行政、公衆衛生、公共政策、社会福祉、非英語話者への英語教育法(TESOL)、女性学/ジェンダーと開発</li> <li>⑤ 人数：20～25名程度</li> </ul>
Vietnam Education Foundation	アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的：ベ国の科学技術力向上に寄与する国際教育交流プログラムを通じた、アメリカとベ国の関係強化。</li> <li>② 要件：ベ国国民であること。科学技術系の学士を有していること。</li> <li>③ 取得学位：修士・博士</li> <li>④ 分野：自然科学分野、工学分野</li> </ul>
Belgian bilateral scholarships	ベルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的：貧困削減、持続可能な発展への貢献。</li> <li>② 要件：ベ国国民であること。最低2年間の職務経験を有すること。ベ国の発展に貢献しうる人物。</li> <li>③ 取得学位：修士・博士</li> <li>④ 分野：環境、水と衛生、廃棄物処理、教育、保健、公共行政、農業・農村開発</li> <li>⑤ 人数：40名</li> </ul>
Australian Development Scholarship	オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的：ベ国の発展に貢献しうる人材の育成。ベ国・オーストラリア両国の関係強化。</li> <li>② 要件：優先的公共機関向け（全体の35%）に応募する場合は、当該機関に属し、所属先からの推薦があること。</li> <li>③ 取得学位：修士・博士</li> <li>④ 分野：ガバナンス、地域開発、域内・国境をまたぐ・緊急的な課題</li> <li>⑤ 人数：150名</li> </ul>

## 第2章 JDS の内容

### 2-1. JDS の概要

1-1-1 項で述べた通り、JDS は、市場経済への移行に不可欠な法整備、経済・経営等の分野で人材育成への需要を抱えている開発途上国に対して、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等の人材育成を行うこと」を目的として実施されている。

また、JDS の特徴は、個人の留学支援を目的とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する開発重点分野（従来の「受入分野」に相当するものであり、本協力準備調査に基づいて実施が検討される新方式においては、サブプログラム/コンポーネントという）に携わる人材育成に主眼が置かれている点にある。

本協力準備調査では、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の国別援助計画に基づき設定されたサブプログラム/コンポーネントにおける人材育成ニーズ及び想定される対象機関等における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 ヶ年を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラム/コンポーネントの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行うものである。

以下、JDS の実施体制について述べる。

#### 2-1-1. JDS の実施体制

##### （1）運営委員会

JDS の実施体制については、2009 年 7 月より実施された協力準備調査における現地調査の協議において、資料 4 に基づき運営委員会の実施体制及び機能や役割、ベ国政府の負担事項等が説明され、ベ国政府関係者の了承を得た。また、同協議において、教育訓練省国際教育開発局（以下「VIED<sup>8</sup>」）を運営委員会に加えることが、運営委員会のベ国側共同議長を務める同省国際協力局より提案された。VIED には外国政府からの奨学金事業等の情報が集約され、VIED はベ国において留学生派遣を推進する局であるため、JDS 留学生の募集・派遣においても積極的な役割を果たすことが期待されることから、同局を運営委員会の構成メンバーとすることで合意した（図 1 参照）。

運営委員会は、ベ国側委員（教育訓練省（国際協力局、高等教育局、計画財務局、国際教育開発局）、計画投資省）及び日本側委員（在ベ国日本国大使館、JICA ベ国事務所）にて構成され、JDS の実施・運営について協議を行うことで合意に達した。

なお、運営委員会の機能・役割は JDS 運営ガイドラインに基づき、以下の通りである。

ア. 事前調査における本事業計画策定協議への参加：

- ・ベ国の開発計画、日本の対ベ国援助方針等に基づき JDS にて取り組むべき重点分野（サ

<sup>8</sup> VIED: Vietnam International Education Development

- プログラム) および開発課題 (コンポーネント) の設定を行う。
- 各コンポーネントに関連の深い省庁・機関を課題別主管省庁として任命し、JDS の 4 年計画であるサブプログラム基本計画策定に対する協力を促す。
  - 課題別主管省庁及び受入大学と協議を行いながらサブプログラム基本計画を策定する。
- イ. 留学生最終候補者の決定：
- 運営委員会にて選考方針を決定の上、円滑な選考実施に当たって必要となる協力を行う。
  - 最終選考 (総合面接) の実施とその後の運営委員会における最終候補者の決定を行う。
- ウ. 帰国留学生の有効活用の促進およびフォローアップ：
- プロジェクト効果発現を目指して帰国生の活用策を検討し、フォローアップを行う。
- エ. その他本事業の運営管理に関する検討：
- その他、事業の運営管理に必要な事項について検討する。

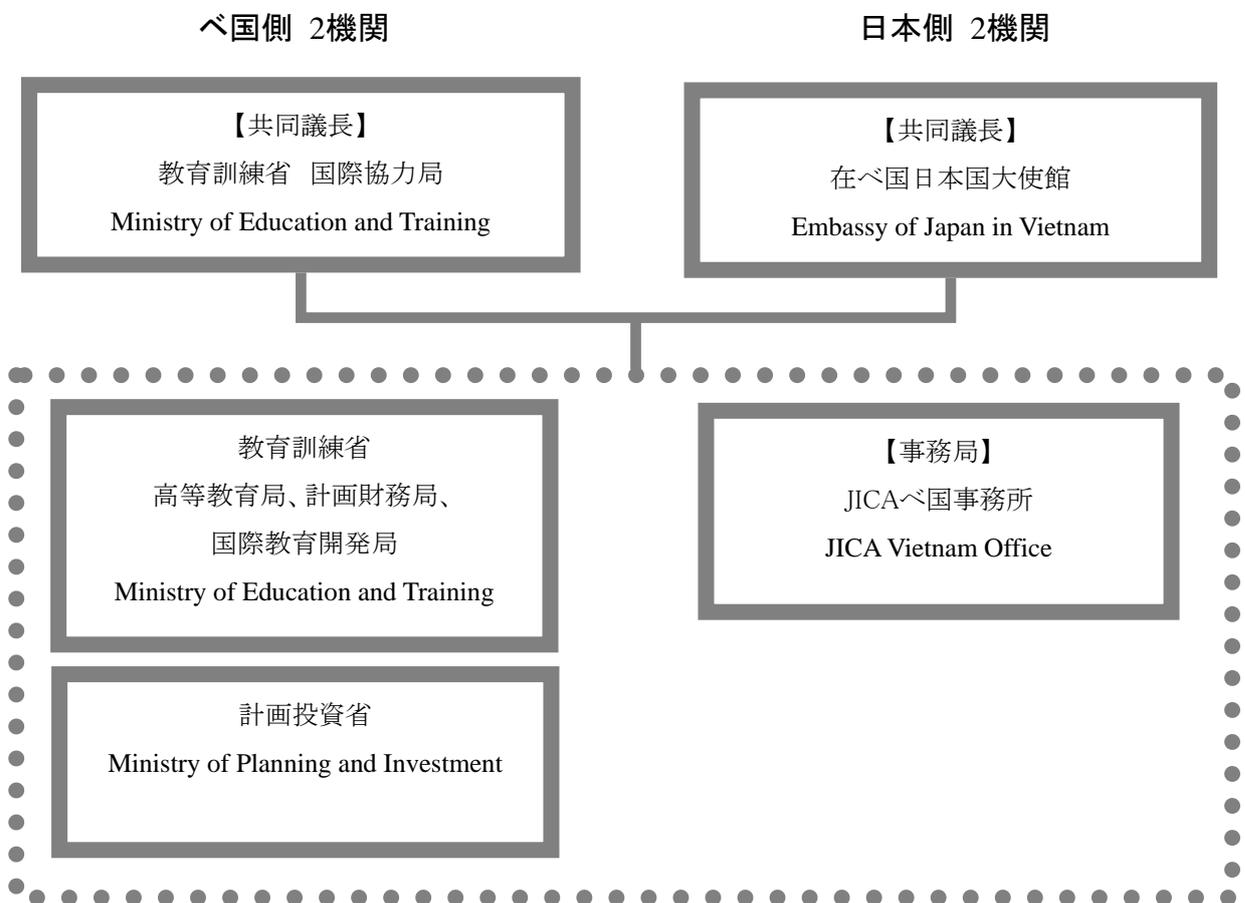


図 1 ベ国運営委員会

(2) 主管省庁・課題別主管省庁・対象機関

JDS 新方式では、サブプログラム/コンポーネント毎に当該開発課題に関連の深い行政機関 (対象機関) をターゲットとして定め、応募者は対象機関に所属する正職員に限定して対象機関の人材を集中的に育成できるよう募集の段階、すなわち事業の入口部分で方向付けすることで、JDS の実施効果の向上を目指している。また、各サブプログラム/コンポーネントにおける課題の解決に向けて、より中心的な役割を担うことが想定される行政機関を「課題別主管省庁 (Leading

Organization)」として対象機関の中から選定した。課題別主管省庁は、サブプログラム基本計画の策定やコンポーネント毎の受入大学との協議を行う際に主体的な役割を担うことが期待されており、各コンポーネントにおけるオーナーシップの発揮や受入大学との関係強化を目指している。また、これら課題別主管省庁を取りまとめ、応募勧奨の協力依頼や受入大学との協議を行う省庁への依頼・調整等の JDS 実施促進の役割を担う「主管省庁 (Managing Organization)」を教育訓練省が務めることとなった。同省は、JDS 開始以来運営委員会議長を務め、JDS に積極的に関与してきた経験から、課題別主管省庁に対する働きかけや調整を十分に行ってきた。

なお、対象機関については前述の通り、サブプログラム/コンポーネント毎に関連の深い行政機関を対象機関として設定しているが、教育訓練省より、公立の大学教員は留学で得た知識を多くの人に伝達できる点で、全てのコンポーネントにおいて重要な役割を果たし得る可能性が高いことから、全コンポーネントの対象機関としたいとの要望により、全ての公立大学関係者からの応募を認めることが協議において合意された。

このほか、対象機関に対しては、表 6 の通り選定された各サブプログラム/コンポーネントの対象機関の状況（応募資格要件を満たし得る潜在的な候補者数、人材育成計画及びニーズ、当該機関における課題等）を確認するため、以下の通り質問票による調査を実施した。

(a) 調査方法

事前に質問票を送付の上で、対象機関を往訪し、(b) に関するヒアリング、または質問票の取り付けを行った。

(b) 調査内容

- ① 組織としての役割、課題、研究ニーズ
- ② 潜在的候補者の有無（正規職員数、対象年齢者数、学士号取得率等）
- ③ 語学力
- ④ 帰国後の復職の可能性

(c) 調査を実施した機関

課題別主管省庁を含む対象 19 機関<sup>9</sup>に対して、訪問による聞き取り、及び質問票取り付けによる調査を行い、その内 14 機関より回答を得た。但し、回答を受領した機関においても、部分的な回答にとどまるものが散見された。

(d) 調査結果概要

① 組織としての役割、課題、研究ニーズ

今回調査対象となった対象機関が示した「開発課題ニーズ」は、JICA ベ国事務所が作成した「想定される開発課題」に沿ったものであり、先方政府内に潜在的な応募者が存在することが確認された。たとえば、「行政改革」コンポーネントの課題別主管省庁である内務省は、行政改革の中の公務員制度改革に注力しており、公務員評価システムについて研究計画を作成している応募者を推薦している。帰国後には修士論文を政策ペーパーとして取り扱い、これをベースに省内で検討し、導入を計画する案も示された。また、「法制度整備」コンポーネントの課題別主管省庁の司法省では、省内で他の奨学金プログラムとのバランスを考慮した上で、国際関連法、民法等、法分野を絞り JDS に応募する仕組みをとってお

<sup>9</sup> 計画投資省、商工省、財務省、ベトナム国立銀行、運輸交通省、建設省、ハノイ市人民委員会、ホーチミン市人民委員会、農業農村開発省、国立農業政策立案所、天然資源環境省、ベトナム国立科学技術アカデミー、司法省、最高裁判所、最高検察庁、内務省、国家監査院、国家行政学院、ホーチミン国家政治行政学院

り、計画的な人材育成方針に基づき省内で選定される可能性が高いことが明らかとなった。

## ② 潜在的候補者の有無

JDS への応募可能年齢である 35 歳以下の若手行政官について調査を行ったが、各省庁における人的規模の統計データに関しては、人事局でタイムリーに情報整備がなされていないことが明らかとなり、対象 19 機関中、正規職員数についての回答を得られたのは 6 機関のみであった。応募資格要件を満たし得る潜在的候補者の有無について正確な情報を得ることができなかったものの、回答があった 6 機関について各機関の総職員数が 86,388 人であるのに対し、JDS 対象年齢者数は少なくとも 12,425 人以上が在籍していることが明らかとなった。ベ国ではこれまで公務員登用試験制度が確立していなかったが、近年国家統一の公務員登用試験等も整備され、徐々に大学学士号取得者の公務員登用が増えてきている。また、すでに学士号取得済の公務員に対して、キャリアアップも含め修士号、博士号取得を奨励している機関もあることから、応募資格要件を満たす若手行政官が相当程度以上存在することが期待できる状況である。

## ③ 語学力

各対象機関において、公務員の語学力（JDS 基準：TOEFL500 点、IELTS5.0 点）不足が指摘され、語学力が障害となって応募を躊躇する状況であることが把握できた。今年度の調査から明らかになったこととしては、実際の応募者のうち JDS の基準点を満たしていない者が全体の 40%に上っており、前年度（民間人を含む）の 30%を大きく上回る結果となった。しかしながら、一部機関では独自に語学研修を開始したり、IELTS 試験を職員に課したりする機関もあり、公務員の英語力向上に向けてさらに多くの省庁でこのような取り組みが行われることが期待されており、各省庁から選抜された次世代の若手行政官を育成する共産党プログラム 165（人材育成）においても、英語の集中研修が実施されていることから、次年度以降の潜在的応募者の英語力の底上げが期待できる。

## ④ 帰国後の復職の可能性

公的奨学金を得て留学し学位を取得した場合、所属機関によって期限は異なるが、帰国後複数年の復職義務が制度化されている機関があることが明らかとなった。JDS を公務員限定の事業とすることで、基本的に帰国後の所属機関へ復職することが確認された。

表 6 ベ国におけるサブプログラム/コンポーネント一覧

サブプログラム	コンポーネント	主管省庁	課題別 主管省庁	対象機関	大学	研究科	受入 予定 人数
1. 経済成長促進・国際競争力強化	1-1. 成長促進のための制度整備	教育訓練省	計画投資省	計画投資省 商工省 財務省 国家銀行 教育訓練省	一橋大学 国際公共政策大学院	アジア 公共政策 プログラム	4
					国際基督教大学大学院	アーツ・サイエンス研究科	3
	1-2. 運輸交通・都市開発		運輸交通省	運輸交通省 建設省 ハノイ市人民委員会 ホーチミン市人民委員会 教育訓練省	広島大学 大学院	国際協力研究科	4
2. 生活・社会面の向上と格差是正	2. 農業農村開発政策		農業農村開発省	農業農村開発省 国立農業政策立案所 教育訓練省	九州大学 大学院	生物資源 環境科学府	4
3. 環境保全	3. 環境		天然資源環境省	天然資源環境省 計画投資省 国立科学技術アカデミー 農業農村開発省 商工省 教育訓練省	筑波大学 大学院	生命環境 科学研究科	5
4. ガバナンス強化	4-1. 法制度整備		司法省	司法省 最高裁判所 最高検察庁 商工省(※) 教育訓練省	名古屋大学 大学院	法学研究科	3
					神戸大学 大学院	国際協力研究科	2
	4-2. 行政改革	内務省	内務省 国家監査院 地方人民委員会 国会事務局 ホーチミン国家政治行政学院 教育訓練省	明治大学 大学院	ガバナンス 研究科	5	

(※) コンポーネント「法制度整備」について、7月に行われた現地調査の協議時においては「商工省」は対象機関に含まれていなかったが、募集開始後、現地運営委員会にて検討した結果、対象機関として承認された。

### (3) 受入大学

新方式のJDSにおいては、受入大学は、専門的見地からプロジェクト実施のパートナーとして協力準備調査への参画及び後述する特別プログラムの実施等を通じたプロジェクト目的達成のための役割が求められている。

#### (a) 受入大学決定に至る経緯

本協力準備調査に先立ち、JICA はこれまで JDS 留学生の受入実績のある大学及び新たに受け入れを希望する大学に対して、対象 4 ヶ国の JDS による想定対象分野/開発課題<sup>10</sup>を提示し、各大学より受け入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、26 大学 38 研究科から 146 件の提案書が提出された。なお、べ国 6 件の想定開発課題に対する提案書の提出状況は、24 大学 33 研究科（新規大学・研究科含む）より、46 件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでの JDS 留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICA は評価要領<sup>11</sup>に基づき受入提案書の評価を実施した。その後、協力準備調査における先方政府との協議において、受入大学案について先方政府と合意に達した(表 6 参照)。

#### (b) 先方政府との協議

本協力準備調査において、受入大学は JDS の計画・調査段階から主体的・積極的に参画することにより、対象国の課題に即した受入体制、指導内容を整備し、留学生の母国の実情やニーズを踏まえた研究への方向付けを行うことにより将来的に研究成果が社会へ還元される可能性を向上させ、ひいては JDS の事業効果の発現を促進することが期待されている。このため、JDS 留学生の選考にあたって受入大学教員をべ国に派遣し、候補者の面接を行うとともに、運営委員会や対象（推薦）機関等の現地 JDS 関係者との意見交換を行った。

現地 JDS 関係者との意見交換を通して、受入大学は対象国の抱えるサブプログラム/コンポーネントにおける課題と人材育成ニーズ、及び対象機関や留学候補者のバックグラウンドを把握し理解することにより、適切なカリキュラム及び受入体制を検討することが可能になる。また、4 年間継続した JDS 留学生の受け入れによる、対象国・対象機関との長期的な連携関係構築の契機となることが期待されている。

協力準備調査への受入大学参画の目的は以下のとおりである。

- ・ 現地 JDS 関係者との意見交換で、当該国の抱える課題や人材育成施策に対する認識を共有すること
- ・ 第 1 バッチの留学候補者の選考及び現地 JDS 関係者との意見交換を通じ、サブプログラム基本計画に受入大学の知見を反映すること
- ・ 受入大学が対象国のサブプログラム/コンポーネントに特化したプログラム（特別プログラム<sup>12</sup>）の計画・立案を行うための当該分野課題状況、人材育成ニーズの情報を得ること

上記の目的を果たすため、専門面接の際に現地プロジェクト関係者と派遣大学教員の間で意見交換が実施された。

<sup>10</sup> JICA 及び対象国の政府関係者との協議の結果定められたべ国の援助重点分野課題に関して、課題の背景、関連する JICA 事業、JDS 事業で想定されるニーズ等を一覧表として作成したもの。

<sup>11</sup> 受入大学提案書にかかる評価要領。提案書の記載項目別に評価ポイントを点数化し、JICA 国内事業部と各国 JICA 現地事務所の担当者によって評価が行われた。なお、受入提案書の記載項目は、①受入可能人数、②当該想定開発課題に対する取組みの基本方針、③プログラム内容、④当該研究科における受入/指導態勢、⑤過去の JDS 留学生受入の成果、⑥ JDS 以外の留学生受入状況等、⑦当該開発課題における研究・協力実績等である。

<sup>12</sup> 特別プログラムとは、既存方式において設置されている「大学教育付帯講座」と新方式に新たに設けられた「研究活動促進講座」を併せたものであり、授業料とは別に追加的な経費を受入大学に支給し実施されるプログラムのこと。「大学教育付帯講座」は当該プロジェクトで受入れる留学生に対して、大学内の既存講座の他に、直接的な付加価値を寄与する特別講座・セミナーの実施等を目的とした講座であり、一方「研究活動促進講座」は、対象国の開発課題に特化したプログラムを提供する講座のことをいう。特別プログラムの実施については、受入大学は活動計画書及び実施計画書を提出し、JICA と先方政府の協議を経て実施が決定される。

まず、課題別主管省庁協議において、各課題別主管省庁より各機関の役割や当該コンポーネントに関連する開発課題、人材育成ニーズ等について、その後各派遣大学教員より各大学・研究科概要について、それぞれ説明がなされた。その後、派遣大学教員より、ベ国における省庁内での候補者選定方法、省庁内での英語能力向上に向けての施策、当該コンポーネント応募者が少なかった理由等について照会がなされ、ベ国側がこれに回答することで大学側は先方政府が抱える課題やプロジェクトに対する関心やニーズについて確認を行う機会となった。

これに続く運営委員会協議においては、運営委員会議長である教育訓練省より、現在のベ国政府における人材育成計画（博士 1,000 人育成計画を含む）の紹介があり、JDS 事業への大きな期待が表明された。受入大学からは、同人材育成計画に対する質問や、上記の課題別主管省庁協議において明らかとなった先方政府の課題やニーズに対応するサブプログラム基本計画における活動（特別プログラムにおいて想定される活動）の概要について説明が行われた。なお、この意見交換を通し、今後、サブプログラム基本計画には大きな修正が生じないことが確認されたことから、同計画の暫定版について現地関係者の了承が得られた。

#### (c) 留学生の受け入れ及び帰国後の関与

JDS 新方式では、受入大学において同一国、同一サブプログラム/コンポーネントにて 4 年間継続して JDS 留学生を受け入れるため、受入大学は既存のカリキュラムやプログラムに基づいた指導を行う一方で、対象国の抱える課題に適した内容で且つ留学生の留学前<sup>13</sup>、留学中、帰国後に亘って一貫した特別プログラムの提供を行うことが期待されている。

特別プログラムの目的は以下のとおりである。

- ・ JDS 留学生が当該国のサブプログラム/コンポーネントにおける課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- ・ 特別プログラムにおける活動を通じて、JDS 留学生あるいは対象国 JDS 関連機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること

## 2-2. 4 ヶ年の事業規模設計

### 2-2-1. 概要

2009 年 4 月に日本政府が提示した 2010 年度以降 4 ヶ年の各年度の受入人数上限（30 名/年度）と、受入大学が提出した受入提案書に記載された受入人数上限及び各コンポーネントの解決に最適なプログラム内容が検討された結果、サブプログラム/コンポーネント毎の 4 ヶ年の受入人数（案）は調査を通じて資料 5 の通り決定され、これに基づき第 1 バッチの募集・選考が行われた（資料 7 参照）。

なお、各年度のサブプログラム/コンポーネント毎の受入人数は各年度ごとに設定されているが、募集・選考を通じて受入予定人数枠に満たないコンポーネントが発生した場合は、他のコンポーネントに受入枠を振替えることにより、各年度の受入人数上限（30 名）まで候補者を選定することも併せて確認された。

<sup>13</sup> 1 バッチ目の JDS 留学生を対象にした留学前の特別プログラムの実施については、本協力準備調査契約と無償本体事業契約の関係上、実施の対象外となっている。

## 2-3. サブプログラム基本計画策定

### 2-3-1. 概要

サブプログラム基本計画は、ベ国が JDS を通じた人材育成が必要と考えるサブプログラム/コンポーネントにおいて、留学候補者を推薦する対象機関や本邦の受入大学、投入する留学生数及び期待される成果等について、向こう 4 ヶ年の事業（4 バッチ分の投入）を 1 つのパッケージとして策定するものである。同計画に基づいて 4 年に亘り同一のサブプログラム/コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。

また、各受入大学がベ国の各サブプログラム/コンポーネントの解決に特化して取り組むための特別プログラムを提供することにより、受入大学とベ国政府機関との関係強化の促進が期待されている。なお、サブプログラム基本計画は、協力準備調査における現地調査により最終的に策定された後、向こう 4 ヶ年受入大学が留学生に対する指導を行う際の指針となるものであり、かつ 4 年後に行われるプロジェクト評価のベースとなるものである。

#### サブプログラム基本計画の主な項目

##### 1. サブプログラム/コンポーネントの概要

- (1) 基本情報 (2) 背景 (3) 我が国の援助との関係

##### 2. 協力の枠組み

- (1) 案件目標 (2) 目標の指標 (3) 活動 (4) 日本側の投入、投入期間・人数 (5) 相手側の投入 (6) 資格要件

##### 3. 実施体制

- (1) 留学生の受入大学 (2) 受入大学の国際協力事業の実績 (3) プログラム概要

ベ国では協力準備調査において対象機関に対する調査や、大学教員派遣時に実施したベ国 JDS 関係者との意見交換等を経て、2-1-1 項にて表 6 に示された 4 つのサブプログラムのそれぞれについてサブプログラム基本計画（案）を策定した。概要は以下の通りである。（資料 6 参照）

また、運営委員会との協議の結果、JDS 留学生応募者の資格要件は以下のとおりとし、募集・選考方法は資料 7 の通り行われた。

#### 資格要件概要

- ① 対象機関において当該分野に従事する正職員
- ② 当該分野における専門的業務従事経験が 2 年以上あること
- ③ 修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
- ④ ベトナム国籍を有すること
- ⑤ 22 歳以上 35 歳未満（当該来日年 4 月 1 日現在）

- ⑥ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ⑦ 過去にベトナム国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

#### サブプログラム 1：経済成長促進・国際競争力強化

##### コンポーネント 1-1：成長促進のための制度整備

ベ国では、外国援助による制度改革とインフラ整備が奏功し、同時に外国企業による対内直接投資が年々拡大されてきたことにより、持続した経済成長が促進されている。この高成長を維持し、国家目標である 2010 年までの中所得国化、2020 年までの工業国化を実現するためには、国際競争力のある民間セクターが育つ基盤が必要である。WTO 加盟によって、WTO ルールに即した制度整備と適切な運用は喫緊の課題となっている。また、インフラ整備における民間セクター活用のための明確なガイドライン（BOT 関連法令、地方投資開発基金関連法令）の策定と適切な実施（規制監督庁の能力強化と独立性確保も含む）も課題であり、上記課題に対応できる公的セクターの人材育成が求められている。

本コンポーネントでは、経済関連省庁の若手行政官を対象に、経済成長促進、国際競争力強化に資する人材育成を目的に、1 バッチあたり 7 名、4 年で計 28 名を上限とした留学生の受入を行う。受入大学の提案によると、一橋大学国際公共政策大学院は留学前に同学教員と卒業生との意見交換会(Alumni Seminar)への参加を促し、帰国後も年 1 回行われる Alumni Seminar への参加を計画している。また、国際基督教大学大学院アーツ・サイエンス研究科は留学前に教員の現地派遣による経済学・統計学の集中講義を行い、帰国後には、ベトナム経済発展セミナーを実施することが計画されている。また、両大学とも、留学中は経済基礎理論および計量経済学全般にわたる幅広い知見を習得するとともに、実務面に直結した実践的な理解を深めることを目的としている。

それにより、WTO への加盟及び日越 EPA 発効後のより一層の経済統合、貿易円滑化の推進、計画経済体制から市場経済体制への移行に伴い必要となる各種経済制度整備・運用に係る人材を育成することが期待されている。

##### コンポーネント 1-2：運輸交通・都市開発

ベ国では、経済成長を持続するために、増大する運輸交通需要と急速に進む都市化に的確に対応し、円滑・安全な物流・人流に資する交通ネットワークを整備することが求められている。

インフラにおけるハード面の整備促進と同時に、増大する交通インフラ資産の運営・維持管理にかかる人材育成・質の確保、民間部門活用のための制度整備、交通安全対策、長期的視点での適切なセクター開発戦略の策定等のソフト面における課題にも適切に対応しなければならない。

ベトナムでは、急速な経済発展とともに、全国的に都市化が進み、都市問題が近年政策課題の 1 つとなっている。複層的に絡む様々な都市問題に適応できる人材が必要となっている。

本コンポーネントでは、経済成長とともに増大する運輸交通需要と急速に進む都市化に的確に対応し、円滑・安全な物流・人流に資する交通ネットワークに関し、中長期的に制度設計、政策策定ができる人材育成を目的に、1 バッチあたり 4 名、4 年で計 16 名を上限とした留学生の受入

を行う。受入大学の提案によると、留学前に事前準備の為の課題を電子メールを通じて課し、留学中には運輸交通・都市開発全般にわたる幅広い知見を習得するとともに、都市計画策定、幹線交通網整備、都市交通整備、交通安全など実務面に直結した実践的な理解を深め、学会・シンポジウム等への参加を促し研究成果に客観的な評価を受ける機会を設ける。また、帰国後には、同学が行うフォローアップ事業として行われる活動への参加を促すことが計画されている。それにより、ハード面、ソフト面及び多面的な運輸交通・都市開発に関する政策立案、計画策定に係る人材を育成することが期待されている。

#### サブプログラム 2：生活・社会面の向上と格差是正

##### コンポーネント 2：農業農村開発政策

ベ国では、工業化の進展とともに農林水産業の比率は年々減少している。しかし、就業人口の約半分を同産業が占め、人口の4分の3が農村に居住し、貧困層が多いことから、農業農村開発政策は貧困緩和、格差是正のために重要な課題と位置づけられる。

WTO加盟に伴い生じている状況を考慮しつつ、地方部貧困層に配慮した政策・制度面の改善及び技術の向上支援が喫緊の課題となっている。農村部は、食料・原材料の供給、自然環境保全、都市への人口流入の抑制、工業品の市場という役割を果たしており、他地域の発展にとっても重要な役割を担っている。

本コンポーネントでは、農業農村開発関連省庁の若手行政官を対象に、JICA 技術協力と JDS とを有機的に相互連携しながら、農業農村開発政策の立案・運用にかかる人材育成を目的に、1 バッチあたり 4 名、4 年で計 16 名を上限とした留学生の受入を行う。大学教員と農業農村開発省との意見交換の場において、ベトナムの農林水産業の発展に必要な技術向上のための人材育成を重視する意向が示されている。受入大学の提案によると、留学前に留学前事前セミナーを企画、留学中には海外からの講師を含めた実践的な講義の企画、留学中は農学関連全般にわたる幅広い知見を習得するとともに、論文作成を通じて課題に対する解決策を考察し、実践的な理解を深め、帰国後にも教育成果普及セミナー等を計画している。それにより、「成長を通じた貧困削減」プロセスを継続しつつ、地方部貧困層に配慮した政策・制度面での改善に係る人材を育成することが期待されている。

#### サブプログラム 3：環境保全

##### コンポーネント 3：環境

ベ国は、海面上昇によるメコンデルタの水没や、中部地域の台風被害の増加など、気候変動により甚大な影響を受ける可能性が最も高い国の1つである。今後も経済成長の進展に伴い、更なる環境の悪化が懸念されている。一方、中央・地方行政の環境管理体制は非常に脆弱であり、環境管理は、日本の公害経験に基づいた支援が可能で、既に我が国の支援実績があることから、経済成長による歪みの是正のために、支援対象とする意義は大きい。

ベ国政府は 2002 年に京都議定書を批准しており、2008 年 12 月に気候変動対応に関する National Target Program (NTP) が政府内の手続きを経て承認され、今後、ドナー支援を得ながら、NTP を実現していくことが課題となっている。

本コンポーネントでは、環境関連省庁の若手行政官を対象に、これから様々な影響が予想される気候変動に対し、長期的かつ包括的な取り組みができる人材育成を目的に、1 バッチあたり 5 名、4 年で計 20 名を上限とした留学生の受入を行う。受入大学の提案によると、留学前に経済社会データの入手状況を確認しながらテーマの絞込みを指導し、留学中は環境科学関連全般にわたる幅広い知見を習得するとともに、論文作成を通じてベ国固有の問題解決に資する課題に対する解決策を考察し、実践的な理解を深めさせる。また、国内外のインターンシップを通じて、環境政策現場を経験させる。帰国後は修了生や関係者との定期的な環境政策講座の開講を計画している。それにより、持続可能な開発のための環境保全に必要とされる「都市環境管理」「自然環境保全」「気候変動対策」に係る政策立案、制度改善に資する人材を育成することが期待されている。

#### サブプログラム 4：ガバナンス強化

##### コンポーネント 4-1：法制度整備

ベ国では、これまでの協力実績の中から、市場経済下の経済活動の基本となる民法、民事訴訟法等の制定・改正を中心とした技術協力においては、相当程度の整備が進んでいる。しかし、社会経済に合わせた改正や下位規範の整備が必要な他、政令、省令との整理も課題となっている。そして、これらの法律を適切に運用・執行できる人材の育成が求められている。ベトナムの立法作業を含む立法政策・司法政策の立案・実行を担う人材育成が急務であり、JICA でも「法・司法制度改革支援プロジェクト」が立ち上がったところである。

本コンポーネントでは、司法関連省庁の若手行政官を対象に、法令制定・改正作業ならびに法運用に必要な制度の構築・改善にかかる人材育成を目的に、1 バッチあたり 5 名、4 年で計 20 名を上限とした留学生の受入を行う。受入大学の提案によると、名古屋大学大学院法学研究科は、留学前に英語ペーパー作成に必要な英語能力、論文作成能力向上に向けた講義を企画、帰国後にも帰国生向けにアップデートな講義が計画されている。神戸大学大学院国際協力研究科は、帰国後、組織内関係者に研究成果を報告する機会の企画が計画されている。また、両大学ともに留学中は法論動向全般にわたる幅広い知見を習得するとともに、裁判官、検察官、弁護士等実務家からの講義も受講し、実務面に直結した実践的な理解を深めることを目的としている。

「法の支配」の確立・定着を図る人材を育成することにより、ベ国における中長期的なガバナンス強化に貢献することが期待されている。

##### コンポーネント 4-2：行政改革

ベ国では、行政改革マスタープランに基づき、利用者のニーズに合致した行政サービス提供の改善、公務員制度改革、政府機構改革等の取り組みが進められているが、改革プロセスが大幅に遅れており、地方分権化が推進されていく中で、地方政府の行政能力向上が課題となっている。

また相次ぐ汚職事件の発覚の中で、国民の注目も高まり、首相を長とする国家反汚職委員会の設置等、汚職撲滅に向けた改革も中長期的な課題として位置づけられている。

本コンポーネントでは、ベ国政府が進める行政改革マスタープランに基づき、行政マネジメント能力の向上や税務行政実務等の公共財政管理等の分野で、中長期的な視点に立って人材育成することを目的に、1 バッチあたり 5 名、4 年で計 20 名を上限とした留学生の受入を行う。受入大

学の提案によると、留学中にガバナンス全般にわたる幅広い知見を習得するとともに、留学生の研究テーマに関連した特別講義等実施することにより、研究テーマの実践的な理解を深めることを目的としている。公共政策の現場視察や関係者との意見交換を設定、補助プログラムとして論文執筆特別講座を企画する等の計画をしている。透明性の高い行財政体制の実現、地方分権化への対応強化に貢献する人材を育成することが期待されている。

なお、サブプログラムとコンポーネントはいずれもベ国の開発課題・ベ国国別援助計画・JICAプログラムと関連していることが確認されており（詳細は後述 3-4JDS の妥当性を参照）、JDS で取り組むべき重点分野/課題として 2009 年 7 月に実施された現地調査の協議において正式に合意された。（詳細は、資料 4：討議議事録参照）

## 2-4. JDS 事業のスケジュール

協力準備調査の結果、日本国外務省及び JICA が 2010 年度以降の JDS 事業実施を正式に決定した場合、向こう 4 ヶ年の事業については図 2 に示されたスケジュールの実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N（交換公文）及び G/A（贈与契約）の締結後、JICA が協力準備調査を受託したコンサルタントを「エージェント」としてベ国政府に対し推薦し、当該エージェントが JDS 事業におけるベ国政府との契約を締結した上で、ベ国政府に代わり事業実施を担うこととなる。

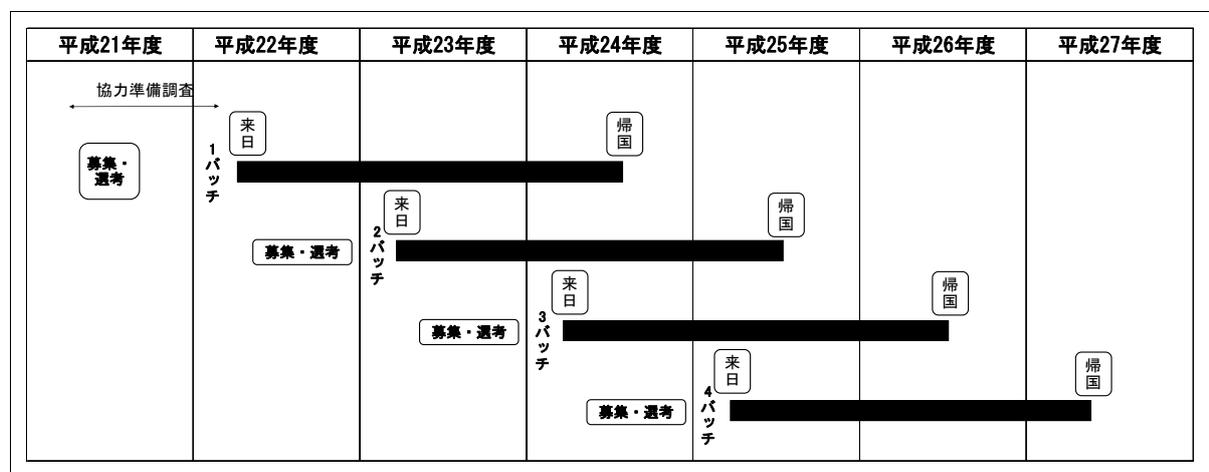


図 2 実施工程

## 2-5. 相手国側負担事項の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、教育訓練省が全コンポーネントの主管省庁として、JDS の計画・実施・管理・監督を実施する役割や、コンポーネント毎に設定された課題別主管省庁に対して、JDS への協力の働きかけを行う等、主導的な役割を担う。また、課題別主管省庁は、応募書類の配布促進等を通じて応募勧奨に協力するとともに、サブプログラム基本計画の策定に向けて受入大学との協議の開催を調整・実施する。

JDS 留学生の留学期間中は、ベ国政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリ

ングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員メンバーと協力して適切な措置を講じる。また、JDS 留学生が修士論文を作成する上で必要なデータ等を提供する。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、ベ国政府は留学生の帰国後に報告会を開催して留学の成果を把握するとともに、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流の促進等について必要な措置を行うこととする。また、主管省庁である教育訓練省は、留学生が帰国後に行政府等の中枢で活躍できるような職務が与えられるよう、関係省庁への働きかけを行う。

## 2-6. JDS の概略事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、3.18 億円となり、日本とベ国との負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記 (3) に示す積算条件によれば、次のとおりと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

## (1) 日本側負担経費

## ベトナム国 人材育成奨学計画

## 概略総事業費

約360百万円

(単位:千円)

区分	金額(千円)	2010年度	2011年度	2012年度
1. 実施経費(支払代行経費)	267,934	101,522	100,414	65,998
1-1 大学直接経費 (入学金、授業料、他)	57,682	21,867	23,760	12,055
1-2 留学生受入直接経費 (支度料、奨学金、宿舍関連手当、他)	151,527	55,810	58,668	37,049
1-3 留学生国内経費 (移動経費、宿泊経費)	26,324	15,430	0	10,894
1-4 研究活動促進経費	17,401	5,415	11,986	0
1-5 大学教育委託経費	15,000	3,000	6,000	6,000
2. 役務提供経費(受入前経費)	24,055	21,221	2,518	316
2-1 現地活動経費	14,576	12,058	2,518	0
2-2 募集選考支援経費	9,163	9,163	0	0
2-3 帰国プログラム(現地)経費	316	0	0	316
3. 役務提供経費(受入後経費)	26,350	17,848	3,865	4,637
3-1 事前研修経費	493	493	0	0
3-2 留学生用資材費	991	991	0	0
3-3 来日時経費	2,474	2,474	0	0
3-4 来日後ブリーフィング/オリエンテーション経費	6,815	6,815	0	0
3-5 導入研修経費	813	813	0	0
3-6 本邦日本語研修経費	3,171	3,171	0	0
3-7 モニタリング経費	7,792	2,527	3,370	1,895
3-8 受入付帯経費(突発対応)	1,017	339	339	339
3-9 研究活動促進経費	312	156	156	0
3-11 大学会議経費	69	69	0	0
3-12 帰国プログラム(本邦)経費	2,403	0	0	2,403
4. 実施管理団体業務人件費	42,301	26,721	10,090	5,490
4-1 直接人件費	33,841	21,377	8,072	4,392
4-2 管理費	8,460	5,344	2,018	1,098
<計>	360,640	167,312	116,887	76,441

概算事業費総計 360,640

## (2) ベ国負担経費

なし

## (3) 積算条件

- ①積算時点 : 平成 21 年 10 月
- ②為替交換レート : 1US\$=95.44 円  
: 1US\$=17,786 円
- ③事業実施期間 : 事業実施期間は、実施工程に示したとおり。
- ④その他 : 積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする。

## 2-7. フォローアップ

JDS の目的は「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等を育成すること」であり、「JDS における帰国留学生は、母国が直面

している社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として活躍すること」が期待されている。この目的を達成するためには、本邦大学への留学による専門知識の習得、研究、人的ネットワークの構築だけでなく、帰国留学生に対して様々なフォローアップを行う必要がある。そしてフォローアップが効果的になされるためには、ベ国政府による理解と協力、そして主体的な取り組みに依るところが大きい。

これまで実施されている帰国留学生に対するフォローアップとしては、帰国直後に開催される帰国報告会において、プロジェクト目標（修士号の取得を通じた開発課題に関する専門知識の修得）の達成状況に関する報告に加え、研究成果やその成果を活かしたキャリアプラン及びアクションプラン、日本での人的ネットワーク構築の成果について運営委員会への報告を行っている。同報告会には帰国留学生の所属機関の上司も招待されており、帰国後の知識活用の方向性やアクションプランを運営委員会及び所属機関の上司と共有することで、JDSの事業成果の発現をより確かなものとしている。また、日本との良好な関係の継続、JDSのより効果的な実施促進を目的に、帰国留学生をJDSに関連する行事等の様々な側面に取り込んでいる。対象機関における帰国留学生から潜在的応募者に対する応募勧奨の実施や募集説明会での帰国留学生の体験談の発表等が主な例である。

JDS新方式では対象機関が絞り込まれ、JDSの趣旨に合致する十分な応募者数の獲得においては従来以上にベ国政府の主体的な取り組みが求められる中、ベ国政府のJDSに対する十分な理解と協力は不可欠な要素である。特にターゲットである対象機関に所属する帰国留学生の活躍（活用）により、内からの理解が促進されるよう、今後も帰国留学生とのつながりを持続していく必要がある。

なお、帰国留学生からの要望もあって、過去数年間に亘り帰国留学生同窓会の設立が運営委員会において議論されているものの、運営資金の獲得方法や実質的な活動内容について検討・解決すべき課題が多く、未だ設立には至っていない。

こうした現状を踏まえ、今後の帰国留学生のフォローアップの方向性としては、ベ国政府による主体的な取り組みだけでなく、受入大学による支援にも期待したい。例えば一部の受入大学では独自の同窓会を設立して帰国後のネットワークを維持しているだけでなく、帰国留学生との共同研究の実施や、大学が実施する調査・研究プロジェクトと帰国留学生及びその所属機関との連携等の取り組みが行われている。このように、ベ国政府によるフォローアップだけでなく、留学生の送り出し側（運営委員会）及び受け入れ側（大学）といったJDS関係者が有機的にフォローアップに取り組むことにより、事業成果の一層の発現が期待される。

## 第3章 JDS の妥当性の検証

### 3-1. JDS の効果

既述の通り JDS は、若手行政官等を社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として育成すること、更には JDS で育成した当該人材が開発課題の解決に貢献し活躍することを目的としている。こうした目的の達成に向けて効果的に JDS を実施するために、コンポーネントごとに案件目標（上位目標及びプロジェクト目標）が設定されている（資料 6：サブプログラム基本計画を参照）。人材育成に関するプロジェクトにおいては長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、案件目標、特にプロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、当該開発課題の解決に必要な知識の習得に留まらざるを得ないが、留学生が習得した知識を帰国後効果的に活用することや、活用する機会や職務が所属機関によって与えられることによって、究極的には「母国の開発課題解決に貢献し活躍すること」に帰結することが望まれる。

なお、プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての指標は以下の通りであるが、上記の視点に鑑みて、全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- ・ 帰国留学生の修士号取得
- ・ 帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

指標「帰国留学生の修士号取得」については、募集時における事業趣旨に合致した人材や募集分野に関連する機関をターゲットにした応募勧奨、学問的基礎知識や学習能力、基本的な素養をも踏まえた選考、そして来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）によって、高い成業率のかたちで達成してきた。なお、2009年10月時点での成業率は99%に達する。今般、従来方式のJDSの見直しに伴い、留学生の所属機関が限定される傾向があるなど、留学生の募集・選考における改訂がなされ、更に、これまで以上に当該国の開発課題の解決に資するカリキュラムの提供を受入大学よりなされるよう見直されたことで、引き続き同目標の達成が促進される。

また、指標「帰国留学生の当該政策作成・制度構築に関連する部署への配属」について、留学生の応募時の所属機関への復職という観点では、従来は当該留学生と所属機関との契約が守られないケースや、留学生の所属機関におけるJDSへの理解・協力の低さがみられることもあり、実現は困難であった。しかし、従来方式のJDSの見直しに伴い対象が公務員に限定されたことから、対象機関内にて解決すべき課題（JDS留学において取り組むべき研究テーマ）を課されて推薦された応募者も存在し、所属機関のJDSへの理解の向上が期待される。また、近年、ベ国政府あるいは他国援助の奨学金を得て学位を取得した公務員の退職がベ国政府内でも問題視されており、対象機関と留学生との間で帰国後数年間の復職義務について派遣前に取り決めがなされている省庁もある。課題別主管省庁のひとつである計画投資省では、留学前に同省と本人との間で覚書を取り交わし、学位取得後6年間、同省での勤務が義務付けられている。

### 3-2. プロジェクト評価指標の補完・データの収集について

JDS の見直しに伴いプロジェクト目標の指標は前述の通りとされている。一方で、見直しの背景には、JDS を二国間 ODA プログラムの中に明確に位置付けると共に、当該国の開発課題の解決に資する人材を育成し、開発課題を担う関係政府機関において同人材が活躍することで直接的に当該国の発展に貢献することがさらに求められてきたことが挙げられる。すなわち、JDS を通じて、留学生においては所属機関より求められる能力・知識・技能の向上を達成し、帰国後に同機関で活躍することが期待されている。また、受入大学においては当該国の開発課題における人材の能力の底上げを図るための教育を提供することが期待されている。そこで、サブプログラム基本計画に示されている 2 つの評価指標に加え、より多角的な評価を目指して、終了時の評価指標を補完する情報収集・蓄積を行う必要があると考える。

JDS の見直しに伴うプロジェクト効果の測定に関し、プロジェクト管理や進捗を含めた全体の効果測定として、関係する省庁の主体性の測定や帰国後の留学生の活躍度合いの測定まで幅広い取り組みが考えられるものの、JDS 見直しの背景を考慮しつつ、JDS の特徴でもある留学生のモニタリングという留学生生情報管理機能に着目し、同機能を主に活用して「留学生の能力向上ぶり」と「大学カリキュラムの適切度」についてデータを収集することを提案する。いずれも調査対象者は留学生本人とするが、「留学生の能力向上ぶり」については、所属機関の管理職ならびに大学の指導教員に対しても客観的視点から留学生の能力の変遷にかかるデータを収集することを提案する。

#### (1) データの収集内容

「留学生の能力向上ぶり」については、当該研究分野の専門家でなければ評価できないような留学生個々人の専門分野ではなく、一般的な公務員に求められる能力に焦点を当て、JDS を通じての同能力の変遷データを収集する。具体的には「科学的な調査・分析能力」「理論的な思考能力」といった技能・思考能力や、「倫理性」「規律性」といった態度の変遷データである。

また、大学カリキュラムが、開発課題の解決にマッチしたものであるかについては、調査段階で大学より提示されたカリキュラムの審査をもってその適正さについては確認されているため、実際に提示されたカリキュラムが実行されているか、また提供されるカリキュラムが実際に開発課題に資するものであるかを確認できるようなデータを収集する。

#### (2) データ収集方法

データ収集はアンケート調査のかたちで行う。

留学生を対象としたデータ収集のタイミングは来日時、就学中、修了時、帰国後（服飾後）を予定しており、来日時および就学中は定期モニタリングの事前レポート取り付けとともに、修了時では帰国直前に大学・研究科毎に留学生を招集して実施する帰国前評価会の事前レポートに代わってアンケートを配信し、回答を回収する。帰国後の留学生に対しては、帰国後 1 年以内に 1 度アンケートを配信する。

所属機関管理職を対象としたデータ収集は対象留学生の来日前後に E メールにてアンケートを配信し、回答を回収する。また指導教員に対しては、担当する留学生の最終モニタリングの報告

書を送る際にアンケートを配信し、回答を回収する。(表 7 参照)

表 7 データ収集方法

収集タイミング	対象者	媒体 (形式)	データ内容	備考
留学生来日前	来日予定留学生の 所属機関管理職	アンケート調査	留学生の能力の変遷	
留学生来日後	当該年度の 来日留学生	アンケート調査 (定期モニタリング)	留学生の能力の変遷	
留学生就学中	来日 1 年後の 留学生	アンケート調査 (定期モニタリング)	留学生の能力の変遷	
留学生修了時 帰国時	帰国予定留学生の 指導教員	アンケート調査 (定期モニタリング)	留学生の能力の変遷	
	帰国予定留学生	アンケート調査 (帰国前評価会)	留学生の能力の変遷 大学カリキュラムの 適切度	
留学生帰国後	帰国留学生	アンケート調査	留学生の能力の変遷	同窓会名簿の活 用
	帰国留学生の 所属機関管理職	アンケート調査	留学生の能力の変遷	

なお、質問項目案については資料 9 の通りである。

### (3) データ収集後に期待される効果

蓄積された情報より、一定の規則性、関連性を分析する予定。その上で、今後の事業運営の改善に繋げる提案を行うことを予定している。

## 3-3. 課題・提言

### 3-3-1. 課題・提言

本調査を通じて得られた課題・提言は、下記の通りである。

#### (1) 対象機関の設定について

対象機関の設定に関しては、現地調査における運営委員会との協議の結果決定したが、第 1 バッチの募集期間中に、商工省をコンポーネント「法制度整備」の対象機関とすることが同省より提案された。運営委員会で検討の結果、ベ国の WTO 加盟以降、国際経済に関する法を主に取り扱っている部署が同省にあることから、同省を対象機関とすることが承認された。

JDS 新方式では、育成すべき対象者や対象機関を絞り込んで実施することで、実施効果の向上を目指していることから、1 つのパッケージとして実施される 4 年間は対象機関を固定すること

が望まれるが、2-1-1 項で述べた対象機関への調査を引き続き実施し、次年度以降の対象機関について整理し、各省庁の役割を運営委員会で再度確認することが望ましい。

#### (2) 省庁内公募について

JDS 新方式に移行した今年度より対象者を公務員に限定し、対象省庁からの省庁内公募を採用している。対象省庁内の窓口を原則として国際協力局および組織人事局としているものの、省庁内部での連携不足や情報伝達方法の問題から、公募情報は十分に伝わっていない省庁が散見された。来年度は、コンポーネント毎に主要な対象省庁には一定の推薦枠を与えることによって、対象省庁が責任をもって候補者を推薦できるようにすることが望ましい。一方、教育訓練省国際教育開発局が同局の奨学金ポータルサイトへ JDS の募集情報を掲載し、同省関係機関等への周知に一役かったことから、教育訓練省所管の大学及び首相直轄の大学、研究機関からの応募が比較的多かった。

新方式ではマスメディアを活用した公募に係る日本側の費用負担はないことから、より多くの応募者を確保するためにも、多くの公務員が購読しているベトナム語新聞・機関紙等に公募情報を掲載することを教育訓練省が検討する必要がある。

#### (3) 募集期間について

今年度は調査スケジュールの都合上、約 1 ヶ月程度の募集期間しか設けることができなかつたため JDS プロジェクト事務所より対象（推薦）機関を個別に訪問し応募勧奨に努めたものの、時間的な制約から、選考において適度な競争を確保するのに必要な応募者数の確保が大きな課題となった。応募者は、応募書類・研究計画の作成及び必要書類の入手に相当な期間を要するだけでなく、省庁内の内部承認手続きにも一定の期間を要するため、対象機関による潜在的応募者の絞り込みや応募者自身による応募書類の作成が十分できず応募が困難となる状況が多々見受けられた。

次年度以降、無償本体 JDS の設計に際しては、対象(推薦)機関における諸手続きや応募書類作成等に要する時間を考慮の上、対象(推薦)機関に対する事前説明実施や内部承認手続き期間を約 1 ヶ月程度確保し、応募者の募集期間を少なくとも 1 ヶ月半以上確保できるようスケジュールを調整することが望ましい。

#### (4) 追加選考の実施について

行政改革コンポーネント（受入上限人数 5 名）は総合面接の結果、英語力不足を主な理由に、上位 4 名のみを合格とする提案が第 2 回運営委員会でなされた。また同時に、同コンポーネントの受入上限人数を確保するため追加選考を行うことが提案され、現地関係者内で同意を得た。これに基づき、教育訓練省が管理する「海外留学候補者リスト」から JDS 事業の趣旨に合致した留学候補者を選出し、2010 年 1 月に追加選考が行われた。本件にかかる課題として①正規のプロセスにて応募・選考が行われた応募者と本追加選考応募者との公平性、透明性の確保及び②本追加選考に伴う対象機関の追加における関係者間の合意取付のプロセスが挙げられる。なお、主管省庁である教育訓練省が募集段階で「海外留学候補者リスト」を提示する等、本事業への積極的な協力がされるべきであった。次年度は先方政府の募集時の責任を明確にし、対象機関は英語能力のある人材を一定数以上応募者として確保する方式にすることが望ましい。

### 3-3-2. 技術協力・他ドナーとの連携

#### (1) 共産党プログラム 165（人材育成）との連携の可能性

現在ベ国政府では、次世代のリーダー育成のための人材育成プログラム（プログラム名：共産党プログラム 165）を立ち上げ、中央省庁、地方人民委員会の課長代理相当の人材で次世代のリーダーとなるべき人材育成に取り組んでいる。長期研修（海外での博士号取得、修士号取得）および短期研修（英語研修、技術研修含む）のコンテンツを用意し、年間での計画を策定している。対象分野は、行政運営、経済運営、環境、都市開発、社会開発、人材育成運営、国際法、司法整備、公共政策等が設定されており、現在 JDS において設定されているコンポーネントと上記対象分野が合致することから、プログラム 165 と JDS との連携が期待される。

今年度はプログラム 165 からの応募者は数名であったが、次年度以降、同プログラム事務局へも前広に募集情報を提供し、プログラム 165 参加者内での周知と、それによる的確な応募者の発掘を進められると思料される。

### 3-4. JDS の妥当性

#### (1) 概要

これまで述べてきた通り、2008 年度より JDS の見直しが行われ、対象国における開発課題・ベ国国別援助計画・JICA プログラムとの連携を意識した JDS の位置づけが明確化されるよう事前段階の調査を強化し、現地調査を通じて対象国のニーズを確認すると共に、そのニーズを満たしうる教育プログラムの提供が可能な受入大学とのマッチングの強化が行われることとなった。このような見直しの目的・背景に鑑み、JDS が (1) ベ国における開発の優先課題 (2) ベ国国別援助計画 (3) JICA プログラムと整合性を有しているかという視点から JDS の妥当性の検証を行う。

#### (2) ベ国における開発の優先課題との整合性

主要ドナーは、ベ国政府が作成した「社会経済開発 5 ヶ年計画 (2006-2010)」(SEDP) を政府開発援助を計画・実施するための戦略文書とみなすこととしている。日本政府もベ国国別援助計画において、SEDP を基礎として援助計画を策定している。

SEDP では、低所得国からの早期脱却という目標が掲げられ、一人当たり GDP 目標値が 1,050 ～1,100 米ドルと示された。目標達成に必要な資金は 190 億米ドルと算定され、この ODA 資金は今後 5 年間で民間資金受入の基盤整備に向けて、ベ国経済・社会全般の発展を視野に入れた幅広い分野に活用される必要性が高いといわれている。2010 年以降も経済開発の基礎となる、ODA 資金および民間資金の重要性が増してくることとなる。

このような社会・経済開発基盤を支える資金流入の中で、それらの舵取りを行う政策立案・計画策定を行う人材育成の重要性も高まってきているといえる。SEDP では、特に ODA 資金の投入分野として、社会経済インフラの改善、貧困削減と教育開発に加え、WTO 加盟後の必要な制度改革が挙げられている。JDS におけるサブプログラムは、SEDP で掲げられている 4 大目標にそれぞれ合致し (図 3 参照)、各分野での制度設計、基盤整備に貢献しうる人材育成プログラムとして位置づけられている。

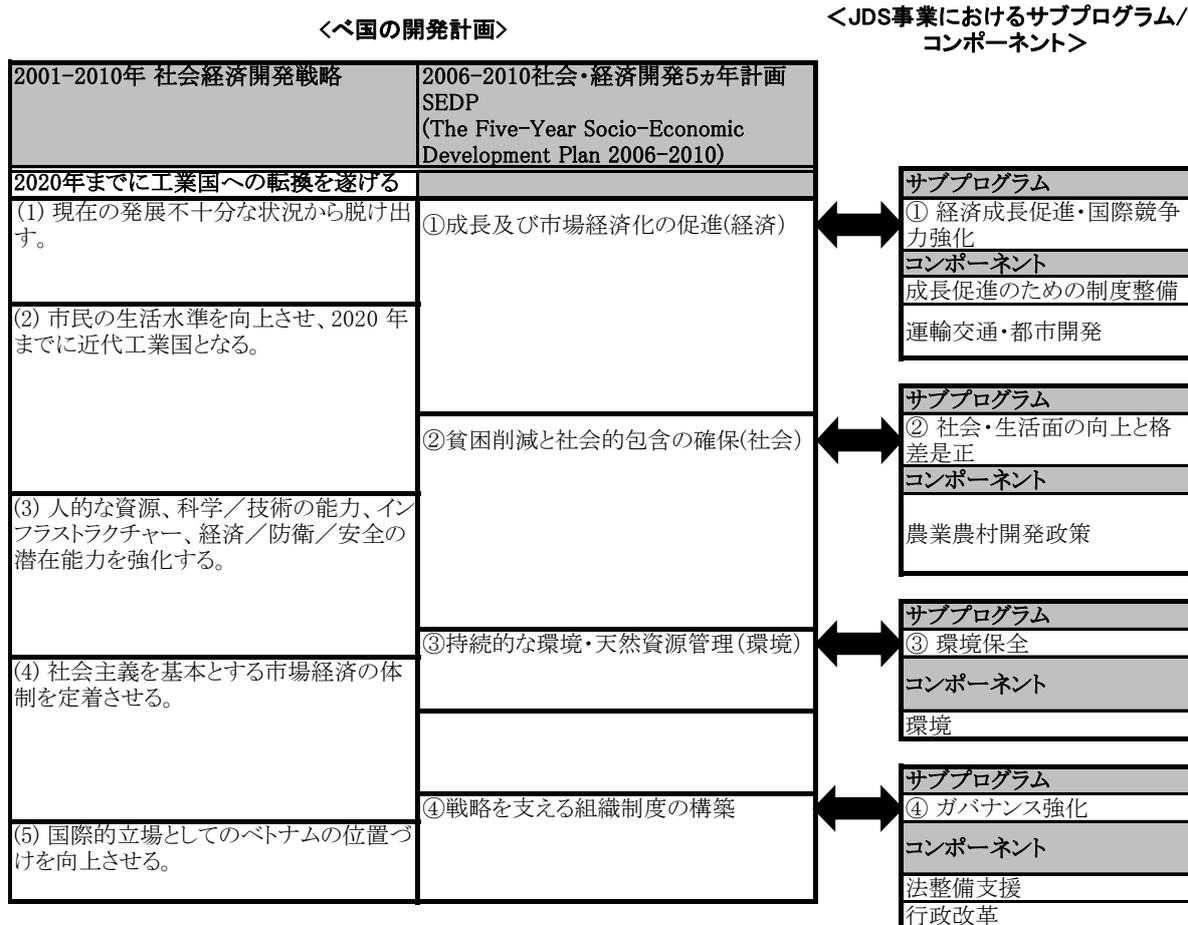


図 3 ベ国の開発計画 (SEDP) における JDS の位置付け

(3) ベ国国別援助計画との整合性

ベ国国別援助計画（2009年7月外務省）における援助方針では、ベ国政府自身がMDGsを踏まえ策定した「社会経済開発10ヵ年戦略（2001-2010）」(SEDS)とSEDP等の国家開発計画に沿って実施することを上位目標として、以下の3点を掲げている。

- 低所得国からの脱却（2010年目標）を経た工業国化（2020年目標）を支援
- ベ国国民の生活向上と公正な社会の実現を支援
- 持続可能な開発を支援

また、対ベ国援助の柱として、以下の4つを援助重点分野として総合的な支援を展開していくこととされている。

- (イ) 経済成長促進・国際競争力強化
- (ロ) 社会・生活面の向上と格差是正
- (ハ) 環境保全
- (ニ) (上記3分野の基盤となる) ガバナンス強化

JDSにて設定されたサブプログラムは、上記援助重点分野と完全に合致する形で設定されており、各援助重点分野における総合的な人材育成プログラムとして計画されている（図4参照）。

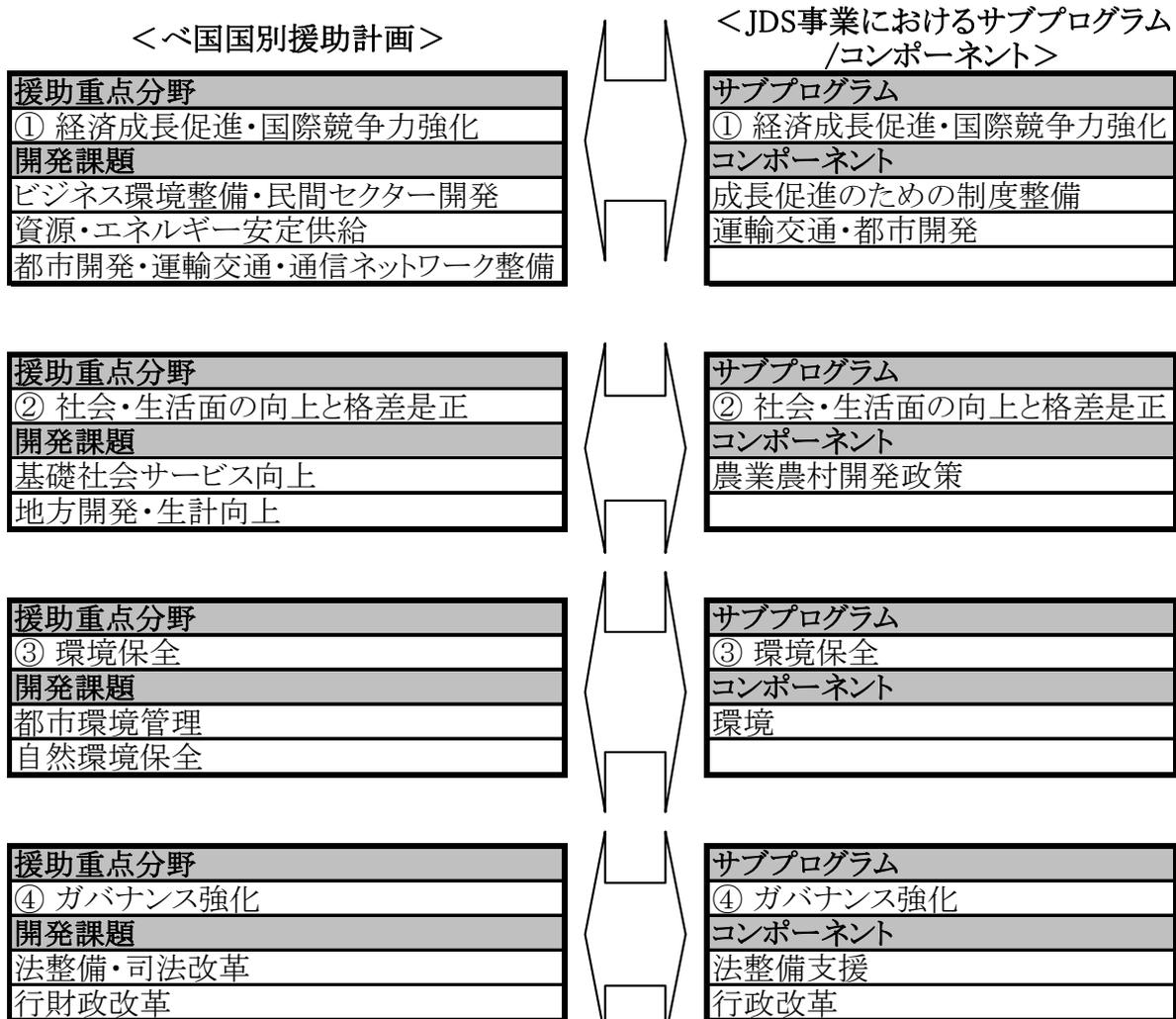


図 4 ベ国国別援助計画における JDS の位置付け

(4) JICA プログラムとの整合性

JDS で設定されている 6 つのコンポーネントを個別に見てみると、それぞれが JICA プログラムあるいは個別のプロジェクトと関連しており（図 5 参照）、ベ国における JDS は政策・立案・実施・運営・管理を担う人材の育成を通じて、JICA プログラムと深く関連していると位置づけることができる。

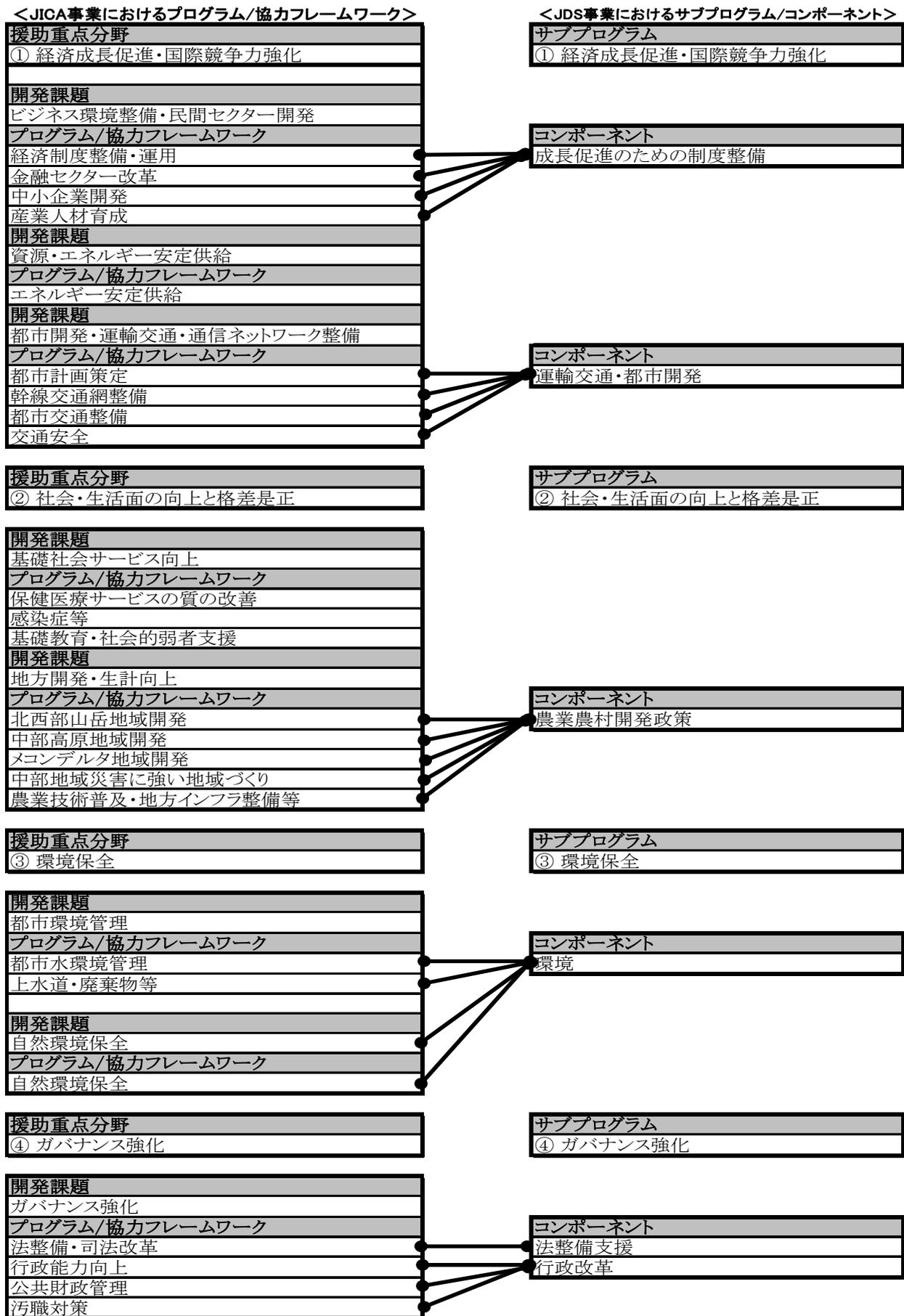


図 5 JICA プログラムにおける JDS の位置付け

### 3-5. 結論

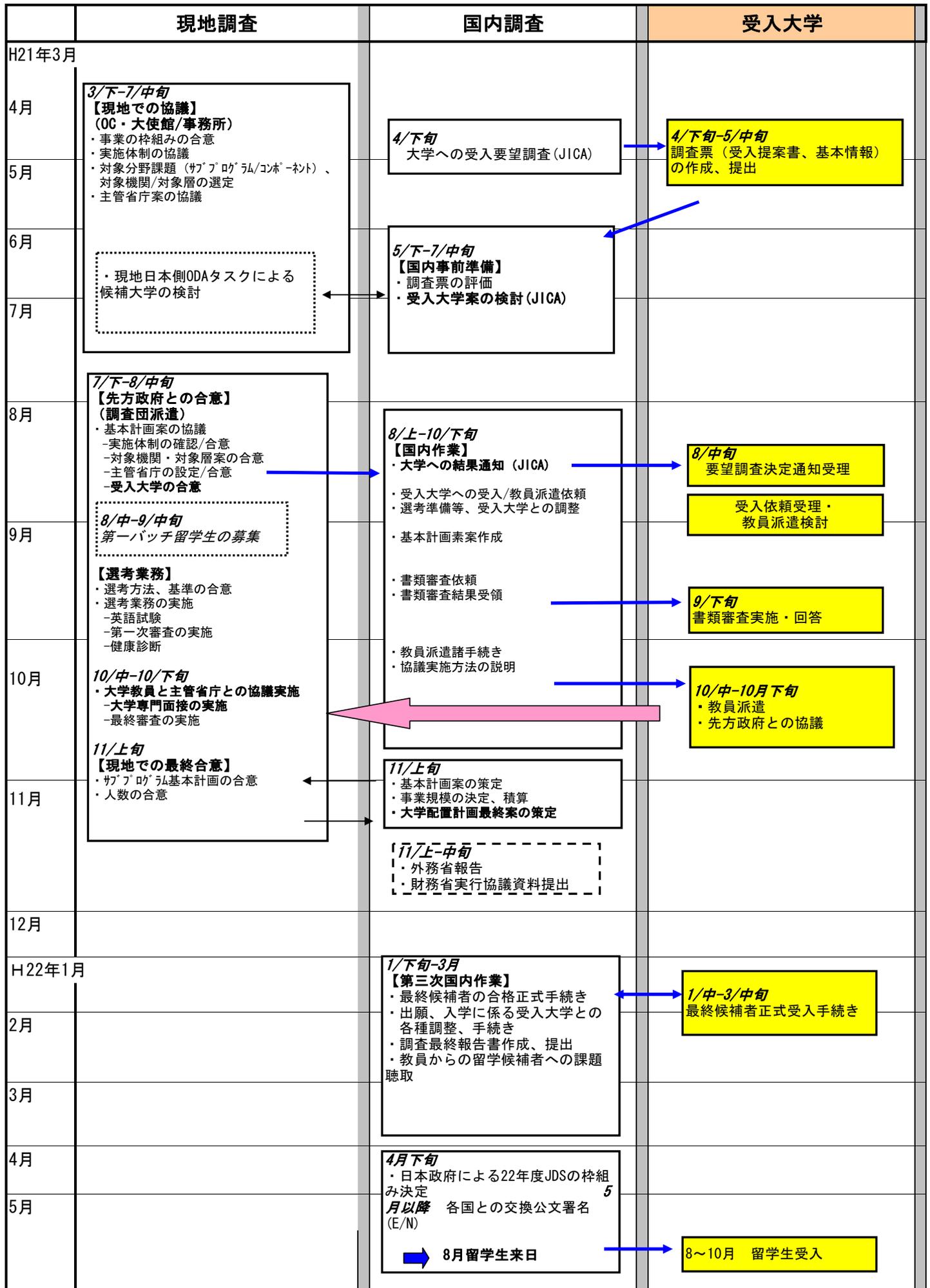
本協力準備調査では JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の援助計画に基づき設定されたサブプログラム/コンポーネントにおける人材育成のニーズを確認するとともに、当該サブプログラム/コンポーネントと関連があると想定される対象機関等における潜在的な候補者の有無の調査を行い（2-2-1 項（2）参照）、その結果に基づき 4 ヶ年を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラム/コンポーネントの事業計画案（サブプログラム基本計画（案））が策定された。また、3-4 項にて述べたとおり、妥当性も高いと判断できることから、JDS を実施する意義は十分にあると言える。

但し、人材育成にかかるニーズは膨大かつ多岐にわたることから、JDS による本邦留学を通じて身につけるべき専門知識や、対象（推薦）機関において育成すべき人材像を見極めつつ、JDS を実施していく必要がある。

上記を念頭に置いて JDS が実施・運営され、対象機関におけるニーズに対応するプログラムが受入大学より 4 年間に亘って提供されることによって、JDS の目的である「修士号の取得を通じた専門知識の習得」という観点での効果の発現は確保されることが期待できるが、先にも述べた通り、人材育成事業においては「習得後」の知識の活用がいかになされ、またそれがどれだけ社会に還元されたかという長期的な視点でその効果を測っていく必要がある。

## 調査団員リスト（2009年7月官団員含む調査団）

松永 正英	総括	JICA ベトナム事務所次長
堤 敦史	業務主任（総括）	JICE 留学生部留学生事業課課長
川越 寛之	調査計画	JICE 留学生部留学生事業課副課長
横堀 慎二	受入計画／積算	JICE 留学生部留学生事業課
椎谷 徳子	受入調整	JICE 留学生部留学生事業課



## 関係者（面会者）リスト

日時	面会者	備考
7月27日(月) JICA ベトナム事務所	松永 正英 JICA 事務所次長(JICA 調査団長) 和田 暢子 JICA 事務所所員(JDS 担当)	
7月27日(月) JICA ベトナム事務所	小島 英子 JICA 事務所企画調査員 (環境セクター担当) 今井 淳一 JICA 事務所企画調査員 (行政セクター担当)	
7月28日(火) 9:30 天然資源環境省	Mr. Pham Van Tan, Deputy Director General, International Cooperation Department(ICD) Ms. Nguyen Thi Minh Nguyet, Official International Cooperation Department(ICD) 他5名	
7月28日(火) 14:30 農業農村開発省	Mr. Tran Kim Long, Deputy Director General International Cooperation Department(ICD) Mr. Nguyen Anh Minh, Director Bilateral Cooperation Division Ms. Ha Thuy Hanh, Vice-head, Training Management Division.	
7月29日(水) 9:00 運輸交通省	Mr. Tran Bao Ngoc, Deputy Director General, Personnel and Organization Department Mr. Pham Quang Anh, Official International Cooperation Department(ICD)	
7月29日(水) 14:00 ハノイ市人民委員会	Mr. Hoang Anh Vu, Deputy Director, Personnel and Organization Department Mr. Nguyen Duc Toan Deputy Director, Urban Transport Management Department Ms. Pham Quynh Trang Expert, Personnel and Organization Department Mr. Luu Xuan Hung, Deputy Director, PMU of Urban Metro Project Mr. Nguyen Hung Quan, Vice chief, PMU of Urban Metro Project	
7月30日(木) 9:00 内務省	Mr. Nguyen Van Sim, Deputy Director Non Government Department Ms. Thuy, Expert, International Cooperation Department	
7月30日(木) 14:00 司法省	Mr. Hoang Ngoc Thinh, Deputy Director, Personnel Department, Mr. Nguyen Xuan Tung, Expert, Personnel and Organization Department	
7月31日(金) JICA ベトナム事務所	松永 正英 JICA 事務所次長(JICA 調査団長) 和田 暢子 JICA 事務所所員(JDS 担当)	
7月31日(金) 在ベトナム 日本国大使館	西野 篤範 二等書記官(JDS 担当)	
8月5日(水) 16:00 天然資源環境省	松澤 裕 専門家(環境政策アドバイザー)	
8月6日(木) 10:00 財務省	Ms.Nguyen Thi Thanh Huyen, Expert, International Cooperation Department、他2名	

日時	面会者	備考
8月6日(木) 14:30 ベトナム 科学技術アカデミー	Mr. Nguyen Van Thuong, Official International Cooperation Department(ICD)	
8月7日(金) 10:00 国立農業 政策立案所	Mr. Vu Cong Lan, Head Division of International Cooperation and Project Management Mr. Vuong Thuc Tran, Official Division of International Cooperation and Project Management	
8月10日(月) 14:30 建設省	Mr. Pham Khanh Toan, Deputy Director General, International Cooperation Department(ICD) Mr. Uong Dinh Chat, Deputy Director Personnel Department Mr. Duong Kim Dzung, Senior Official International Cooperation Department(ICD)	
8月10日(月) 11:00 司法省	小林洋輔 JICA ベトナム事務所所員 (法整備セクター担当) 伊藤文規 JICA 専門家 (最高検察庁)	
8月11日(火) 14:30 国家監査院	Mr. Trinh Nhu Hoa, Head, Multilateral Cooperation Division	
8月13日(木) 9:30 商工省	Mr. Le Huu Phuc, Deputy Director General International Cooperation Department	
8月13日(木) 14:30 最高検察庁	Mr. Le Tiem, Deputy Director, International Cooperation Department(ICD)	
8月17日(月) 14:30 国家行政学院	Mr. Pham Thi Quynh Hoa, Director, International Cooperation Division, International Cooperation Department(ICD)	
8月18日(火) 9:30 最高裁判所	Mr. Ngo Cuong, Director, International Cooperation Department(ICD)	
8月18日(火) 14:30 国家立法学院	Dr. Dinh Xuan Thao, General Director, Member of the National assembly, Mr. Tran Quang Minh, Deputy Director, Department for General Affairs Mr. Bui Hai Thiem, Official Department for General Affairs	
8月19日(水) 9:30 ベトナム中央銀行	Mr. Nguyen Vinh Hung, Deputy Director General International Cooperation Department Ms. Nguyen Thi Tra Vy, Deputy Manager Bilateral Cooperation Division	
8月20日(木) 13:30 ホーチミン市 人民委員会	Mr. Nguyen Van Quoc, Vice-chairman, Management Authority for Urban Railways(MAUR) Mr. Do Hoai Thu, Vice Chief, Management Authority for Urban Railways(MAUR) Mr. Le Van Dien, Head, Management Authority for Urban Railways(MAUR) Department of Planning and Investment	

日時	面会者	備考
8月20日(木) 15:00 ホーチミン 計画投資局	Mr. Pham Van Than, Chief, ODA Project Management Division	
8月20日(木) 16:00 ホーチミン 天然資源環境局	Ms. Nguyen Phuoc Trung, Vice Director,	
8月21日(金) 8:00 ベトナム国家大学 ホーチミン校	Ms. Tran Thi Hong, Director Department of External Relations & Project Development	
8月21日(金) 10:00 ホーチミン 農業農村開発局	Ms. Nguyen Phuoc Trung, Vice Director,	
8月21日(金) 16:00 ホーチミン工科大学	Mr. Le Thi Hong Tran, Deputy Dean, Faculty of Environment, Dr. Tran Van Mien, Lecturer, Faculty of Construction materials Ms. Tran Thi Phuc, staff, External Relations Office, Ms Miyo Hanazawa, Coordinator, Technical Cooperation Project for Capacity Building of HCMUT to Sterngthen University - Community Linkage - Phase 2	
8月26日(水) 15:00 計画投資省	Mr. Nguyen Hoang Linh, Expert Foreign Economic Relations Department	
9月3日(木) 16:30 JICA ベトナム事務所	松永 正英 JICA 事務所次長(JICA 調査団長) 和田 暢子 JICA 事務所所員(JDS 担当)	
9月7日(月) 9:30 ベトナム農業 科学アカデミー	Mr. Nguyen Van Bo, President Mr. Pham Xuan Liem, Deputy Director, Department of Science & International Cooperation	
9月7日(月) 16:30 貿易大学	Ms. Nguyen Le Quynh Hoa, Deputy head International Cooperation Department(ICD) Ms. Nguyen Thu Hang, Official International Cooperation Department(ICD)	
9月8日(火) 16:00 計画投資省 外国投資庁	市川 匡四郎 専門家 (政策投資アドバイザー)	
9月15日(火) 14:00 共産党プログラム 165 事務局	Mr. Nguyen Ngoc Thanh, Training Manager, Ms. Bui Kim Dung, Training Officer	
9月16日(水) 10:00 ハノイ法科大学	Mr. Nguyen Quoc Hoan, Head of Office, International Cooperation Department(ICD)	

日時	面会者	備考
9月16日(水) 11:00 ベトナム国立大学 法学部	Dr. Pham Hong Thai, Rector	
9月16日(水) 15:00 ハノイ建築大学 (建設省傘下)	Ms. Pham Thi Thu Huyen, Officer, Department of International relations	
9月17日(木) 10:30 ハノイ建築都市開発 学院(建設省傘下)	Ms. Trinh Thi Lien, Director of Center, Center for Training and International Cooperation Ms. Phan Thanh Bich, Expert, Center for Training and International Cooperation	
9月18日(金) 9:00 最高裁判所	Mr. Ngo Cuong, Director, International Cooperation Department(ICD)	
9月18日(金) 10:00 最高検察庁	Mr. Le Tiem, Deputy Director, International Cooperation Department(ICD)	

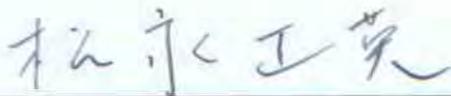
**MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE PREPARATORY SURVEY OF  
THE JAPANESE GRANT AID  
FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM  
UNDER NEW SYSTEM**

The Government of Japan decided to conduct a Preparatory Survey on the program of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as "JDS") to be applied under new system, and entrusted the Survey to the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA").

JICA dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") headed by Masaei MATSUNAGA, Senior Representative, JICA Vietnam Office, to Vietnam from 27 to 31 July, 2009.

The Team held a series of discussions with the members of the Operating Committee of the Government of Vietnam, (hereinafter referred to as "O/C"). Both parties confirmed the framework of the JDS program under new system, and the related items attached hereto.

Hanoi, August 14, 2009




---

Masaei MATSUNAGA  
Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency  
Japan




---

Tran Ba Viet Dzung  
Director General  
International Cooperation Department  
Ministry of Education and Training  
Socialist Republic of Vietnam

*Attachment***I. Framework of JDS under new system**

The framework of JDS under new system which is to be applied from fiscal year 2010 was explained by the Team and the following items were confirmed by the O/C.

**1. Objective of the JDS under the new system**

The objective of the JDS was confirmed as follows:

To support human resources development of recipient countries of Japanese grant aid, targeting promising and young governmental officials, who are expected to be leaders of the recipient countries, and to engage in formulating and implementing social and economic development policies in each recipient country. Participants of the JDS program shall contribute to expand and enhance the foundation for bilateral relations with Japan, having well-rounded knowledge of Japan.

Participants of the JDS program will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge to take an active role in practically solving problems concerning the social and economic development issues that their countries are facing.

**2. JDS New system**

O/C confirmed and understood the major changes of JDS under the new system as described in "Major Changes in the JDS" (ANNEX-1)

**3. Implementation of Preparatory Survey of JDS Program**

The Team explained that JICA shall implement Preparatory Survey of JDS program (hereinafter referred to as "the Survey") in accordance with the "Flowchart of Preparatory Survey of the JDS" (ANNEX-2). The Survey includes field survey. O/C agreed to the procedure.

The objectives of the Survey are:

- (1) to identify the target priority areas and the development issues to develop through JDS program,
- (2) to identify the target organizations from which the candidates shall be nominated,
- (3) to identify accepting institutions/universities which can provide educational programs aimed at human resource development to solve the development issues in the target priority areas,
- (4) to identify the total number of scholarship fellows for the whole period of the program,
- (5) to plan a basic plan for each selected target priority areas as a program, which contains some development issues as components,
- (6) to select the scholarship fellows of the first batch.

**4. Composition of JDS program**

O/C understood the composition of JDS program under the new system as follows:

- (1) The JDS program will consist of sub-programs which correspond to and deal with the selected target priority areas.
- (2) The sub-program will consist of component which corresponds to and deals with the development issues under the target priority area.

### **5. Managing Organization and Leading Organizations**

O/C understood that the role of Managing Organization is to plan, implement, manage and monitor the JDS program with the consultation of JICA. Vietnam International Education Development, Ministry of Education and Training is regarded as the Managing Organization for all development issues.

Also, under the managing organization, each development issue related Ministry takes responsibility in implementation of the JDS program. These Ministries are called “Leading organizations” and discuss with Japanese universities on the development issues

### **6. Target Organizations**

O/C understood that the candidates of the JDS program shall be selected from the target organizations related to the target priority area and development issue to be developed.

### **7. Selection of the participants**

O/C understood that the selection of the participants shall be implemented in accordance with “Selection Flowchart of the JDS (ANNEX-3)”.

## **II . Implementation of the JDS**

O/C and the Team discussed the following items and reached a consensus.

### **1. Maximum Number of JDS Participants**

The total number of JDS participants for the first batch in Japanese fiscal year 2010, is at thirty (30) and this number would indicate the maximum number per batch for four batches.

### **2. Target Priority Area and Development Issue**

Based on the discussion held between the both parties, the target priority areas and development issues are identified as below.

- (1) Priority Area as Sub-Program 1 : Growth Promotion  
Development Issue as Component :
  - (i) Institution building for growth promotion
  - (ii) Transport / Urban development
- (2) Priority Area as Sub-Program 2 : Improvement of living / social conditions  
Development Issue as Component :

- (i) Agriculture and Rural Development
- (ii) Environment

(3) Priority Area as Sub-Program 3 : Institution improvement

Development Issue as Component :

- (i) Development of legal framework
- (ii) Public Administration reforms

### 3. The Target Organization

Based on the discussion held between the both parties, the target organizations were identified as follows;

Ministry related organizations and all the public universities are not specified here but these are regarded as eligible.

(1) Development Issue as Component 1-(i) : Institution building for growth promotion

Leading Organization: Ministry of Planning and Investment

- Target Organization:
- Ministry of Education and Training
  - Ministry of Planning and Investment
  - Ministry of Industry and Trade
  - Ministry of Finance
  - State Bank of Vietnam

(2) Development Issue as Component 1-(ii) : Transport / Urban development

Leading Organization: Ministry of Transport

- Target Organization:
- Ministry of Education and Training
  - Ministry of Transport
  - Ministry of Construction
  - Hanoi City People's Committee
  - HCMC People's committee

(3) Development Issue as Component 2-(i) : Agriculture and Rural Development

Leading Organization: Ministry of Agriculture and Rural Development

- Target Organization:
- Ministry of Education and Training
  - Ministry of Agriculture and Rural Development
  - National Institute of Agricultural Planning and Projection

(4) Development Issue as Component 2-(ii) : Environment

Leading Organization: Ministry of Natural Resources and Environment

- Target Organization:
- Ministry of Education and Training
  - Ministry of Natural Resources and Environment
  - Ministry of Planning and Investment
  - Vietnam Academy of Science and Technology

- Ministry of Agriculture and Rural Development
- Ministry of Industry and Trade

(5) Development Issue as Component 3-(i) : Development of legal framework

Leading Organization: Ministry of Justice

- Target Organization:
- Ministry of Education and Training
  - Ministry of Justice
  - Supreme People's Court
  - Supreme People's Procuratorate

(6) Development Issue as Component 3-(ii) : Public Administration reforms

Leading Organization: Ministry of Home Affairs

- Target Organization:
- Ministry of Education and Training
  - Ministry of Home Affairs
  - Government Inspectorate
  - Provincial People's Committee
  - The Office of the National Assembly
  - Academy of Public Administration

#### **4. Accepting Universities and Maximum Numbers of JDS Participants per University**

Based on the discussion held between the both parties, the educational programs of following universities are suitable to the development issue in Vietnam.

(1) Development Issue as Component : Institution building for growth promotion

University: Hitotsubashi University and International Christian University

Maximum number: 7

(2) Development Issue as Component : Transport / Urban development

University: Hiroshima University

Maximum number: 4

(3) Development Issue as Component : Agriculture and Rural Development

University: Kyushu University

Maximum number: 4

(4) Development Issue as Component : Environment

University: University of Tsukuba

Maximum number: 5

(5) Development Issue as Component : Development of legal framework

University: Nagoya University and Kobe University

Maximum number: 5

(6) Development Issue as Component : Public Administration reforms

University: Meiji University

Maximum number: 5

## **5. Research Area of JDS Participants**

Those assumed development needs described above shall be notified as “research area” to JDS applicants in order to indicate the direction of study/ research of each JDS participant as well as to accepting universities in order to prevent the mismatching between accepting universities and JDS applicants.

-ANNEX-1: Major Changes in the JDS

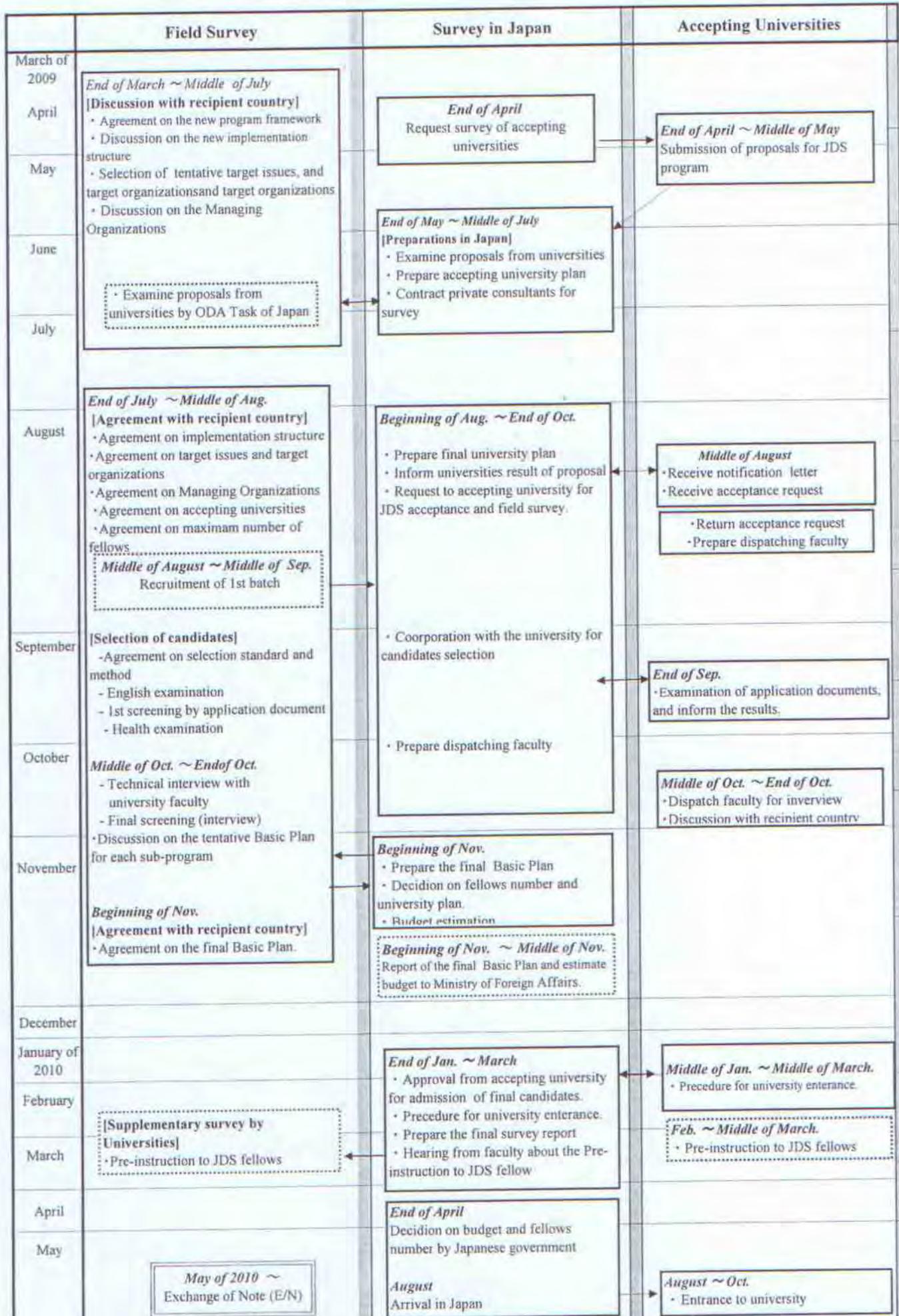
-ANNEX-2: Flowchart of the Preparatory Survey of JDS

-ANNEX-3: Selection Flowchart of JDS

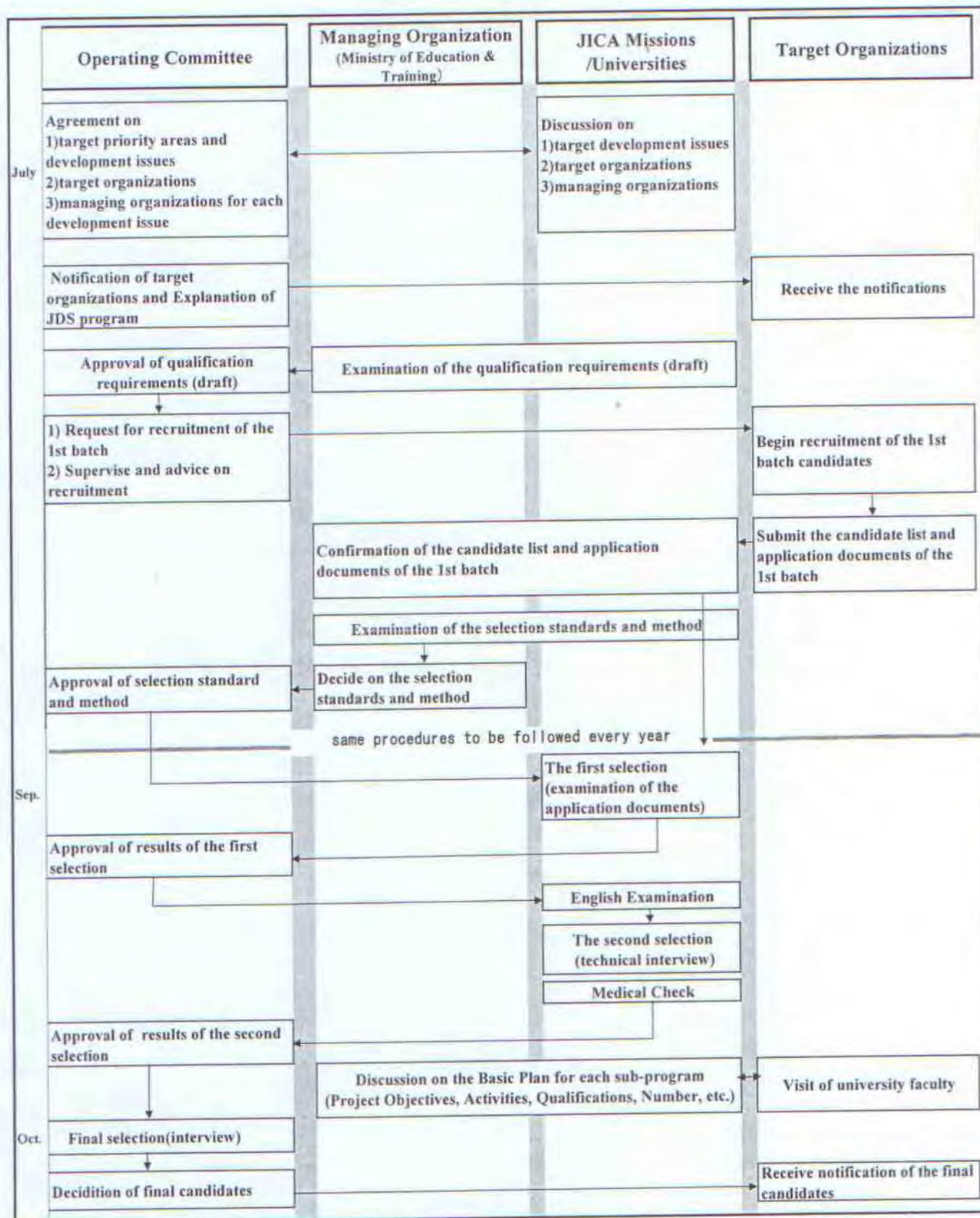
-ANNEX-4: Operating Guideline of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship under the New System

## Major changes in the JDS

	Item	Before	After	Notes
Project formation stage	1 Preliminary surveys, including field surveys	Not implemented	○	1) To be Implemented once every four years. The program is planned to cover four batches of JDS participants. 2) To be conducted by JICA contracting with private consultants
	2 Alignment study between target organizations / target areas and Japan's bilateral cooperation programs	△	○	1) The target study areas and issues, and target organizations are decided through the preliminary survey in line with priority areas of Japan's bilateral cooperation programs for the country. 2) "Selection and concentration" on one to three target areas and about five to six development issues per target country.
	3 Recruitment of candidates from the public through the media or the Internet	○	Generally not applicable	1) The target organizations will carry out the recruitment for administrative officials and so on. 2) Recruitment from the public by partner countries is possible.
	4 Managing organization for each target area/target sector	No set up	○	1)The organization which is most related to the target areas/issues shall be selected as leading organization among target organizations for each target sector. The main role of leading organizations is to discuss with host universities on Basic Plan. 2)Managing organization plays roles in distributing and collecting application documents to/from each target organizations, arranging seminars and other activities by host universities, evaluating JDS program in cooperation with Operating Committee and so on.
	5 Selection of candidates by host universities (examination of the application documents and technical interview)	○	○	1) The participation of the Operating Committee in the selection process will essentially remain unchanged. Final examination will be conducted by O/C. 2) The expertise of the host universities will be reflected in the planning of the Basic Plan covering four batches of JDS participants.
	6 Time table for examination of the application documents and technical interviews	•Examination of the application documents: Oct - Nov. •Technical interview Dec - Jan	•Examination of the application documents: Aug -Sept. •Technical interview Sept.	
	7 Survey of the host universities (postgraduate courses) and confirmation of the programs provided	○	○	1) JICA is responsible for the survey. 2) Private consultants confirm the specific contents and method provided by host universities.
	8 Formulation of a strategic university allotment plan	△	○	1) JICA is responsible for the formulation. 2) The needs of the partner countries shall be more matched with the program provided by host universities. 3) JDS participants of the same target country and areas / issues will be accepted in the same host university.
Implementation stage	9 Conclusion of E/N	○	○	To be concluded each year as usual.
	10 Agent	○	○	JICA will recommend the private consultant which wins an open bid on the preliminary surveys.
	11 Cooperation period	No explicit agreement exists	4 batches (for 6 years)	1) Acceptance of the four batches planned for one cooperation period of 6 years. 2) The number of JDS participants for the four batches accepted in each host university/master courses will be fixed, along with the target countries and sectors. 3) At the request of partner countries, another preliminary survey may be conducted after the completion of the cooperation, for the purpose of evaluation and the examination of suitability and feasibility to implement further cooperation.
	12 Pre-departure English training	○	Not applicable	Pre-departure language training will be eliminated. If necessary, it will be conducted under the responsibility of the partner country's government.
	13 Japanese language training in Japan	○	△	1) Long-term Japanese language training will no longer be provided. 2) Instead, essential Japanese language training lasting about two weeks will be provided.
	14 Support for the JDS participants	○	○	As before, agents will carry out support for the JDS participants, such as application and matriculation, procedures, arrangements for returning to home country, confirmation of the research progress and daily life assistance.
	15 Special research-encouraging activities by host universities	△	○	Host universities will be able to implement special seminars in a partner country or special lectures by inviting people related to target issues from a partner country to Japan.
	16 Responsibility for conducting follow-ups to JDS Ex-Participants	The government of the partner country	The government of the partner country	1) As before, utilization of JDS Ex-Participants will be managed by the government of the partner country. 2) There will be discussed the possibility that the Japanese side will support this initiative with a soft-type follow-up cooperation scheme and providing information through the website "JICA Global Network"



## Selection Flowchart of JDS(Vietnam)

July 23, 2009, JICA  
ANNEX 3

※ As the target issues/organizations of the four batches will be decided on during the planning survey, the target issues/organizations will not be discussed in the second and later years.

## Operating Guidelines of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship under the New System

June 2009

Japan International Cooperation Agency (JICA)

These operating guidelines apply to the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship, which will be implemented through a new method from the Japanese fiscal year 2009.

### PART 1 Basic Principles

#### 1. Preface

The purpose of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as the “Japanese Development Scholarship” or the “JDS”) Program is to support human resource development in countries that receive Japanese grant aid (hereinafter referred to as “recipient countries”), targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in the 21st century by means of accepting them in Japanese universities as JDS participants. Under the JDS Program, JDS participants shall contribute to an expanded and enhanced foundation for bilateral relations between their countries and Japan as persons having well-rounded knowledge of Japan.

JDS participants accepted by the program will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

Many of the issues of developing countries cannot be solved through the efforts of these countries alone, and thus responses amid a framework of international cooperation are vital. Furthermore, these responses cannot be separated from the actual development sites that are constantly trying to find solutions. This is why the JDS Program is expected to develop human resources that are capable of tackling development issues within the framework of international cooperation, including actual development sites.

These guidelines prescribe general guiding principles which are to be followed regarding the operation of the JDS Program as a whole. They are to be based on the Exchange of Notes

(hereinafter referred to as the "E/N") concluded with the government of the recipient country when the Japanese government approves the implementation of grant aid (hereinafter referred to as the "Grant"). Also, they are to be based on the Grant Agreement (hereinafter referred to as the "G/A") concluded between the government of the recipient country when the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") provides funds.

## 2. Overview of the Grant

### (1) Basic Concept

- (a) JDS is designed to foster exceptional human resources capable of working to resolve various development challenges in the recipient country in the future by imparting advanced expertise to them through studying abroad at Japanese universities. The recruitment, selection, and dispatch of JDS participants shall be conducted based on mutual agreement of the concerned officials from the two countries.
- (b) JDS is to help strengthen the partnership between Japan and the recipient country in the future by graduating a wide range of participants who are knowledgeable of Japan and have a friendly attitude towards Japan.
- (c) Considering that JDS Participants need to finish their study in Japan as soon as possible so that they can participate in the work of formulating policy and perform other duties in key positions in the core of the government, the degree to be offered to JDS participants shall, in principle, be master's degrees which require usually two years of study at universities. The language of study shall, in principle, be English. This is based on the recognition that efforts to solve the development issues that developing countries face are undertaken under international cooperation frameworks and on the assumption that ex-JDS participants will be active on the international stage after their return to their home countries.
- (d) For the purpose of the JDS Program which is to support human resource development, targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in the 21st century, the fields of study are mainly limited to "Social Science" such as Law, Economics, Public Policy.

### (2) JICA

JICA will perform necessary operations for the implementation of the JDS Program pursuant to international agreement in accordance with the relevant laws and ordinances of Japan.

### **(3) Implementing Organization**

The government of the recipient country shall entrust its duties related to implementation of the JDS Program to an agent based on a contract agreement entered between the recipient country and the agent.

### **(4) The Consistency with the Framework of Japan's County Assistance Program**

The priority fields of study shall be selected among the study fields which are regarded as highly effective to cooperate in implementing the JDS Program, in a point of view that the program shall be consistent with the framework of Japan's Country Assistance Program determined by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

### **(5) Japanese Accepting Universities**

JICA shall enquire Japanese universities; about educational programs suitable to the recipient countries' needs in each priority fields of study and select universities which offer most suitable educational programs as prospective accepting universities. JICA shall consult with the recipient countries' governments on selecting the university for JDS participants among the prospective accepting universities above, and determine the accepting universities.

### **(6) Eligible Organizations**

Organizations which are eligible for the JDS program shall be determined in each priority fields of study unless determination of eligible organization is inappropriate due to country's government official system, in such a case as personnel rotation among organizations are commonly practiced. Several eligible organizations may be determined in each priority field of study.

### **(7) Managing Organizations**

The eligible organization whose mission is most closely related to the each priority field of study shall be designated as the Managing Organization. The Managing Organization shall mainly take part in consultation with accepting universities, and cooperate in drafting the basic plan of the field of study. Also, in principle, the Managing Organization shall promote submission and acceptance of application documents to/from the eligible organizations of the field of study.

### **(8) Preliminary Survey**

Prior to the implementation of the JDS Program in the recipient country, JICA shall conduct a preliminary survey. The preliminary survey shall be conducted once in the first year of every

four year period to design the JDS Program for the period ( "A batch of" : JDS participants shall be accepted in each fiscal year of the four-year period constitutes one cycle of the JDS Program) and to select candidates of the first batch.

The major objectives of the preliminary survey shall be as follows:

- (a) To agree on priority fields of study for JDS participants
- (b) To Agree on accepting Japanese universities
- (c) To Agree on eligible organizations and managing organizations of each priority field of study
- (d) To prepare the basic plan of each priority field of study
- (e) To identify the number of potential candidates for the JDS Program; and,
- (f) To select the candidates for the first batch
- (g) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Program
- (h) To agree on the procedures for application and matriculation of the JDS candidates

### **(9) The Agent**

After the conclusion of the E/N and G/A, JICA shall recommend the contractor of the preliminary survey as an agent (hereinafter referred to as "the Agent") to the recipient country.

The Agent, in accordance with a contract concluded with the government of the recipient country, shall perform the following duties toward smooth implementation of the JDS program:

- (a) To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates for the three batches following the first batch
- (b) To provide JDS candidates with information on study in Japan
- (c) To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS Participants
- (d) To handle payment of tuition fees and scholarships
- (e) To provide orientation to JDS participants on both arrival and departure from Japan
- (f) To monitor JDS participants' progress
- (g) To organize an evaluation meeting upon graduation of JDS participants
- (h) To perform other duties necessary for JDS program implementation

### **(10) The Operating Committee**

An Operating Committee shall be set in each recipient country towards the smooth implementation of the JDS Program.

The Operating Committee (hereinafter referred to as "the Committee") shall consist of government officials from the recipient country (diplomatic authorities, authorities in charge

of economic cooperation, education authorities, etc.) and the relevant Japanese officials of Embassy of Japan and JICA. In principle, a representative of the government of the recipient country shall serve as chairperson, and a representative of the Government of Japan shall serve as vice chairperson. However, it shall be possible for representatives of the two governments to serve as co-chairpersons based on an agreement between the two governments. The chairperson (representative of the government of the recipient country) shall chair and manage Committee meetings. A JICA representative shall serve as the head of the Committee's secretariat, and shall handle all administrative duties of the Committee, including calling Committee meetings and taking meeting minutes.

The major roles of the Committee are as follows:

- (a) To discuss the JDS Program design in the preliminary survey
- (b) To select JDS participants from the candidates
- (c) To encourage the recipient country in utilization of ex-JDS participants and following up them
- (d) To review other aspects related to the management and implementation of the JDS Program

### **(11) Number of JDS Participants**

The number of JDS participants of each batch shall be agreed by the both governments and stipulated in the contract between the recipient country and the Agent accordingly. In principle, three to five participants shall be admitted in a graduate school for each fiscal year.

### **(12) Scope of Expenses covered by the Grant**

Expenses covered by the Grant shall be divided into the following two categories:

- (a) Expenses for the purchase of services necessary for implementing the JDS Program:  
Expenses for recruitment and selection of the second and subsequent batches, expenses for orientations, expenses for monitoring, and others
- (b) Expenses necessary for the JDS participants and accepting universities in Japan:  
Scholarships, allowances for travel to and from Japan, outfit allowances, accommodation allowances for rent, subsidiary allowances to purchase books, shipping allowances, traveling and seminar allowances, tuition fees, contract research expenses for university education, and others

## **3. Qualifications and Selection of JDS Participants**

### **(1) Qualifications and Requirements**

- (a) Nationality: Applicants must be citizens of the recipient country

- (b) Age: In principle, JDS participants shall be between the ages of 22 and 34 (both inclusive) as of the first of April of the fiscal year of their arrival in Japan.
- (c) Exclusion of military personnel: Applicants must not be serving in the military.
- (d) Persons who have strong will to work for the development of recipient countries after their return home.
- (e) Persons who have acquired a master's degree after studying abroad on a scholarship awarded by other foreign assistances are ineligible. Persons who are currently receiving or planning to receive another scholarship through other foreign assistance are ineligible as well.
- (f) JDS participants must be in good health, both mentally and physically.
- (g) Persons who have English proficiency that is fluent enough for studying in Japan.

## (2) Recruitment and Selection

### (a) Recruitment and selection policies

- ① The eligible organizations including the Managing Organization of each priority field of study shall invite applications for the JDS candidates from its own officials and submit its candidates to the Managing Organization. Recruitment from the public by the recipient country shall not be precluded if recruitment from the public is deemed to be reasonable.
- ② The Managing Organization of each priority field of study shall provide enough number of qualified candidates for JDS participants and under the guidance of the Committee, which is responsible for the selection of candidates.
- ③ The selection of JDS participants shall be unequivocally based on each person's academic abilities. The participants shall be determined through an examination of the application documents and interviews.

### (b) System for Selection

- ① The Committee shall administer all parts of the selection process, from the system for selection to determination of participants.
- ② The Committee shall address the following issues:
  - 1) Determination of specific method for selection of JDS participants (including selection policy and selection criteria)
  - 2) Confirmation of the selection schedule
  - 3) Implementation and management of selection tests
  - 4) Determination of final candidates
- ③ After the accepting universities' admission approval for the candidates, the Committee shall determine JDS participants.

## 4. Conditions for Study in Japan

### (1) Benefits

#### (a) Scholarships

The Agent shall pay allowances, such as scholarships and tuition, directly to JDS participants and accepting universities on behalf of the government of the recipient country in accordance with the contract signed with the recipient country. Each amount of the said allowances shall be specified separately.

#### (b) Term of Scholarship Payment, etc.

In principle, the scholarship shall be provided for the JDS participant from his /her arrival date to the departure date after his/her acquisition of the scheduled degree within the initially scheduled period of study. In principle, the extension of the period of study shall not be accepted. The recipient country shall cancel payment of the scholarship and arrange the JDS participant's early return to the recipient country in any of the following cases:

- ① A false statement has been found in the JDS participant's application.
- ② The JDS participant violates any article of his/her pledge to the recipient country.
- ③ The JDS participant is subject to disciplinary action by the university or has no prospect of academic attainment within the initially scheduled period of study.

### (2) Obligation to report

During the JDS participant's study period in Japan, the recipient country shall monitor JDS participants academic progress regularly with the assistance of the Agent, and report the results to JICA.

### (3) Follow up

Because a key of the JDS Program is to create human networks and to encourage JDS participants to help the recipient country achieve development issues in economic and social development in their countries after their return home, the recipient country shall conduct surveys on the JDS participant' activities after their return and promote academic and cultural exchange with Japan.

Furthermore, the recipient country shall study ways of assigning JDS participants to the work that provides them with the opportunity to play important roles in the central government, etc., after their return home.

## **PART 2 Contract with Agent and Verification**

### **1. Recommendation of Agent**

In order to implement the JDS smoothly, following the conclusion of the G/A, JICA shall recommend the consultant that undertakes the preliminary survey to the recipient country as the Agent.

### **2. Contract Procedure**

Pursuant to the provisions of the E/N and the G/A, the government of the recipient country shall enter into an agent contract with the Agent set forth in the preceding article. The Grant is ineligible unless JICA duly verifies the contract. The contract shall be made in duplicate and be submitted to JICA for its verification by the government of the recipient country through the Agent.

### **3. References for the G/A**

The agent contract shall refer to the G/A in a manner that it reads as follows:

"JICA extends its grant to the Government of (name of the recipient country) on the basis of the Grant Agreement signed on (date) between the Government of (name of the recipient country) and JICA concerning the Project for Human Resource Development Scholarship"

### **4. References to the number of JDS participants**

The agent contract shall refer to the number of JDS participants for each fiscal year of the four-year period, with said number serving as the upper limit.

### **5. Scope of Work**

The agent contract shall clearly state all purchase of the services to be implemented by the Agent under the Grant.

In the event that a contract includes services which are not covered by the E/N and the G/A, such a contract shall not be verified by JICA.

### **6. Period of Execution**

The agent contract shall clearly stipulate the contract period. That period shall not exceed the period of validity of the Grant as prescribed in the G/A.

### **7. Contract Price**

The total amount of the contract price shall not exceed the amount of the Grant specified in the E/N and the G/A. The contract price shall be precisely and correctly stated in Japanese yen in the Contract using both words and figures. If there is a difference between the price in

words and that in figures, the price in words is deemed correct.

## **8. Verification of Contracts**

The agent contract shall clearly state that it shall be verified by JICA to be eligible for the Grant in accordance with the provisions of the E/N and the G/A.

## **9. Payment Procedure**

In accordance with the E/N and the G/A, the contract shall have a clause stating that "payment shall be made in Japanese yen through a Japanese bank under an Authorization to Pay (A/P) issued by the Recipient or its designated authority." Payment shall be made in accordance with the procedures of JICA.

Because the payment includes the JDS participants' living expenses in Japan, due care shall be taken to ensure that the payment is made on the designated date in a timely manner. Thus, the government of the recipient country must issue an Authorization to Pay without delay.

## **10. Responsibilities and Obligations of the Recipient Country**

The agent contract shall clearly state the responsibilities and obligations of the Recipient Country in accordance with the E/N and the G/A.

## **11. Amendments**

If the agent contract requires amendment, it shall be made in the form of an Amendment to the Contract, referring to the contract presently in force identified by its verification date and number.

The Amendment to the Contract shall clearly state that:

- (1) all the clauses except that (those) which is (are) amended, remain unchanged.
- (2) the Amendment to the Contract shall be verified by JICA to be eligible for the Grant.

\*If application of the Guidelines is inconsistent with the laws and regulations of the Government of the recipient country, the Government of the recipient country is requested to consult with JICA.

END

ベトナム国 サブプログラム/コンポーネント毎の4カ年の受入人数(案)

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	4バッチの受入人数(案)				
				第1バッチ	第2バッチ	第3バッチ	第4バッチ	計
1. 経済成長促進・国際競争力強化	成長促進のための制度整備	一橋大学大学院	アジア公共政策プログラム	4	4	4	4	16
		国際基督教大学大学院	アーツ・サイエンス研究科	3	3	3	3	12
2. 生活・社会面の向上と格差是正	運輸交通・都市開発	広島大学大学院	国際協力研究科	4	4	4	4	16
		九州大学大学院	生物資源環境科学府	4	4	4	4	16
3. 環境保全	環境	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	5	5	5	5	20
		名古屋大学大学院	法学研究科	3	3	3	3	12
4. ガバナンス強化	法制度整備	神戸大学大学院	国際協力研究科	2	2	2	2	8
		明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科	5	5	5	5	20
計				30	30	30	30	120

## 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム基本計画

### サブ・プログラムの基本情報

1. 国名：ベトナム
2. サブ・プログラム名（JDS 重点分野）：経済成長促進・国際競争力強化
3. 運営委員会：教育訓練省、計画投資省、日本大使館、JICA ベトナム事務所

### 個表 1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（JDS 重点分野名）：経済成長促進・国際競争力強化
2. コンポーネント名（JDS 開発課題名）：成長促進のための制度整備
3. 主管省庁：教育訓練省
4. 課題別主管省庁：計画投資省
5. 対象機関：計画投資省、商工省、財政省、国家銀行（各省傘下機関）  
教育訓練省、その他大学・研究機関

##### (2) 背景

近年のベトナムの高成長は、わが国を始めとする外国援助による制度改革とインフラ整備が奏功し、さらに、これと同調するように外国企業による対内直接投資が年々拡大されてきたことに負うところが大きい。今後とも、このような高成長を維持し、国家目標である 2010 年までの中所得国化、2020 年までの工業国化を実現するためには、国際競争力のある民間セクターが育つ基盤が必要である。そのためには、市場経済体制下で必要な各種経済制度の整備・運用体制強化、国有企業改革・金融セクター改革（国有企業及び国有商業銀行の経営の透明性向上及び収益力の強化）等を通じたビジネス環境のさらなる改善が必須要件である。とりわけ、WTO 加盟によって、WTO ルールに即した制度整備と適切な運用は喫緊の課題となっている。また、製造業における対内直接投資は主として安価な労働力を基本とする組み立て産業が中心となっていることから、裾野産業を構成する地場の中小企業の台頭に期待が寄せられており、これら産業を支える技術者、技能者、経営者等の人材育成、中小企業に対する効果的な支援策が必要である。さらに、インフラ整備における民間セクター活用のための明確なガイドライン（BOT 関連法令、地方投資開発基金関連法令）の策定と適切な実施（規制監督庁の能力強化と独立性確保も含む）も課題となっている。

##### (3) 我が国の援助との関係

対ベトナム国別援助計画（平成 21 年 7 月）では、ベトナム政府策定の「社会経済開発 10 カ年戦略（2001-2010）」、「社会経済開発 5 ヶ年計画（SEDP:2006-2010）」等の国家

開発計画に沿って援助を実施するとしており、ベトナム政府が目標として掲げる「低所得国からの脱却（2010年目標）を経た工業国化（2020年目標）」を支援するとしている。また、同援助計画では「経済成長促進・国際競争力強化」を対越援助の4つの柱の一つと定めており、本コンポーネントはこれに合致する。

これまで上記課題への対応の一環として、日越両国は投資環境改善のために官民合同で具体的な行動計画を策定し、これをモニタリング・評価することにより着実に実施していく枠組み「日越共同イニシアティブ」を2003年12月に開始した。

本コンポーネントにおいては、WTOへの加盟、日越EPA発効後のより一層の経済統合、貿易円滑化の推進、計画経済体制から市場経済体制への移行に伴い必要となる各種経済制度整備・運用に係る人材を育成することが期待されている。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 案件目標

#### (1) 上位目標

成長促進のため各種経済制度の整備・運用、及び政策立案に関する関係行政機関の能力が帰国生により向上する。

#### (2) プロジェクト目標：

対象機関における成長促進のための制度整備に携わる人材の、各種経済制度整備・運用に関する能力が向上する。

### (2) 目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

### (3) 活動

#### 【一橋大学 国際・公共政策大学院】

目標	学習内容
①来日前	
来日前から大学院教育の現場に触れさせ、来日後の円滑な導入とする	遠隔TV会議システムを利用して年1回行っている教員と卒業生の意見交換会（Alumni Seminar）に入学予定者を招き、時宜に即した政策論に触れさせる。 対象機関における小規模セミナーの実施を計画する。
②留学中	
経済基礎理論および計量経済学全般にわたる幅広い知見を習得する	留学生は必修科目、選択科目、当面の課題に関する科目、修士論文の作成を課される。必修科目では、マクロ経済学、ミクロ経済学、公共経済学といった経済の基礎理論と計量経済学、選択科目では、税制や地方分権化等の財政政策、民営化や競争政策等の公共部門政策、金融政策や金融安定

	化政策を修得することで計量経済学全般にわたる幅広い知見を習得する。
実務面に直結した実践的な理解を深める	留学生履修科目の中の、「当面の課題に関する科目」にて、実際にマクロ経済の安定や公共部門の効率化に実務的に関与している、あるいは関与したことがある内外の専門家によるワークショップやマクロ経済政策の重要な課題に関して、内外の大学、官公庁から講師を招聘する短期の集中講座などを受講し、彼らの知識・経験を学ぶとともに討論を通じて実践的な理解を深める。 一部給費留学生を対象に、年1回フィールド・トリップを実施し（沖縄、広島等）、現地官公庁を訪問して話を聞くなど、地域経済・政策課題に接する機会を与えている。このプログラムに、JDS ベトナム留学生を加える。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する	留学生は、必須科目、選択科目、当面の課題に関する科目で修得した知識を基に、各自の出身国にとって重要な政策課題について修士論文を作成する。自ら設定した課題に対する解決策を考察する。ネイティブ教員が担当する英語による論文作成の講座を修士2年間を通じて必修科目として開講し、留学生の英語のライティング・スキルを高める。
③帰国後	
知識のブラッシュアップ、マクロ経済政策セミナーを通じて中長期的な人材育成に資する	留学生は、同学が企画する同窓会、関係者との意見交換会に出席することにより、人脈を継続・拡大する。年1回行われる Alumni Seminar（ハノイ、北京、マニラ、ジャカルタを遠隔 TV 会議システムを使って結び、その時々の政策問題に関して各国の卒業生から報告させ、討論を行う）を通じて、卒業生の政策意識を喚起するほか、卒業生間のネットワークを強化する。 卒業生を日本に招き、ベトナムを含む体制移行国を対象にしたシンポジウムを行う。 同学では、2005年より年2回、2週間のマクロ経済政策セミナーを日本で開催し、中国、インド、韓国、アセアン主要国の経済官庁、中央銀行の上級スタッフを日本に招聘している。ベトナムからも計画投資省、財務省、国家銀行の上級スタッフが定期的に参加しており、将来的には、同セミナーを通じて JDS 生の知識レベルが向上することが期待される。

## 【国際基督教大学大学院 アーツ・サイエンス研究科】

目標	学習内容
①来日前	
留学（来日）前に必要な基礎力を補強する	<p>1. 6月末または7月はじめに、ICUの教員がハノイにおいて経済学の基礎と統計学の基礎を集中講義する。 （留学生に求められる要件）</p> <p>1. 英語力の向上のために努力する 2. 統計学の基礎を勉強する 3. マクロ・ミクロ経済学の基礎を復習する</p>
②留学中	
実務面に直結した実践的な理解を深める	<p>留学生は、同学が企画する、開発途上国の様々な開発課題に取り組む実務家や研究者を政府、国際機関、研究機関、NGO等ゲスト講師による特別講義を受講し、実務面に直結した内容を習得する。また、留学生自身の研究報告の場が設けられ、留学生はより実践的な理解を深める。</p>
グローバルな視野をもつ実務家人材を育てる	<p>各国政府の将来を担う若手行政官であるJDS生が、グローバルガバナンスにおける国家、国連、市民社会、民間セクターの役割についての認識と理解を深めるため、国際連合大学とICUを含む10の協力大学が共同で実施する国連大学グローバルセミナーに参加する。</p> <p>国際 Conference として韓国及び日本の経済発展とマクロ計量モデルという場を設け、国内外のマクロ経済モデル専門家、経済発展における様々な分野の専門家の集中講義をし、JDSベトナムの学生が討論に参加し、マクロ経済モデル設計や開発問題について視野を広げる。</p>
開発課題解決に即応した実践研修（フィールドトリップ）を通じ、新たな視点を切り開く	<p>留学生は下記の開発課題解決にかかる実践研修に参加することで新たな視点で学習することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の地方行政の仕組み、取組み等の理解促進のための地方行政視察（川上村）</li> <li>・日本の農村における農業経験と環境問題への取組みについて実践的に学び、開発課題の解決に即応した参加型開発のモデルを共有するためのプログラム参加。（アジア学院）</li> <li>・その他、JDS生の研究テーマに応じた施設（電力発電所等の公益企業、金融関連施設等）の視察。</li> <li>・国際開発専門会議やセミナーに参加し、多様な研究者との交流とベトナム開発問題の国際的な理解を高める。</li> </ul>
実践カトレーニングを通じ、	留学生は、学期休暇中を利用したスキルトレーニングとし

政策立案、計画策定の基礎力を身につける	て、計画立案能力、評価手法等を学ぶためのPCM研修等を受講し、計画策定、計画立案の基礎力を身につける。 ・留学生は、日本の政府機関やシンクタンクのインターンまたは研修プログラム等に参加することで、実務的なトレーニングを受けることができる。
③帰国後	
ICU 帰国生の連携を促進する	留学生（帰国生）は、ベトナムで定期的にICU出身者の親睦を図るための研究発表会に参加することで、新たな字人脈を形成、拡大することができる。 1. ベトナム経済発展セミナーを卒業生の準備と発表で行う。ICUから教員と職員、2-3人参加する。 2. ベトナムICU同窓会を同時に構成し、卒業生を中心に、ICUとベトナムとの協力関係を築く。

#### （４）－１ 日本側の投入

<p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</p> <p>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</p> <p>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p>
--

#### （４）－２ 投入期間・人数

<p>1 バッチ 7名 ×4 ヵ年 = 28名 （一橋大学：16名、国際基督教大学：12名）</p> <p>2010年（～2012年修了）：7名 （一橋大学：4名、国際基督教大学：3名）</p> <p>2011年（～2013年修了）：7名 （一橋大学：4名、国際基督教大学：3名）</p> <p>2012年（～2014年修了）：7名 （一橋大学：4名、国際基督教大学：3名）</p> <p>2013年（～2015年修了）：7名 （一橋大学：4名、国際基督教大学：3名）</p>
--

#### （５）相手側の投入

<p>①留学生の派遣</p> <p>②事前活動（派遣前留学生の英語力強化 TOEFL 550点、IELT 6.5を目処とする）</p> <p>③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</p>
--

#### （６）資格要件

<p>①職務経験等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象機関において制度整備・運用、政策立案に関する業務に従事する正職員</li> <li>・制度整備・運用、政策立案に関する業務に2年以上の専門的（*）な実務経験を有すること（3年以上が望ましい）</li> </ul> <p>（*：市場経済移行、国営企業改革、金融セクター改革、投資プロジェクト運営管理）</p>
---

・ただし、経済学、経済政策論の教育・研究に従事している大学職員の場合は、帰国後の教育・研究を通じた波及効果を期待できることから、上記の要件を満たさない場合でも受け入れることがある（一橋大学）

②その他：

- ・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
- ・ベトナム国籍を持つこと
- ・22歳以上35歳未満（当該来日年4月1日現在）
- ・現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと  
過去にベトナム国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと
- ・英語力は重要である。TOEFLは550点ぐらい必要。
- ・計量経済学の勉強とマクロ経済モデル設計のためには、経済基礎知識と同時に、特に統計学の基礎が重要である。（ICU）

### 3. 実施体制

#### （1）留学生の受入大学

一橋大学 国際・公共政策大学院 アジア公共政策プログラム  
国際基督教大学大学院 アーツ・サイエンス研究科

#### （2）受入大学の国際協力事業の実績

##### 【一橋大学 国際公共政策大学院】

- ・ JICA 長期研修員（平成20年度：1名）
- ・ IMF 奨学生（平成20年度：5名、平成21年度：5名（計画））
- ・ インドネシア政府派遣生（平成20年度：円借款2名、世界銀行1名）  
（平成21年度：円借款3名（計画））

##### 【国際基督教大学大学院】

- ・ ロータリー世界平和奨学生（平成20年度：17名、平成21年度17名（計画））
- ・ 文部科学省国費留学生（平成20年度：1名、平成21年度：1名（計画））

#### （3）プログラム概要

##### 【一橋大学 国際公共政策大学院】

マクロ経済の安定と公共部門の効率化を達成するために、経済の基礎理論と実際の政策案件の形成・管理に必要な実践的な手法を体系的に修得できるように指導する。具体的なカリキュラムは、必修科目、選択科目、当面の課題に関する科目、修士論文の作成で構成され、経済の基礎理論を習得した上で、選択科目、当面の課題に関する科目にてより実践的な理解を深めることとなる。これらの科目で得た知識を基に、政策課題にかかる修士論文

を作成する。学習面では、当研究科が受入れる留学生はすべて指導教官が運営する少人数のゼミに所属し、日常の学習や論文作成に関し指導を受ける。

#### 【国際基督教大学大学院】

公共経済学専修は、日本及び世界各国からの政府公務員と実務家、特に開発途上国からの政府公務員のために、実際の開発現場で直面した経済問題に対して具体的な解決策を提言できるような人材として、実践的な知識、英語力、国際性、広い視野を兼備した経済専門家を育てることを目的とする。

本研究科公共経済学専修では、経済学の専門教育を受けながらも、より広い視野で国際的な立場から開発問題を研究し、政策的な含意を提供できる環境がある。また、経済分野の課題について、経済学をそれと密接な関係にある公共政策、国際関係論、社会学、平和研究等多角的な側面からとらえ、学際的協働のもとに研究を行うことが可能である。

カリキュラムは下記のとおり設定される。①大学院共通科目②基礎科目③専門科目④リサーチガイダンス⑤関連分野基礎科目、専門科目である。また、JDS生には開発途上国の様々な開発課題に取り組む実務家や研究者を政府、国際機関、研究機関、NGO等から招聘し、ゲスト講師による講演とJDS生自身の研究報告の場を設ける。加えて、各国政府の将来を担う若手行政官であるJDS生が、グローバルガバナンスにおける国家、国連、市民社会、民間セクターの役割についての認識と理解を深めるため国際連合大学とICUを含む10の協力大学が共同で実施する「国連大学グローバルセミナー」に参加する。ベトナム帰国後に経済政策の策定や運用に携わることができるよう、企画力、調査力、分析力、発表力の向上を目指して指導する。

## 個表2

### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

#### (1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（JDS 重点分野名）：経済成長促進・国際競争力強化
2. コンポーネント名（JDS 開発課題名）：運輸交通・都市開発
3. 主管省庁：教育訓練省
4. 課題別主管省庁：運輸交通省
5. 対象機関：運輸交通省、建設省、ハノイ市人民委員会、ホーチミン市人民委員会（各省傘下機関）、教育訓練省、その他大学・研究機関

#### (2) 背景

我が国はベトナムに対する1992年の援助再開以降、長年の戦乱と経済低迷のなかで立ち遅れた道路、港湾、通信等の基幹インフラ整備を一貫して支援してきた。これら基幹インフラの拡充は経済成長に寄与するとともに、貧困率の低下にも貢献してきた。今後とも経済成長を持続するためには、増大する運輸交通需要と急速に進む都市化に的確に対応し、円滑・安全な物流・人流に資する交通ネットワークを整備することが求められる。このためにはハード面の整備を促進するとともに、増大する交通インフラ資産の運営・維持管理にかかる人材育成・質の確保、民間部門活用のための制度整備、交通安全対策、長期的視点での適切なセクター開発戦略の策定等のソフト面における課題にも適切に対応しなければならない。また、ベトナムでは、急速な経済発展とともに、全国的に都市化が進み、都市問題が近年政策課題の1つとなっている。農村地域からの急激な人口流入、住宅不足、違法建築の横行、交通渋滞、水不足、環境悪化などが複合的に絡み合い、都市問題として顕在化してきている。このような都市問題は、ハノイ市やホーチミン市のような大都市で顕著であるが、他の中小都市においても同様に顕在化しており、特に中規模都市において著しい。

#### (3) 我が国の援助との関係

対ベトナム国別援助計画（平成21年7月）の基本方針の4つの柱の一つである「経済成長促進・国際競争力強化」において、「都市開発・運輸交通・通信ネットワーク整備」を具体的な援助の方向性として掲げており、本コンポーネントはこれに合致する。

大・中規模の都市に対する都市開発計画策定や都市計画・管理能力向上に関する支援とともに、都市環状道路等のネットワーク整備や公共交通整備、通信ネットワーク整備に係るハード・ソフトの両面から取り組み、また都市間幹線交通網では、幹線道路、鉄道、港湾、空港について選択と集中に配慮した支援を行うこととされている。

本コンポーネントにおいては、経済成長とともに増大する運輸交通需要と急速に進む都市化に的確に対応し、円滑・安全な物流・人流に資する交通ネットワークに関し、中長期的に制度設計、政策策定ができる人材を育成することが期待されている。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 案件目標

(1) 上位目標 運輸交通・都市開発に係る政策立案、計画策定に関する関係行政機関の能力が帰国生により向上する。
(2) プロジェクト目標： 増大する運輸交通需要と急速に進む都市化に的確に対応できるよう、対象機関における運輸交通・都市開発に携わる人材の、ハード面、ソフト面に及び多面的な運輸交通・都市開発に関する能力が向上する。

### (2) 目標の指標

① 帰国留学生の修士号取得
② 帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

### (3) 活動

目標	学習内容
① 来日前	
来日後の円滑な研究のために十分な事前準備を実施する	留学生は、広島大学での履修に先立ち、ベトナムの実情に合わせた専門分野の基礎学力の向上のためのきめ細かな事前教育により、円滑な研究の準備を行う。その際、電子メールによるレポートの提出や現地での面接が行われ、その達成度を確認し事前準備に備える。
② 留学中	
運輸交通・都市開発全般にわたる幅広い知見を習得する	留学生は、同学が提供するPBL (Problem Based Learning/問題解決型授業) 教育方式により、運輸交通・都市開発に関する必要な幅広い分野の知識を習得する。
JDS 生の研究成果を対外的な場で発表し、客観的評価を受ける	留学生は、同学で行った自身の教育・研究成果を客観的に自己評価するために、様々な分野、特に関連する学会・シンポジウムにおいて開発途上国の発展に資する研究の発表を行い、学術的な面や政策的な面での客観的評価を受けることができる。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する	留学生は、複数教員指導体制の下、ベトナムの都市発展に直結した研究テーマを取り上げ、開発課題に対する取り組みの基本方針に沿って論文作成を行い課題に対する解決策を考察する。
③ 帰国後	
知識のブラッシュアップ	留学生は、同学のフォローアップ事業として実施される母国での NGO 等での活動を通じて、先進国の進んだ技術や知

	<p>識の普及活動の取り組みを行うことのできる「リーダー」となることが期待され、留学で得た知識を活用することができる。</p>
--	---

#### (4) - 1 日本側の投入

<p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）          ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）          ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p>
--

#### (4) - 2 投入期間・人数

<p>1 バッチ 4名 ×4 年 = 16名          2010年（～2012年修了）：4名          2011年（～2013年修了）：4名          2012年（～2014年修了）：4名          2013年（～2015年修了）：4名</p>
--

#### (5) 相手側の投入

<p>①留学生の派遣          ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）          ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</p>
--

#### (6) 資格要件

<p>①職務経験等          ・対象機関において運輸交通・都市開発に関する業務に従事する正職員          ・運輸交通・都市開発に関する業務に2年以上の専門的（*）な実務経験を有すること（3年以上が望ましい）          （*：都市計画策定、幹線交通網整備、都市交通整備、交通安全）</p> <p>②その他：          ・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること          ・ベトナム国籍を持つこと          ・22歳以上35歳未満（当該来日年4月1日現在）          ・現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと          ・過去にベトナム国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと</p>
---

### 3. 実施体制

#### (1) 留学生の受入大学

広島大学大学院 国際協力研究科

#### (2) 受入大学の国際協力事業の実績

- ・ 文部科学省国費留学生（修士）（平成 20 年度：10 名、平成 21 年度：4 名（計画））
- ・ 私費留学生（修士）（平成 20 年度：37 名、平成 21 年度：22 名（計画））

#### (3) プログラム概要

本事業では、都市の発展段階や文脈などに応じて、道路網や公共交通機関ネットワークといったハード面の整備を促進すると同時に、既存インフラの有効活用を前提とする交通需要管理といったソフト面の施策も着実に進め、産業立地、土地利用、居住・市民生活や環境などとの相互作用を考慮に入れながら、増大する運輸交通需要と急速に進む都市化に的確に対応できる人材を育成する。

プログラムの内容として、研究科の共通科目として環境管理技術特論、開発科学専攻学生に対する科目として国際環境協力学特論Ⅰ、Ⅱ、国際協力プロジェクト演習、開発技術論を提供する。専門科目については、地域・都市工学、交通計画、交通工学、観光政策と地域開発工学をコア科目として、サステナブル建築論、環境計画論、地盤防災工学、建設防災学、環境シミュレーター、環境モニタリング論、資源植物学などの関連科目を提供する。また、環境資源経済論や経済開発論のような他のコースの講義を受講することも可能である。教育方法として、PBL教育方式を重視しており、研究指導としては、研究科設立以来、採用し続けている複数分野をまたがる複数教員指導体制をとる。修士論文研究では、以下のようなトピックを研究テーマとして取り上げ、当該開発課題に対する取り組みの基本方針に沿って、帰国後、ベトナムの持続可能な都市発展に貢献できる人材の育成を目指す。

- 移動の利便性と都市の健全な成長を両立する公共交通指向型都市開発の研究
- 交通需要管理を前提とする総合都市交通システムの構築

2008 年度より文部科学省科学技術振興調整費による戦略的環境リーダー育成拠点形成プログラム「低炭素社会を設計する国際環境リーダー育成」（国際環境リーダー育成プログラム）を実施しており、サブ・プログラムのひとつとして「都市システムデザイン」がある。この構成メンバー（開発科学専攻所属教員）を中心に JDS 学生の教育・研究指導を英語で行う。原則として、JDS 学生は本研究科の開発技術コースを履修する。

## 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム基本計画(案)

### サブ・プログラムの基本情報

1. 国名：ベトナム
2. サブ・プログラム名（JDS 重点分野）：生活・社会面の向上と格差是正
3. 運営委員会：教育訓練省、計画投資省、日本大使館、JICA ベトナム事務所

### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

#### (1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（JDS 重点分野名）：生活・社会面の向上と格差是正
2. コンポーネント名（JDS 開発課題名）：農業農村開発政策
3. 主管省庁：教育訓練省
4. 課題別主管省庁：農業農村開発省
5. 対象機関：農業農村開発省、国立農業政策立案所（各省傘下機関）教育訓練省、その他大学・研究機関

#### (2) 背景

ベトナムでは、工業化の進展の中で、中心産業のひとつである農林水産業はGDPの20.4%（2006年）を占めるに過ぎず、その割合は年々低下しているが、同分野の就業人口は、全体の52.1%（2006年）を占めているうえ、人口の4分の3が地方農村部に居住しており、ベトナム社会・経済の発展におけるインパクトは依然大きい。特に、地方農村部は、食料・原材料の供給元、また工業品の市場としての役割を担っているうえ、自然環境の保全、社会の安定化（都市への流入速度の抑制、セーフティーネット）等、国の社会・経済の持続的発展の観点からも重要な位置づけを有している。農林水産業について、WTO加盟に伴い生じている状況を考慮しつつ、地方部貧困層に配慮した政策・制度面の改善及び技術の向上を支援するほか、農産物加工業等の農村部の地場産業育成、観光開発、自然資源の活用等、農村部の生計手段の多様化により、包括的な生計の向上を図ることが必要となっている。農業農村開発省は職員の研修・能力向上ならびに農業分野の人材育成を首相決定74/2001/QD-TT号に基づき実施している。2006年から2015年の農業分野の人材育成計画では90名の博士、220名の修士号の取得を目標としており、このうち30%が農業農村開発省の部局から輩出することを想定している。修士号の分野としては、Cultivation (Bio-technology) 66名、Irrigation 62名、Forestry 31名、Livestock raising and veterinary 22名、Agriculture and rural development economics 14名等。

#### (3) 我が国の援助との関係

対ベトナム国別援助計画（平成21年7月）の基本方針の4つの柱の一つである「社会・生活面の向上と格差是正」において、人口の4分の3を占める地方農村部住民の生計向上

を目的とした包括的な支援を行うとする「地域開発・生計向上」を具体的な援助の方向性として掲げており、本コンポーネントはこれに合致する。

JICAは、貧困削減の重点地域である北部山岳地域（とりわけ北西部）、中部高原地域、メコンデルタ地域の開発に取り組むとともに、WTO加盟に伴う農林水産業に対する環境の変化や影響を考慮しつつ、地方部貧困層に配慮した政策・制度面での改善、技術の向上の支援の他、地場産業育成や観光開発、自然資源の持続的活用等、農村部の生計手段の多様化を支援している。

本コンポーネントにおいては、上述の点を踏まえ、技術協力プロジェクト等と有機的に相互連携しながら、農業農村開発政策の立案・運用に係る人材を育成することが期待されている。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 案件目標

#### (1) 上位目標

ベトナム国が従来達成してきた「成長を通じた貧困削減」のプロセスを継続しつつ、地方部貧困層に配慮した政策・制度面での改善に係る関係機関の能力が帰国生により向上する。

#### (2) プロジェクト目標：

対象機関における農業政策、農村開発政策にかかる制度整備に携わる人材の、各種技術的・実践的な能力が向上する。

### (2) 目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

### (3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
	検討中
②留学中	
農学関連全般にわたる幅広い知見を習得する	留学生は、同学が提供するブロック・モジュールにて、国際農村開発、農業資源開発、土壌水環境、森林資源生産科学等の科目を履修、専門的知識を習得する。
実務面に直結した実践的な理解を深める	留学生は、同学が形成している「国際共同教育プラットフォーム」を利用して、海外からの講師も含めた複数大学教員の連携による「リレー講義」を受講することができ、実践的な理解を深めることができる。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する	留学生は、修士論文や配属研究室のゼミでの個別指導により、ベトナム固有の問題についての講義を発展・深化させ、

	担当教官とともに、論文作成にかかる解決策を考察する。
③帰国後	
	検討中

#### (4) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

#### (4) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 4 名 × 4 カ年 = 16 名  
 2010 年（～2012 年修了）：4 名  
 2011 年（～2013 年修了）：4 名  
 2012 年（～2014 年修了）：4 名  
 2013 年（～2015 年修了）：4 名

#### (5) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（・特定分野のみへの受け入れ集中を避けるため、ある程度異なる専門性を持つ候補者の選定。派遣前留学生の英語力と数学力強化）
- ③事後活動（同窓会組織の構築。定期的な帰国後の連絡先勤務先の調査。所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

#### (6) 資格要件

- ①職務経験等
  - ・対象機関において農業・農村開発政策に関する業務に従事する正職員
  - ・農業・農村開発政策に関する業務に2年以上の専門的（\*）な実務経験を有すること（3年以上が望ましい）

（\*：農村部の生計手段多様化、WTO加盟後の制度整備他）
- ②その他：
  - ・修士課程で研究を行うに十分な英語力と数的能力を有すること
  - ・ベトナム国籍を持つこと
  - ・22歳以上35歳未満（当該来日年4月1日現在）
  - ・現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
  - ・過去にベトナム国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

### 3. 実施体制

#### (1) 留学生の受入大学

九州大学大学院 生物資源環境科学府

#### (2) 受入大学の国際協力事業の実績

- ・ 文部科学省国費留学生（修士）（平成20年度：6名、平成21年度：8名（計画））
- ・ 政府派遣留学生（平成20年度：1名）
- ・ 私費留学生（修士）（平成20年度：11名、平成21年度：6名（計画））

#### (3) プログラム概要

本プログラムでは、ベトナムでの開発課題ニーズとして挙げられている、地域レベルでの包括的開発、アグリ・ビジネスの促進や共同組合組織の強化、さらにWTO加盟に対応した農業関連の専門的人材の養成が想定される。国際的視野を持った農業政策の立案、地域資源の有効利用、農村・農業経済の活性化、土地・水資源の管理や持続的な森林資源管理、農林業セクターに係わる広範な問題解決に関する能力の向上を目指す。

そのために、農業経済、開発経済に関する人材だけでなく、農業土木や森林資源に関するプロジェクトも含め、農林業政策立案および実践的課題解決が可能な人材育成を図ることを基本方針とする。

本プログラムは、このブロック・モジュール制を採用している。各学期を1ヶ月程度のブロックに分けて3個のブロックで構成し、各ブロックで一つの講義を完結させるものである。従来の2学期制であれば、夏季休暇か年度末にのみ学生は現地調査を行っていたが、雨季や乾季、農作業の季節性等のため、現地調査可能な時期が必ずしも調査に適した時期であったとは限らなかった。しかし、ブロック・モジュール制を導入することで、調査時期の選択が広がり、十分な現地調査の機会が提供できる。

ブロック・モジュールの中には、国際農村開発、農業資源開発、土壌水環境、森林資源生産科学等の科目があり、専門的知識の講義を行う。英語による「国際開発研究特別コース」修士課程を中心に、国際化加速プログラム「国際共同教育プラットフォーム」が昨年度より開始された。この「国際共同教育プラットフォーム」を利用して、海外からの講師も含めた複数大学教員の連携による「リレー講義」を行う。

## 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム基本計画(案)

### サブ・プログラムの基本情報

1. 国名：ベトナム
2. サブ・プログラム名（JDS 重点分野）：環境保全
3. 運営委員会：教育訓練省、計画投資省、日本大使館、JICA ベトナム事務所

### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

#### (1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（JDS 重点分野名）：環境保全
2. コンポーネント名（JDS 開発課題名）：環境
3. 課題別主管省庁：天然資源環境省
4. 対象機関：天然資源環境省、計画投資省、ベトナム科学技術アカデミー、農業農村開発省、商工省（各省傘下機関）、教育訓練省、その他大学・研究機関

#### (2) 背景

ベトナムは、海面上昇によるメコンデルタの水没や、中部地域の台風被害の増加など、気候変動により甚大な影響を受ける可能性が最も高い国の1つである。一方、ベトナム経済の急速かつ継続的な成長は、エネルギー消費の増大、廃棄物発生量の増加、土地利用の改変等を誘引し、温室効果ガス発生量の急速な増加が予想されている。このためベトナムにおいては、適応策だけでなく、緩和策を含めた気候変動対策の必要性が近年高まっている。ベトナム政府は2002年に京都議定書を批准しており、2008年12月に気候変動対応に関するNational Target Program (NTP) が政府内の手続きを経て承認され、今後、ドナー支援を得ながら、NTPを実現していくことが課題となっている。日本はクールアースパートナーシップを提唱し、新たな資金メカニズムを構築し、温室効果ガスの削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする途上国を支援するとしており、ベトナムも重要な支援先の1つと位置付けられている。長期的かつ包括的な取組みが不可欠な気候変動分野において、日本が人材育成及びそれを通じた人的ネットワークの構築を行なう意義は高い。

#### (3) 我が国の援助との関係

対ベトナム国別援助計画（平成21年7月）では、「昨今の気候変動問題への一層の国際社会での議論の高まりを踏まえつつ、各重点分野における協力の実施にあたり、気候変動対策の視点に留意する」としており、気候変動の緩和（温室効果ガスの排出削減）、気候変動への適応（地球温暖化の影響への適応）、クリーンなエネルギーの利用促進等への貢献を重視している。本案件では、これらの気候変動対策の立案・実施に資する人材を育成

することが期待されている。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 案件目標

#### (1) 上位目標

持続可能な開発のための環境保全に必要とされる「都市環境管理」「自然環境保全」「気候変動対策」に係る政策立案、制度改善に関する関係行政機関の能力が帰国生により向上する。

#### (2) プロジェクト目標：

対象機関における都市環境管理、自然環境保全、気候変動対策に携わる人材の、ハード面、ソフト面に及ぶ多面的な環境保全・気候変動に関する能力が向上する。

### (2) 目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

### (3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
	研究課題の絞り込みを、特に、経済政策関連については、社会経済データ（公開・非公開）の入手可能性について事前チェックをしながら指導する。
②留学中	
環境科学全般にわたる幅広い知見を習得する	留学生は、必修科目の循環環境学概論、環境共生学概論、環境倫理学概論、環境実習で環境科学に関する基礎的知見を幅広く学び、専門科目で、自己の専門性を中心に環境科学全般にわたる知見を深める。また、インターンシップ（国内・海外）を通じ、環境政策現場での実践を理解させる。
実務面に直結した実践的な理解を深める	留学生は、専門科目受講や指導教員セミナーに参加して、気候変動対策として日本および先進国で現在なされ、あるいは検討されている温室効果ガス排出削減のための諸施策（たとえば、再生可能エネルギー導入、廃棄物処理の適正・有効活用、環境教育等の社会的キャンペーン、エコビジネスの普及など）あるいは気温上昇および海面上昇に対する短期的、長期的対策および政策（マングローブ保全・再生、農業生産計画、公衆衛生対策、気象予測、防災システムなど）等について自己の研究課題を中心に実践的な理

	解を深める。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する	留学生は、個別に設定した課題に沿った指導教員のチュートリアルを通じて研究を行い、セミナーや学会への出席・報告を通じて、学術的に完成度の高い論文作成を目指す。
研究の学術的な完成度を高める効果を補完する	留学生は、学術的な完成度の高い論文作成をするために大学の提供する下記の企画等に参加し、学業を補完することができる。 (1) ベトナム固有の問題解決に資する現場研修 (2) ベトナムにおける環境分野開発援助に関する専門家によるワークショップ
国内環境政策現場の視察	3月頃に、環境科学総合センター（水俣）、釧路湿原、別海町、北九州市等の視察・見学をおこなう（2泊3日程度）。
海外環境政策視察をかねて海外提携機関、大学などとの合同セミナー	北京大学、雲南大学、台湾科学アカデミー、バングラデシュ Dhaka 大学、BUET、韓国ソウル大学、オランダ・テンバーゲン研究所等と国際セミナーを企画し（毎年1箇所）、研究交流を行う（4泊5日程度）。
国際シンポジウム	2年に一度程度、外国人専門家を招聘して国際シンポジウムを企画し、JDS 学生は何らかの形（研究発表、パネリスト）でこれに参加する（正味2日間程度）。
環境政策インターシップ	環境政策現場に1-2週間程度派遣し、実習プログラムに基づく実践実習を行う。
<b>③帰国後</b>	
	修了生のネットワークを構築し、修了生あるいは関連機関関係者を中心に定期的（4-5年おき程度）に本国または日本で環境政策講座を集中開講する（5日間程度）。講師は、修了生あるいは招聘研究者を含む。

#### （４）－１ 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

#### （４）－２ 投入期間・人数

1 バッチ 5 名 × 4 カ年 = 20 名  
 2010 年（～2012 年修了）：5 名  
 2011 年（～2013 年修了）：5 名

2012年（～2014年修了）：5名

2013年（～2015年修了）：5名

### （5）相手側の投入

#### ①留学生の派遣

#### ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）

#### ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

### （6）資格要件

#### ①職務経験等

- ・対象機関において環境保全・気候変動に関する業務に従事する正職員
- ・環境保全・気候変動に関する業務に2年以上の専門的（\*）な実務経験を有すること（3年以上が望ましい）

（\*：各種環境汚染対策（水質管理、上水道、排水・汚水処理、廃棄物管理、大気環境管理）、都市環境管理、自然環境保全他）

#### ②その他：

- ・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
- ・ベトナム国籍を持つこと
- ・22歳以上35歳未満（当該来日年4月1日現在）
- ・現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・過去にベトナム国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと
- ・ただし、広い意味での環境に関わる現場経験が実際にあること、その経験に基づく研究課題設定であることが望ましい。また、派遣機関の特別なミッションを持っている者がより望ましい。その場合には、各種データについて容易にアクセスできることが前提となる。

## 3. 実施体制

### （1）留学生の受入大学

筑波大学大学院 生命環境科学研究科

### （2）受入大学の国際協力事業の実績

留学生在籍者総数：241名

（うち国費留学生：59名，JICA短期研修：6名，中国高水平事業：15名，その他の政府派遣を含む私費：161名）

### (3) プログラム概要

本プログラム（ICEP）では、発展途上国の環境政策・評価に関する専門家だけでなく、温暖化のリスク解析、生態系の動態解析、少数民族問題等、政策の基礎情報にかかわる分野、および都市計画、土地利用計画、廃棄物処理等の応用工学分野における多彩な教員を擁し、ベトナムにおける開発課題ニーズのうち、気候変動対策のための政策・制度、気象・気候変動予測、省エネルギー・新エネルギー、防災、その他の環境問題に応じることができる。

留学生・日本人学生を問わず履修できる英語プログラムとして環境科学専攻（前期課程）および持続環境学専攻（後期課程）に開設され、加えて生物資源科学専攻の開設する持続的農村開発コース（SRD）をはじめ、他専攻において修得した単位も、上限 10 単位までは修了要件に含めることができる。

これらの科目には学内外における実習や海外インターンシップも含まれ、英語カリキュラムだけ遊離させるのではなく、環境科学専攻の伝統であるフィールドワークを重視したカリキュラム総体の一部をなすべく配慮されている。

受講生の側からみると専攻のほとんどの教員を知ることができ、特に留学生にとっては、ICEP 受講生だけでなく一般の日本人学生との交流をもつことができる。

前期 ICEP のカリキュラムは下記の通りである。

共通（必修）科目として循環環境学概論、環境共生学概論、環境倫理学概論、環境科学実習、共通（選択）科目として環境科学実践実習を設定。また、専門（選択）科目として、個々の留学生の専門性に沿った科目選択ができるように、環境経済学、環境政策論、資源リサイクル論、環境倫理学、生物多様性論、リモートセンシング、GIS、予防医学、森林保全論等の幅広い講義科目を常設している。また他専攻から、開発経済学や国際政治学等の基礎科学や農村計画論や普及論等の関連科目を選択できる。

以上の講義・実習科目を 1～2 年次にかけて修得する。2 年次以降は個別に設定した課題に沿った指導教員のチュートリアルを通じて研究を行い、セミナーや学会への出席・報告を奨励することにより、学術的な完成度をめざす。

## 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム基本計画(案)

### サブ・プログラムの基本情報

1. 国名：ベトナム
2. サブ・プログラム名（JDS 重点分野）：ガバナンス強化
3. 運営委員会：教育訓練省、計画投資省、日本大使館、JICA ベトナム事務所

### 個表 1-1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（JDS 重点分野名）：ガバナンス強化
2. コンポーネント名（JDS 開発課題名）：法制度整備
3. 課題別主管省庁：司法省
4. 対象機関：司法省・最高裁判所・最高検察庁・工業貿易省（各省傘下機関）  
教育訓練省、その他大学・研究機関

##### (2) 背景

我が国は市場経済下の経済活動の基本となる民法、民事訴訟法等の制定・改正を中心とした技術協力を実施してきた。これら基本法の整備は相当程度進んだものの、社会経済の発展にあわせた改正や、下位規範の整備等が必要となっているほか、政令・省令等との間の整理も必要となっている。また、これら法律を適切に運用・執行できる人材を増やすことも必要となっており、かかる観点から、過去にはベトナム国家大学における日本法コースの実施にも協力したところである。こうした中、ベトナムの立法作業を含む立法政策・司法政策の立案・実行を担う人材が、日本の法・司法制度にかかる知識を得て、その後、比較法学的視点をもちながら業務に臨むことにより、上記課題の効果的な解決に大きく貢献することが期待される。また、大学の関係者が日本の法学教育を体験することにより、ベトナムの法学教育制度の改善や日本法にかかる知識の普及を担い、中長期的な人材の底上げに貢献していくことも期待される。

##### (3) 我が国の援助との関係

対ベトナム国別援助計画（平成 21 年 7 月）の基本方針の 4 つの柱の一つである「ガバナンス強化」は、「経済成長促進・国際競争力強化」「社会・生活面の向上と格差是正」「環境保全」といった、他の 3 つの柱を構成する開発課題に対応していく上での基盤となるものである。

特に法整備・司法改革分野においては、これまで、市場経済下における経済活動の基本となる民法、民事訴訟法等の制定・改正を中心として支援を実施してきたが、これら法律を適切に運用・執行するための体制と人材は十分ではなく、法令制定・改正作業並びに法

運用に必要な制度の構築・改善、地方を含む現場レベルの法律運用能力向上、法に関する情報普及、司法へのアクセス改善などの支援が求められている。こうした中、現在、我が国は、「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月～2011年3月）を実施し、これら課題の解決を支援しているところである。

本コンポーネントでは、上記プロジェクトやその後継案件等と有機的に相互連携しながら、「法の支配」の確立・定着を図る人材を育成することにより、ベトナムにおける中長期的なガバナンスの強化に貢献することが期待されている。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 案件目標

#### (1) 上位目標

ベトナムが自ら定めている法制度整備・司法改革に関する基本方針に沿って、法令制定、改正作業並びに法運用に必要な制度構築・改善など法整備に係る司法関係機関の能力が帰国留学生により向上する。

#### (2) プロジェクト目標：

対象機関における法制度整備・司法改革に携わる人材の、同分野における比較法学的視点を持って法令制定・改正並びに法運用に必要な制度構築・改善に関する能力が向上する。

### (2) プロジェクト目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

### (3) 活動

#### 【名古屋大学大学院】

目標	学習内容
①来日前	
来日後の円滑な研究のために十分な事前準備を実施する	留学生は、来日前留学生への事前指導として、英語によるペーパー作成に必要な英語能力と論文作成能力の向上に向けた指導を受けることができる。
②留学中	
法理論全般にわたる幅広い知見を習得する	留学生は、大学により提供される、日本法を素材に基本的な法理論および日本の法律・政治制度等に関する科目を通じて、自国法制度と日本や他国の法制度を認識し、比較法学的アプローチにより幅広い知識を習得する。
実務面に直結した実践的な理解を深める	留学生は、これまで実施されている民間企業におけるインターンシップに加えて、設定された課題との関連で実施す

	る必要がある者として、新たに行政・司法インターンシップを行い実践的な理解を深める。また、司法・行政部門の諸組織による特別講義を受講し、実務的な理解を深める。
論文作成にかかる精度を高める	留学生は、在籍中も継続して、論文作成に向けて英語によるペーパー作成に必要な英語能力と論文作成能力の向上を目的としたフォローアップ講義を受講し、論文作成の精度を高めることができる。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する	留学生は、修士論文作成において、指導教員の個別的・専門的チュートリアルによる論文指導と論文執筆講座とを有機的に結びつけながら、課題とテーマに応じて、場合によっては、実務レポート等に変えることができる。同学の提供する弾力的な論文作成を運用することができる。
<b>③帰国後</b>	
帰国後の知識のブラッシュアップ	留学生（帰国生）は、現地での実施される専門的でアップデートな講義の受講することで、帰国後も大学と継続的につながりを持つことができ、知識のブラッシュアップを図る。

## 【神戸大学大学院】

目標	学習内容
<b>①来日前</b>	
	検討中
<b>②留学中</b>	
法理論動向にわたる幅広い知見を習得する	留学生は、母国の健全な社会発展といった基本的理念の共有しながら、基礎から高度な法解釈論・立法論におよぶ法学教育を受けることができる。各人の法学的素養を高めて、幅広い知識を習得する。
実務面に直結した実践的な理解を深める	留学生は、オムニバス方式による法整備支援にかかわる研究者や裁判官、検察官、弁護士などの実務家のレクチャーを受講することができ、ディスカッション等を通じて、実践的な理解を深める。
比較研究を通じた、多様な視点での議論を推進する	留学生が履修する「制度構築論講座」には、公法分野、経済法分野、社会法分野でアジア諸国の法制度の比較研究を専門とする3名の教員を配置される。留学生は、多様な研究ニーズを満たすことができ、比較研究を通じ、多様な視点で議論を推進することができる。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する	留学生は、「制度構築論講座」の教員を主たる指導教員として専攻する法分野についての個別指導を受けることが

	でき、修士論文作成を通じ、留学生の課題に対する解決策を考察する。
③帰国後	
	検討中

#### (4) - 1 日本側の投入

- |  |
|--|
| <p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</p> <p>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</p> <p>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p> |
|--|

#### (4) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 5 名 × 4 カ年 = 20 名	(名古屋大学 : 12 名 (2.5 年間) 神戸大学 : 8 名 (2 年間))
2010 年 (～2011 年修了) : 5 名	(名古屋大学 : 3 名、神戸大学 : 2 名)
2011 年 (～2012 年修了) : 5 名	(名古屋大学 : 3 名、神戸大学 : 2 名)
2012 年 (～2013 年修了) : 5 名	(名古屋大学 : 3 名、神戸大学 : 2 名)
2013 年 (～2014 年修了) : 5 名	(名古屋大学 : 3 名、神戸大学 : 2 名)

#### (5) 相手側の投入

- |  |
|--|
| <p>①留学生の派遣</p> <p>②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）</p> <p>③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</p> |
|--|

#### (6) 資格要件

- |  |
|--|
| <p>①職務経験等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象機関において法制度整備に関する業務に従事する正職員</li> <li>・法制度整備に関する業務に2年以上の専門的な実務経験を有すること（3年以上が望ましい）</li> </ul> <p>②その他：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること</li> <li>・ベトナム国籍を持つこと</li> <li>・22歳以上35歳未満（当該来日年4月1日現在）</li> <li>・現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと</li> <li>・過去にベトナム国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと</li> </ul> |
|--|

### 3. 実施体制

#### (1) 留学生の受入大学

名古屋大学大学院 法学研究科
神戸大学大学院 国際協力研究科

#### (2) 受入大学の国際協力事業の実績

##### 【名古屋大学大学院】

(平成 20 年度実績)

国費留学生 48 名 (内訳: 学部 1 名、研究留学生 4 名、修士 22 名、博士 20 名)

JICA 長期研修員 3 名 (ラオス/修士 2 名、博士 1 名)

円借款 1 名 (インドネシア修士希望)

中国国家高水準大学院生 4 名 (博士・研究生)

私費留学生 45 名、交換留学生 10 名

※ 平成 21 年度計画…前年度実績とほぼ同じ

##### 【神戸大学大学院】

(平成 20 年度実績)

国費留学生 (修士) 3 名 (ボリビア、ブラジル、モンゴル)

私費留学生 4 名 (モンゴル、ベトナム、ウガンダ、中国)

インドネシア・リンケージ・プログラム 7 名

(平成 21 年度計画)

国費留学生 (修士) 1 名 (カンボジア)

私費留学生 6 名 (中国、台湾、モンゴル、ベトナム、タイ)

#### (3) プログラム概要

##### 【名古屋大学大学院】

「指導の基本方針」はベトナムにおける法学若手人材の育成をつうじて、ベトナムにおける「法の支配」、「ガバナンスの向上」を確保しうる体制の確立に寄与することである。法政策、立法、および法執行の企画・立案と実施の能力向上、および、法制度の背景にある法理論を比較法的に、あるいは、歴史的に探究し、より高度な教育・研究能力を身につけさせこととする。JDS 留学生が所属するプログラムは、アジアの体制移行国や発展途上国における法整備事業及びその事業の担い手の育成に貢献しうる人材を育成するものであり、英語による法学教育を行う。

JDS 留学生には、上記基本方針に従って、日本法を素材に基本的な法理論を学ぶ授業科目を提供し、並びに、日本の法律・政治制度等に関する授業科目を提供することにより、自国の法制度と日本を含む他の国からの留学生の出身国の法制度との比較法的学習が可能となる多様な授業科目を展開する。さらに、より専門的に経済の基本理論を学習するために、経済学研究科との連携協力により、経済関係の基礎教育を行う授業 6 科目を提供し、講義形式をとりつつも議論の展開を重視する講義演習形式をとる。

修士論文については、指導教員による個別的・専門的チュートリアルによる論文指導と、論文執筆講座とを有機的に結びつけながら指導を行う。

その他、インターンシップを導入し、実際的な問題を素材にして日本の司法制度の機能及び運用のレベルにまで触れることにより、教育・研究を通じて得た知識を生きて身につけさせ、及び専門的・実践的な問題解決能力を練成することを目指す。

#### 【神戸大学大学院】

本プログラムではベトナム人官僚・法曹・研究者等を留学生として受け入れ、さらに多くの問題状況について共通点を有する近隣発展途上諸国からの留学生をも交え、相互の意見や知見の発展的交流、「法の支配」や民主主義、母国および地域の健全な社会発展といった基本的理念の共有を進める。

法律学に加えて政治学、行政学、教育学、経済学を専門とする専任教員を擁し、すべての教員が英語による講義を開講し、留学生が専攻分野以外の講義を英語で受講できる学際的な研究環境を提供する。その上で Law and State Building、Law and Economic Development、および Law and Social Development を基幹科目として受講させ、それぞれの領域での最新の法理論動向を習得できる。

また、毎年開講している「法整備支援論」において毎回オムニバス方式で法整備支援にかかわる研究者や裁判官、検察官、弁護士などの実務家を招聘し、留学生とのディスカッションの場を設けている。

さらに、ベトナム法整備支援の本邦研修を傍聴し、我が国の法制度整備支援の理念と手法を共有する機会を設けている。これらは、法務省法務総合研究所国際協力部の協力によって実現されたものである。

これらに加えて、毎年海外の研究者を客員教授として半年程度招聘して Special Lecture on Institution Building を開講し、諸外国の法制度整備支援の理念と経験を学ぶ機会を提供している。

## 個表 1-2

### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

#### (1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（JDS 重点分野名）：ガバナンス強化
2. コンポーネント（JDS 開発課題名）：行政改革
3. 課題別主管省庁：内務省
4. 対象機関：内務省、政府監査院、地方人民委員会、国会事務局、  
ホーチミン国家政治行政学院  
(各省傘下機関) 教育訓練省、その他大学・研究機関

#### (2) 背景

行政改革マスタープランに基づき、One Stop Shop や苦情申し立て制度の導入等、利用者のニーズに合致した行政サービス提供の改善、公務員制度改革、政府機構改革等の取り組みが進められているが、改革プロセスは同マスタープランの想定に比して、全体的に大きく遅れている。また、地方分権化が進展する中、地方政府は開発計画策定や年度予算策定、ODA 案件の企画立案・実施等において主体的な役割を果たすことが期待されており、地方政府の行政能力向上が課題となっている。

また汚職問題はかねてより進出企業がベトナムで経済活動を行う上での阻害要因と認識されており、2006 年の Transparency International による汚職度インデックスでも全 163 カ国中 111 位と評価は依然として低い。2006 年の交通運輸省の汚職問題（PMU18 問題）、2008 年の PCI 事件を契機に国民的関心もきわめて高まっており、首相を長とする国家反汚職委員会の設置等、汚職撲滅に向けた改革も進められているが、汚職の蔓延は行政の上層部から末端まで根強いとされ、中長期的な取り組みが必要である。

#### (3) 我が国の援助との関係

対ベトナム国別援助計画（平成 21 年 7 月）の基本方針の 4 つの柱の一つである「ガバナンス強化」は、「経済成長促進・国際競争力強化」「社会・生活面の向上と格差是正」「環境保全」といった他の 3 つの柱を構成する開発課題に対応していく上での基盤となるものである。我が国は汚職対策を含む健全なガバナンス体制の確立のために、行財政改革と、法整備・司法改革の支援を行っている。

行政改革については、ベトナム政府が進める行政改革マスタープランに基づき、行政マネジメント能力の向上や税務行政実務等の公共財政管理等の分野で、中長期的な視点に立って制度整備、組織強化、人材育成に資する協力を行うことが求められており、本コンポーネントにおいては、透明性の高い行財政体制の実現、地方分権化への対応強化に貢献する人材を育成することが期待されている。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 案件目標

#### (1) 上位目標

制度改善に向けた政策レベルでの働きかけを行いつつ、透明性の高い行財政体制の確立、地方分権化への対応力の強化が帰国生を通じて実現する。

#### (2) プロジェクト目標：

対象機関において、中長期的な視点で制度整備、組織強化、人材育成に携わる人材の、税務行政実務等公共財政管理等に関する能力が向上する。

### (2) プロジェクト目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

### (3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
	検討中
②留学中	
ガバナンス全般にわたる幅広い知見を習得する	留学生は、政治・行政、経済・財政の3分野に加え、それらの現状を把握、理解するための豊富な政策研究科目を履修することができ、ガバナンスをめぐる諸相を理解することができる。
実務面に直結した実践的な理解を深める	留学生の研究テーマに関連した国内外の研究者招聘による特別講義の受講し、日本国内における公共政策の現場視察と関係者との意見交換を通じて研究テーマの実践的理解を深める。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する	他の留学生並びに日本人学生との知的交流を深めるための論文ワークショップの受講、研究成果の質的向上を目指す補助プログラムとして論文執筆特別講座を受講することができ、修士論文の質を向上させることができる。
③帰国後	
	検討中

### (4) - 1 日本側の投入

①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）

②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）

③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

（４）－２ 投入期間・人数

1 バッチ 5 名 × 4 カ年 = 20 名 2 年間の修士課程  
 2010 年（～2011 年修了）：5 名  
 2011 年（～2012 年修了）：5 名  
 2012 年（～2013 年修了）：5 名  
 2013 年（～2014 年修了）：5 名

（５）相手側の投入

- ①留学生の派遣  
 ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）  
 ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

（６）資格要件

- ①職務経験等  
 ・対象機関において行政能力向上、公共財政管理に関する業務に従事する正職員  
 ・行政能力向上、公共財政管理に関する業務に2年以上の専門的（\*）な実務経験を有すること（3年以上が望ましい）  
 （\*：公務員制度改革、政府機構改革、投資・経常支出の統合管理強化、債務管理強化等）
- ②その他：  
 ・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること  
 ・ベトナム国籍を持つこと  
 ・22歳以上35歳未満（当該来日年4月1日現在）  
 ・現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと  
 ・過去にベトナム国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

3. 実施体制

（１）留学生の受入大学

明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科

（２）受入大学の国際協力事業の実績

（平成20年度実績）  
 国際協力機構（JICA）長期研修員 2名（ベトナム）  
 マレーシア国費留学生 2名  
 （平成21年度実績（4月入学））  
 国際協力機構（JICA）長期研修員 5名（カンボディア2名、ベトナム1名、タンザニア2

名)

マレーシア国費留学生 1 名

### (3) プログラム概要

本研究科では、地球規模の諸問題に関連する各専門分野のディシプリンを高めるとともに、特に戦後における日本をはじめとする各国の経済発展、政治・行政改革等の事例分析を踏まえ、政府、民間企業並びに市民がどのように社会運営に携わるべきかといった政治・行政のガバナンスやコーポレートガバナンス等の諸問題を研究することを目的としている。

その対象分野は、国際的（グローバル）であると同時に地域的（ローカル）であり、「公共政策プログラム」「国際開発政策プログラム」「コミュニティ・マネジメントプログラム」を核とし、グッド・ガバナンス（Good Governance） 公共経営（Public Management） 地方分権（Decentralization） 市民参加（Citizen Participation） 持続的開発（Sustainable Development） 開発経済協力（Economic Development Corporation） 地域開発（Regional Development） 貧困削減（Poverty Reduction） 危機管理（Crisis Management） といった世界が直面している現代の課題に直結した重要かつ喫緊のテーマを取り扱う。また、JDS 留学生は自国の行政官であることに鑑み、また日本に学ぶ意義を踏まえ、日本の行政等の現場視察と関係者との意見交換を盛り込んだ「政策分野研究」のカリキュラムの充実を図っている。

ベトナムの当該開発課題に関しては、それらガバナンスに関する体系的な知識をベースに、特に公共政策プログラムの政府間関係論、地方財政論、地方自治論、公共経営論、政策評価論や、国際開発政策プログラムの国際開発政策論等の専門分野における高度な知識と実践的な理論の習得を目指す。また並行して、修士論文執筆に係る科学的な調査・分析手法を学び、各自の研究を進めるための演習科目を設置し、JDS 留学生の修士論文の質を高めることを目標としている。

## 第1バッチ（2010年度来日）の候補者の募集・選考方法 （ベトナム国）

ベトナム国における第1バッチの留学候補者の募集・選考は、以下の通り実施された。

### 1. 応募者の募集（2009年8月～9月）

第1回運営委員会にて了承を得た応募者資格要件、募集要項・応募書類、選考スケジュールにしたがって、現地調査期間中に対象機関に対して以下の募集支援を行った。

#### (1) 募集要項及び応募書類等の準備

応募に必要な募集用資料一式として、

- ・ 募集要項（1000部）
- ・ 応募書類（1000部）
- ・ 応募勧奨用フライヤー（500枚）
- ・ 応募勧奨用ポスター（500枚）

を作成した。

#### (2) 応募者選出依頼

全対象機関に対して、前述の募集用資料一式にカバーレターを添えて配布<sup>1</sup>するとともに、応募者選出依頼を行った。

#### (3) 説明会の実施

9月1日に、ベトナム日本人材開発センター（ハノイ）にて募集説明会を開催し、25名の参加者を得た。JDS概要や応募書類の書き方について説明の後質疑応答が行われ、参加者からは積極的に質問が出された。

#### (4) 応募書類の回収方法

9月11日までに各対象機関から応募書類がJDSプロジェクト事務所<sup>2</sup>へ提出されたが、公募期間が短かったことに起因し、一部コンポーネントにて応募数が少なかったため、公募期間を延長し、9月23日まで応募書類を受け付けた。提出された応募書類数は84通であり、提出された応募書類について、JICEが資格要件や書類不備等を確認したところ、そのうち81名の応募が有効と認められた。コンポーネント毎の対象省庁別有効応募者数は表1のとおりであるが、過去3年間は汎用性のある分野設定であった為、今年度対象省庁となっている機関以外からの応募が目立つ（加えて、公募制を採用していたため、国営企業や民間企業の応募者も多数含まれている）。今年度は各コンポーネントにおいて対象機関を絞り込み、公務員限定の募集となっている為、開発課題解決に向けたより直接的に貢献しうる可能性のある対象省庁からのみの応募となっている。全体の応募人数は少ないものの、各対象省庁から幅広く集まったことは、JDS事業の対象省庁内に周知されている証左であり、次年度以降、対象省庁内より開発課題に特化した部署をターゲットにした応募勧奨も検討できると思料される。

<sup>1</sup> 要望に応じたデータでの応募書類の提供も実施

<sup>2</sup> JDSプロジェクト事務所：JICEは2000年の事業開始当初より、ハノイ市内にプロジェクト事務所を設置し、留学生の募集・選考、現地語学研修、オリエンテーション、来日手続き等を実施してきた。本調査においても同事務所を有効に活用している。

表1 第1バッチ 対象省庁別応募者・合格者(コンポーネント別)

【新方式】

CP1-1【成長促進のための制度整備】

対象省庁	JDS2010-2011 (新方式1期生)			
	有効応募者数	%	留学生(予定)	%
計画投資省	3	16%	1	14%
商工省	3	16%	0	0%
財務省	2	11%	0	0%
ベトナム国立銀行	2	11%	1	14%
教育訓練省	9	47%	5	71%
その他				
合計	19	100%	7	100%

【参考:過去3年の応募者/合格者(注1)】

※ ベトナム国では、既存方式7期生より、一部分野において対象を公務員限定として事業を実施している。

【経済分野】

JDS2007-2008 (7期生)		JDS2008-2009 (8期生)		JDS2009-2010 (9期生)		JDS2007~JDS2009 合計 (7期~9期)	
有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生
3	1	4	2	1	1	8	4
2	0	0	0	1	1	3	1
4	1	1	1	3	0	8	2
1	0	2	0	0	0	3	0
7	1	0	0	7	4	14	5
16	3	6	2	3	0	25	5
33	6	13	5	15	6	61	17

CP1-2【運輸交通・都市開発】

対象省庁	JDS2010-2011 (新方式1期生)			
	有効応募者数	%	留学生(予定)	%
運輸交通省	2	17%	0	0%
建設省	4	33%	1	25%
ハノイ市人民委員会	2	17%	0	0%
ホーチミン市人民委員会	1	8%	1	25%
教育訓練省	3	25%	2	50%
その他				
合計	12	100%	4	100%

JDS2007-2008 (7期生)		JDS2008-2009 (8期生)		JDS2009-2010 (9期生)		JDS2007~JDS2009 合計 (7期~9期)	
有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生

CP2【農業農村開発政策】

対象省庁	JDS2010-2011 (新方式1期生)			
	有効応募者数	%	留学生(予定)	%
農業農村開発省	6	38%	0	0%
国立農業政策立案所	0	0%	0	0%
教育訓練省	10	63%	4	100%
その他				
合計	16	100%	4	100%

【農業農村開発分野】

JDS2007-2008 (7期生)		JDS2008-2009 (8期生)		JDS2009-2010 (9期生)		JDS2007~JDS2009 合計 (7期~9期)	
有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生
23	1	2	1	3	0	28	2
2	0	0	0	0	0	2	0
15	1	12	2	15	3	42	6
10	0	13	2	12	1	35	3
50	2	27	5	30	4	107	11

CP3【環境】

対象省庁	JDS2010-2011 (新方式1期生)			
	有効応募者数	%	留学生(予定)	%
天然資源環境省	12	67%	2	40%
計画投資省	0	0%	0	0%
ベトナム国立科学技術アカデミー	0	0%	0	0%
農業農村開発省	4	22%	1	20%
商工省	0	0%	0	0%
教育訓練省	2	11%	2	40%
その他				
合計	18	100%	5	100%

【環境政策分野】

JDS2007-2008 (7期生)		JDS2008-2009 (8期生)		JDS2009-2010 (9期生)		JDS2007~JDS2009 合計 (7期~9期)	
有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生
1	0	2	0	3	1	6	1
1	1	0	0	0	0	1	1
2	1	1	1	1	0	4	2
2	1	1	0	1	0	4	1
1	0	0	0	0	0	1	0
6	0	6	1	5	1	17	2
3	0	12	1	6	1	21	2
16	3	22	3	16	3	54	9

CP4-1【法制度整備】

対象省庁	JDS2010-2011 (新方式1期生)			
	有効応募者数	%	留学生(予定)	%
司法省	4	57%	2	40%
最高裁判所	1	14%	1	20%
最高検察庁	0	0%	0	0%
商工省	1	14%	1	20%
教育訓練省	1	14%	1	20%
その他				
合計	7	100%	5	100%

【法律分野】

JDS2007-2008 (7期生)		JDS2008-2009 (8期生)		JDS2009-2010 (9期生)		JDS2007~JDS2009 合計 (7期~9期)	
有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生
3	1	1	1	0	0	4	2
0	0	0	0	1	0	1	0
0	0	1	0	0	0	1	0
0	0	1	1	0	0	1	1
5	1	5	0	2	1	12	2
7	1	4	0	7	2	18	3
15	3	12	2	10	3	37	8

CP4-2【行政改革】

対象省庁	JDS2010-2011 (新方式1期生)			
	有効応募者数	%	留学生(予定)	%
内務省	2	22%	1	25%
国家監査院	1	11%	1	25%
地方人民委員会	5	56%	2	50%
国会事務局	0	0%	0	0%
国家行政学院	1	11%	0	0%
教育訓練省	0	0%	0	0%
その他				
合計	9	100%	4	100%

【公共政策分野】

JDS2007-2008 (7期生)		JDS2008-2009 (8期生)		JDS2009-2010 (9期生)		JDS2007~JDS2009 合計 (7期~9期)	
有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生	有効応募者	留学生
1	1	1	1	0	0	2	2
1	0	0	0	0	0	1	0
0	0	2	0	5	0	7	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0
0	0	1	0	0	0	1	0
13	2	12	3	15	4	40	9
15	3	16	4	21	4	52	11

(注)作成時点で最終留学期補正が確定していないため、合計が29名となっている

(注1)有効応募者数、留学生数は「公務員」のみを抽出し、国営企業、民間企業からの人数は含まれていない。

## 2. 受入大学による書類選考及び結果

提出された応募書類のうち、資格要件を満たす 81 通の応募書類を各受入大学に送付し、大学教員による書類選考を実施し（9月28日から10月9日）、10月9日までに、8受入大学（研究科）から書類選考の結果を得た。同書類選考と前後して、英語及び数学の適性試験を実施（9月19日、29日）し、書類選考の参考資料として結果を大学側に提供した。

各試験・選考については、以下の通り実施した。

### (1) ベーシックチェック

9月11日から9月25日にかけて、書類選考の事前段階として、応募時に設定された資格要件、必要な書類、応募書類上の記入間違い等に関して確認し、不明な点に関しては本人または内容によっては所属先に確認を行った。その結果、ベーシックチェックを通過した応募書類は81通であった（表2参照）（応募対象外（3通）の主な理由は、対象省庁以外からの応募と応募後の出願辞退（2通）によるもの）。9月25日に応募者へ結果を通知するとともに、JICE本部を通じて受入予定大学への応募書類の発送を行った。

### (2) 英語試験及び数学試験

ベーシックチェックを通過した81名に対して、書類選考の参考資料として基礎的な学力を確認するための英語及び数学試験を9月19日（29日：追加応募者対象）に実施した。英語は国際的なレベルを確認するためにITP-TOEFL試験を受験させ、数学は、過去のJDS事業で経済・経営分野での受入実績のある大学が、修士課程レベルに必要な数学能力を確認するために作成した問題を利用した。

いずれの試験の結果についても、選考上の合否の最低ラインは設定せず、各受入大学に対して受験者全員分の結果<sup>3</sup>を選考の参考資料として提供した。

### (3) 書類選考

審査項目は、学業成績（25点）、帰国後の知識活用法（20点）、研究計画（25点）、推薦状（10点）、該当開発課題との合致度（20点）の5項目であり、100点満点で採点が行われた。合否判定については審査得点による合否ラインは設定せず、受入大学毎に応募者の順位づけを行い、各大学の受入予定人数の3倍を上限として書類選考通過とした。英語試験及び数学試験結果の取扱いについては、合否判定基準の一部とするか参考程度とするか等、入学後に必要な学力、英語・数学能力の重要性等が大学毎に異なるため、大学側の判断に委ねた。

以上の結果、4サブプログラム／6コンポーネントにおいて、68名が書類選考を通過した。

## 3. 受入予定の大学教員による専門面接及びその結果

その後、10月21日から10月25日にかけて大学教員による専門面接と、主管省庁及び対象機関関係者と大学教員との協議が以下の日程で実施された。

---

<sup>3</sup> 数学試験に関しては、採点結果に加えて、解答のプロセスが記載されている解答用紙の原紙も大学側に提供。

月日		日程
10月21日	水	現地着
10月22日	木	ブリーフィング・オリエンテーション
		日本関係機関表敬訪問（JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館）
10月23日	金	課題別主管省庁との協議 運営委員会との協議
10月24日	土	専門面接実施【全大学】
10月25日	日	専門面接実施【広島大学、九州大学、筑波大学】 現地発

審査項目は、学問的背景と学習能力（50点）、留学を成し遂げるための素養（30点）、ベトナム国の開発に寄与する可能性（20点）の3項目であり、100点満点で採点が行われた。また、合否判定は三段階方式（「◎」は積極的に受入れる、「○」は受入可能、「×」は受入不可）で行われた。審査得点による合否ラインは特に設定せず受入大学毎に応募者の順位づけを行い、「◎」及び「○」の候補者のうち、各大学の受入予定人数の2倍を上限として専門面接の合格対象者とした。その結果、68名の面接対象者のうち49名が専門面接を通過した。

#### 4. 運営委員会による総合面接及びその結果

専門面接に先立ち、10月19日から25日にかけて書類審査通過者に対する健康診断が実施され、68名全員が留学に支障があるとされる健康上の問題は発見されなかった。

大学教員による専門面接及び健康診断を通過した候補者に対して、11月4日、5日に運営委員会による面接が実施された。審査項目は、当該国の開発に寄与する可能性（40点）、留学の成果を長期的に活かしていく能力（30点）、留学を成し遂げるための素養（30点）の3項目であり、100点満点で採点が行われた。合否については、受入大学毎に応募者の順位づけを行い、各大学の受入人数を上限として表2の通り29名が最終候補者として選考された。残り1名に関しては、第2回運営委員会の議論を経て追加選考が決まっている（詳細については、3-3-1.課題・提言（4）参照）

対象省庁別に見る合格者数は表1の通りであるが、対象省庁内から広く応募があったものの、全体的な傾向として、過去3年間の傾向の通り、英語力に優位性をもつ教育訓練省所属の大学教員の合格が顕著となっている。各コンポーネントの中心的存在である課題別主管省庁からの合格者については、運輸交通コンポーネント、農業農村開発コンポーネントを除き、合格者を輩出している。今後も開発課題解決に中心的役割を担うと思われる課題別主管省庁の人材を中心に広く対象省庁からの応募者が合格できるよう、国際協力局・人事局を通じて、省庁内での英語力向上、課題解決意識の向上を推進するよう働きかけを行う必要がある。

表2 第1バッチ応募者の選考結果（サブプログラム別）

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	応募者数	有効 応募者数	書類審査 合格者数 （*1）	専門面接 合格者数 （*2）	総合面接 合格者数	最終選考 合格者数	受入予定 人数
										第1バッチ
1. 経済成長促進・国際 競争力強化	成長促進のための制 度整備	一橋大学大学院	アジア公共政策プ ログラム	13	13	8	5	4	4	4
		国際基督教大学大 学院	アーツ・サイエンス 研究科	8	6	6	6	3	3	3
	運輸交通・都市開発	広島大学大学院	国際協力研究科	12	12	12	7	4	4	4
2. 生活・社会面の向上 と格差是正	農業農村開発政策	九州大学大学院	生物資源環境科学 府	16	16	12	7	4	4	4
	環境	筑波大学大学院	生命環境科学研究 科	19	18	15	10	5	5	5
3. 環境保全	法制度整備	名古屋大学大学院	法学研究科	5	5	5	4	3	3	3
		神戸大学大学院	国際協力研究科	2	2	2	2	2	2	2
	行政改革	明治大学専門職大 学院	ガバナンス研究科	9	9	8	8	4	4	5
			計	84	81	68	49	29	29	30

（\*1）受入人数の3倍を目安

（\*2）受入人数の2倍を目安

（\*3）追加選考実施中（2010年1月現在）

ベ国JDS事業対象（推薦）機関の課題、期待する研究テーマ、職員数

コンポーネント	対象機関	課題	期待される研究テーマ	正規職員数（人）	ハノイ市に勤務する正規職員数（人）	35歳以下の職員数（人）
1-1. 成長促進のための制度整備	1 計画投資省	N/A	N/A	760	N/A	N/A
	2 商工省	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	3 財務省	N/A	N/A	129,562	N/A	Over10,000
	4 ベトナム国立銀行	N/A	N/A	6,658	1,658	N/A
1-2. 運輸交通/都市開発	5 運輸交通省	分野別（道路、鉄道、水路、航海・航空）のニーズマネジメント能力（人事管理、経営管理、公共政策管理）における人材育成ニーズ	N/A	N/A	N/A	N/A
	6 建設省	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	7 ハノイ市人民委員会（都市交通PMU）	PMUが立ち上がってから8年のため、基礎的人材育成に課題がある。	左記人材育成の一環として、十分な技術を持った人材が必要である。	60	60	34
	8 ホーチミン市人民委員会	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
2. 農業農村開発政策	9 農業農村開発省	①バイオテクノロジー（農業、森林などさまざまなテーマに活用可能）、②環境、資源管理、③農業農村開発における政策管理	N/A	8,508	N/A	Over 2,000
	10 国立農業政策立案所	1. 参加型地域開発と実践的な適切なモデルにおける方法論 2. 地域開発過程における工業化と現代化 3. 実践的な研究能力、適応能力。 4. 十分な英語能力 5. 国際社会との調和	1. 適切な農村開発モデル 2. 農村開発と内部連携における文脈の中での、当事者参加および工業化、現代化の進める概念化 3. 国際社会、国際組織への関与度の向上	N/A	N/A	N/A
3. 環境	11 天然資源環境省	土地管理、鉱産物・地質管理、水資源管理、気候変動、環境管理、地図測定分野	N/A	N/A	N/A	N/A
	12 ベトナム国立科学技術アカデミー	N/A	N/A	3,664	N/A	N/A
4-1. 法制度整備	13 司法省	国際法や新しい法秩序下における訴訟に精通した公務員集団を構築すること	・国際関係法令関連 ・告訴、訴訟関連 ・法秩序に係る研究	9,000	1,069	N/A
	14 最高裁判所	・法制度における透明性の改善 ・裁判所構造改革	・法令、省令の改正、修正にかかわる研究 ・裁判所改革に係る研究	N/A	N/A	N/A
	15 最高検察庁	・最高検察庁が国家検察組織として、司法機関の中で新しい司法権に対応する組織に再編できるかどうか ・最高検察庁が監督、檢察機能をもち、民事訴訟における強力な役割を果たすことができるかどうか ・刑事訴訟法の修正	・各国の司法制度における、司法機関の組織と機能についての研究 ・更なる民主化、透明性確保、基本的人権を高めていくための司法訴訟の発展にかかわる経験とベストプラクティスの研究	11,347	over 3,000	N/A
4-2. 行政改革	16 内務省	公務員（幹部候補生）の中で新しい法律を運用できる人材が不足している	公務員人事評価システムの改革	250	250	75
	17 国家監査院	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	18 国会事務局	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	19 国家行政学院	・研究能力、政策分析能力、情報収集分析能力が不足している ・各分野における博士課程の人材が不足している ・研究促進、社会調査等を推進する人材が必要である。	・課題に係る技術に直結するテーマ	42	42	24

## 評価測定クエスチョネア(来日時実施用)

This questionnaire is conducted three times in Japan (upon your arrival in Japan, a year after your enrollment, and upon graduation), and once after your return to your home country. The purpose of the questionnaires is to regularly evaluate the knowledge, skills and abilities JDS Fellows acquire through their studies in Japan in order to help ensure that JDS Fellows are able to solve development issues of their respective countries. The results of the questionnaires are used solely to improve the JDS project.

The information collected through these questionnaires is not used for any other purposes than this research, and no personal information is ever disclosed to any outside parties.

## 1 Profile information on JDS Fellow

Date (year/month/day)  /  /  JDS No.

Name Family name  / First name  / Middle name

Sex  1 Male  2 Female Age  Nationality

University

Faculty

Thesis title

Title of Master's degree

Duration of stay in Japan (year/month) From  /  To  /

Last degree received before coming to Japan  1 Bachelor  2 Master  3 Doctor

Sector working in before coming to Japan  
 1 government  2 non-government  3 private  4 semi-government  5 parastatal

Workplace, department and job title before coming to Japan

## Type of job responsibility

Please check the closest responsibility of your job (multiple answers may be chosen)

1. Management  2. Administration  3. Accounting  4. Personnel  5. Planning  
 6. Overseas  7. Purchasing  8. Business Operation  9. Sales  10. Engineering  
 11. Production  12. Research  13. Field Operations  14. Public Relations  
 15. Marketing  16. SE  17. Legal Affairs  18. Financial Affairs  19. Training





26 What skills and abilities among the following do you think are valuable for your work?

Score each skill from 0 to 3, the score 3 indicating the most valuable.

- 1. Scientific research/analytical skill
- 2. Logical thinking
- 3. Information collection/processing skill
- 4. Learning ability
- 5. Problem-solving skill
- 6. IT skill
- 7. Communication skill
- 8. Negotiation/coordination skill
- 9. Decision-making skill
- 10. Time-management skill
- 11. Idea generating ability
- 12. Practical job-related skills
- 13. Leadership ability
- 14. Long-term prospects
- 15. Well-rounded education
- 16. Ethical sense
- 17. Sense of discipline
- 18. Sense of responsibility
- 19. Confidence in tackling work
- 20. Challenging spirit
- 21. Positive attitude
- 22. Desire to achieve goals
- 23. Sense of curiosity
- 24. Sense of aspiration
- 25. Other (specify if any)

### 3 General opinion of the questionnaires

27 Note any particular criteria you used for your evaluation or any general comments about the questionnaires.